

大阪府化学物質管理制度 届出マニュアル

2024年1月

大 阪 府

はじめに

化学物質は、私たちが生活する上で欠かせないものですが、事業活動等を通じて排出されている化学物質の中には、健康や環境に対して影響を及ぼすものもあります。

このため、事業者の皆様には化学物質の自主的な管理を行っていただき、化学物質による環境リスクを低減することが重要です。

大阪府では、事業者の皆様による化学物質の自主的な管理を促進するため、化管法（PRTR法）及び府条例に基づく届出制度を運用しています。

事業者の皆様には、化管法に基づく届出に加え、府条例に基づく計画の作成や排出量等の届出等を通じて、化学物質の管理の充実に向け積極的な取り組みをお願いします。

本マニュアルは、府条例に基づく大阪府化学物質管理制度の届出の内容や届出書の記入方法について説明しています。第1章の大阪府化学物質管理制度の概要を確認し、該当する事業者の方は届出をお願いします。

なお、大阪府では、大規模災害時における化学物質の漏えい防止等の取組を促進するため、2013年11月に大阪府化学物質適正管理指針を改正するとともに、化学物質管理計画書に「大規模災害に備えた環境リスクの低減対策」を追加しました。本マニュアルは当該改正に係る届出内容についても記載しています。

※本マニュアルでは、法令名等を以下のように略しています。

「府条例」：「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（平成6年3月23日大阪府条例第6号）」

「指針」：「大阪府化学物質適正管理指針（平成20年4月15日大阪府告示第766号）」

「指針の解説」：「大阪府化学物質適正管理指針の解説」

「化管法」：「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年7月法律第86号）」

本マニュアルの詳細については、「制度概要」のホームページに掲載の「指針」・「指針の解説」をご覧ください（<https://www.pref.osaka.lg.jp/kankyohozen/shidou/prtr.html>）。

また、届出書の様式やファイルは、大阪府化学物質管理制度の「届出」のホームページに掲載しています（<https://www.pref.osaka.lg.jp/kankyohozen/shidou/kanri.html>）。

目 次

はじめに

第1章 大阪府化学物質管理制度の概要

- (1) 大阪府化学物質管理制度に基づく届出の概要・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-1
- (2) 届出先について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-4

第2章 第一種管理化学物質排出量等の届出について

- (1) 第一種管理化学物質排出量等届出書の作成方法・・・・・・・・・・・・ 2-1
- (2) 第一種管理化学物質排出量等届出書の記入例・・・・・・・・・・・・ 2-2
- (3) 変更届出書・取下げ願いの作成方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-8

第3章 化学物質管理計画書の届出について

- (1) 化学物質管理計画書の作成方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-1
- (2) 化学物質管理計画書の記入例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-6

第4章 化学物質管理目標決定及び達成状況の届出について

- (1) 化学物質管理目標決定及び達成状況の届出書の作成方法・・・・・・ 4-1
- (2) 化学物質管理目標決定及び達成状況の届出書の記入例・・・・・・ 4-6

第5章 届出書の情報開示について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5-1

第6章 緊急事態発生時の措置について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6-1

第7章 事業者間の情報提供について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7-1

第8章 VOC（揮発性有機化合物）の取扱量等について・・・・・・・・・・ 8-1

第9章 Q&A・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9-1

第10章 参考資料

- (1) 対象業種名と業種コード・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10-1
- (2) 用途一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10-3
- (3) 排出先の公共用水域の名称・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10-4
- (4) 移動先の下水道終末処理施設の名称・・・・・・・・・・・・ 10-4
- (5) 管理化学物質の一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10-5
- (6) VOC（揮発性有機化合物）に該当する物質の例・・・・・・・・ 10-30

第1章 大阪府化学物質管理制度の概要

大阪府では、化管法に加え、2009年4月から府条例に基づく大阪府化学物質管理制度を運用し、化学物質の環境中への排出量等の削減に取り組んでいます。

この制度に基づき、要件を満たす事業者は以下の届出を行う必要があります。

(1)大阪府化学物質管理制度に基づく届出の概要

①(化管法)第一種指定化学物質の排出量・移動量の届出

②(府条例)第一種管理化学物質の排出量・移動量・取扱量の届出

○ 対象

次の(1)～(3)の要件を全て満たす事業所を府内に持つ事業者

(1)業 種：製造業等 24 業種（具体的な業種については p10-1 ～ p10-2 参照）

(2)従業員数：会社全体で常時使用する従業員数が 21 人以上

(3)取 扱 量：第一種管理化学物質^{※1}の年間取扱量が 1 トン^{※2} (0.5 トン^{※3}) 以上、
または化管法で定める特別要件を満たす施設（廃棄物焼却炉など）
があること^{※4}

○ 届出の内容

第一種管理化学物質の排出量、移動量、取扱量等（前年度の1年間の実績）

第一種管理化学物質	排出量	移動量	取扱量
化管法 第一種指定化学物質 (515 物質)	<u>①化管法の届出</u> ・第一種指定化学物質の排出量・移動量		
府条例 VOC (揮発性有機化合物)	<u>②府条例の届出</u> ・第一種指定化学物質の取扱量 ・VOC (揮発性有機化合物) の排出量・移動量・取扱量		

◎ 届出期間

① (化管法) 第一種指定化学物質の排出量・移動量

4月1日～6月30日

② (府条例) VOC (揮発性有機化合物) の排出量・移動量・取扱量

4月1日～9月30日

※1 具体的な物質については p10-5 ～ p10-16 参照

※2 VOC (揮発性有機化合物) (府条例施行規則第 50 条の 5) は、該当する物質の年間取扱量合計が 1 トン以上

VOC に該当する物質の考え方については第 8 章 (p8-1、p8-2) を参照

VOC に該当する物質の例については p10-30～p10-35 参照

※3 化管法の特定第一種指定化学物質 (鉛及びその化合物、ベンゼン等) は 0.5 トン以上

※4 化管法の特別要件を満たす施設 (廃棄物焼却炉など) のみ該当する場合は、② (府条例) 第一種管理化学物質の排出量・移動量・取扱量の届出は不要

⇒詳細は第2章(p2-1)を参照

③(府条例)化学物質管理計画書の届出

○ 対象

②(府条例)第一種管理化学物質の排出量・移動量・取扱量の届出対象者のうち、常時使用する従業員数が50人以上の事業所を府内に持つ事業者

○ 届出の内容

・管理体制に関する計画

- 化学物質の適正な管理を行うための管理体制に関する事項
(目的・方針、管理組織・規程類、教育・訓練・人材育成方法 など)
- 府民の理解の増進を図るための情報提供の方法

・緊急事態に対処するための計画

- 管理化学物質の貯蔵状況
- 管理化学物質の危険性・有害性
- 緊急事態の発生を未然に防止する対策の方針
- 緊急事態対応マニュアル

- 大規模災害に備えた環境リスクの低減対策の方針
(災害・被害想定、緊急事態発生時の未然防止、発生した緊急事態への対処 など)

○ 届出期間

届出対象となった日から6ヶ月以内

※既に届出された事業者は、管理計画書の内容に変更があった日から3ヶ月以内に届出が必要です。

⇒詳細は第3章(p3-1)を参照

④(府条例)化学物質管理目標決定及び達成状況の届出

○ 対象

②(府条例)第一種管理化学物質の排出量・移動量・取扱量の届出対象者のうち、常時使用する従業員数が50人以上の事業所を府内に持つ事業者

○ 届出の内容

・化学物質管理目標の決定等

- 有害性が高い、取扱量が多い等、環境リスクが高い管理化学物質の管理目標
(管理化学物質に関する情報、リスク評価の手順と結果 など)
- 目標を達成するための具体的な方策に関する計画

・化学物質管理目標の達成状況の把握等





- 目標の達成状況・目標達成のために実施した対策の内容
- 検証・評価の結果・見直しの内容

◎ 届出期間

4月1日～9月30日

⇒詳細は第4章(p4-1)を参照

■排出量等の届出に係る年間スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
化管法	 前年度実績届出 (6月30日※)								
	 変更届出、取下げ願い (11月30日※)								
府条例	 前年度実績届出 (9月30日※)								
	 変更届出、取下げ願い (11月30日※)								

※各届出期限日が土日の場合は、次の月曜日までとします。

(2)届出先について

大阪府は市町村への権限移譲を進めており、化管法及び府条例（化学物質管理制度）の事務についても下表の市町村に権限移譲をしています。これに伴い、下表の市町村に所在する事業所については当該市町村長が届出先となります。

地域	市町村
	大阪市
	堺市
豊能	池田市 ^{※1} + 箕面市 + 豊能町 + 能勢町
	豊中市
三島	茨木市
	高槻市
	吹田市
北河内	枚方市
中河内	東大阪市
	八尾市
泉北	泉大津市 ^{※2}
	忠岡町 ^{※2}
泉南	岸和田市
	貝塚市
	泉佐野市
	阪南市
南河内	松原市
	河内長野市 ^{※1} + 富田林市 + 大阪狭山市 + 太子町 + 河南町 + 千早赤阪村

※1 市町村名を+でつないでいる市町村では、※印が付いた市が幹事市となり共同処理を行っています。

※2 泉大津市と忠岡町では泉大津市が届出の受付及び処理を行っています。忠岡町に所在する事業所は、化管法と府条例の届出書に記載するあて先が異なりますのでご注意ください。

忠岡町の事業所における届出書のあて先と提出先

	届出書のあて先	届出書の提出先
化管法	〇〇〇大臣（忠岡町長）	泉大津市
府条例	泉大津市長	泉大津市

第2章 第一種管理化学物質排出量等の届出について

【届出対象者】

次の(1)～(3)の要件を全て満たす事業所を府内に持つ事業者

- (1)業 種 製造業等 24 業種 (具体的な業種については、p10-1 ～ p10-2 参照)
- (2)従業員数 会社全体で常時使用する従業員数が 21 人以上
- (3)取 扱 量 第一種管理化学物質^{※1}の年間取扱量^{※2}が 1 トン (0.5 トン^{※3}) 以上

※1 化管法の第一種指定化学物質、VOC (揮発性有機化合物)。

具体的な物質については p10-5～p10-16 参照 (対象物質が 1%以上含まれているもの)

※2 VOC (揮発性有機化合物) (府条例施行規則第 50 条の 5) は、該当する物質の年間取扱量合計が 1 トン以上

VOC に該当する物質の例については p10-30～p10-35 参照

※3 化管法の特定第一種指定化学物質は、0.5 トン以上 (0.1%以上含まれているもの)

(1)第一種管理化学物質排出量等届出書の作成方法

第一種管理化学物質排出量等届出書 (以下、「排出量等届出書」という。)は、届出対象となる事業所毎に作成してください。

1)届出先について

大阪府知事又は移譲した市町村の長に提出してください。(記入例参照)

2)届出様式について

以下の大阪府化学物質管理制度の「届出」のホームページからダウンロードできます。なお、主たる業種により別紙の記載内容が異なりますのでご注意ください。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kankyohozen/shidou/kanri.html>

① 主たる業種が燃料小売業以外である場合 (p2-2～p2-5 参照)

- ・VOC (揮発性有機化合物) の年間取扱量が 1 トン以上ある場合^{※1}、その排出量、移動量、取扱量等を別紙 1-1 に記載してください。
- ・化管法の第一種指定化学物質の年間取扱量が 1 トン以上ある場合 (特定第一種指定化学物質の場合は 0.5 トン以上)、その取扱量等を別紙 2-1 に記載してください。

※1 VOC (揮発性有機化合物) (府条例施行規則第 50 条の 5) は、該当する物質の合計 (具体的な物質は p10-30～p10-35 に例示)

第一種管理化学物質	排出量	移動量	取扱量
化管法 第一種指定化学物質 (515 物質)	化管法の届出		府条例(排出量等届出書) 別紙 2-1 に記入
府条例 VOC (揮発性有機化合物)	府条例(排出量等届出書) 別紙 1-1 に記入		

② 主たる業種が燃料小売業である場合 (p2-6、p2-7 参照)

- ・大阪府が権限移譲した市町村毎に届出書を作成し、該当する市町村に提出してください。府が権限移譲していない市町村の事業所については 1 つの届出書とし大阪府あてに提出してください。
- ・化管法届出の対象となる事業所の変動については、「届出をする事業所数の変動に関する事項」の欄または別紙に記載してください。

(2) 第一種管理化学物質排出量等届出書の記入例

① 主たる業種が燃料小売業以外の事業所

様式第23号の16（第50条の15関係）

第一種管理化学物質排出量等届出書

〇〇年〇月〇日

〇〇〇〇 様

届出時点における住所、法人名、代表者の役職・氏名を各記入欄に記入
※押印不要

届出者 住所 大阪市中央区大手前2丁目〇-〇

氏名 株式会社大阪化学工業
代表取締役 大阪太郎

代理人 大阪第2工場長 〇〇 〇〇
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

代理人が届出を行う場合は、代表者名と代理人名を併記

〇〇〇〇の26第2項の規定により、第一種管理化学物質の排出量等

届出先の行政の長を記入

① 事業所が所在する市町村の長
大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、高槻市、貝塚市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、松原市、箕面市、東大阪市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、太子町、河南町、千早赤阪村の事業所

② 泉大津市長
泉大津市、忠岡町※の事業所
(※化管法の届出先は忠岡町長)

③ 大阪府知事
上記以外の市町の事業所

事業者の名称	株式会社大阪化学工業	排出量等の把握対象年度の4月1日時点における名称を記入 ※化管法届出事業所は、化管法届出と同じ名称を記入
前回の届出における事業者の名称		
事業所の名称	大阪第2工場	前回の届出時から変更がある場合のみ記入 ※変更がない場合は記入不要
前回の届出における事業所の名称		
事業所の所在地	〒 559-0034 大阪市住之江区南港北〇丁目〇-〇	会社全体の従業員数（把握対象年度の4月1日時点）を記入 ※p9-2（Q2-4）参照
事業者が常時使用する従業員の数	業所の従業員数（把握対象年度の4月1日時点）を記入 ※p9-2（Q2-4）参照	40 人
事業所において常時使用される従業員の数	※化管法届出事業所は、化管法届出と同じ人数を記入	25 人
事業所において行われる事業が属する業種 (うち主たるもの)	化学工業	業種コード 2000
第一種管理化学物質（第一種指定化学物質を除く。）の排出量、移動量及び取扱量	別紙1のとおり	
第一種管理化学物質（第一種指定化学物質に限る。）の取扱量	別紙2 表番号1～ 1のとおり	
届出をする事業所数の変動に関する事項	記入不要	製造業等24業種から選択 ※化管法届出事業所は、化管法届出と同じ業種を記入 ※p10-1～p10-2参照 ※Excel版ではプルダウンメニューから選択
本届出について生産技術上・営業上の秘密に係る情報の有無	○ : 無 □ : 有	無・有のいずれかに「○」を記入 ※p5-1参照 (秘密とする内容を記載した書類を添付してください。)
担当者（問合せ先）	部署名	〇〇部〇〇課
	(ふりがな)	〇〇〇〇 〇〇〇
	氏名	〇〇 〇〇
	電話番号	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
	電子メールアドレス	〇〇〇〇@〇〇〇.〇〇〇
※ 受付欄		

備考 ※印の欄には、記載しないこと。

○別紙1-1の記入例（主たる業種が燃料小売業以外の事業所）

VOC（揮発性有機化合物）記入用

別紙1-1 第一種管理化学物質（揮発性有機化合物に限る。）の排出量、移動量及び取扱量																																										
記入欄番号	第一種管理化学物質の名称	主な用途	排出量 (kg)				移動量 (kg)				取扱量 (kg)																															
			イ	ロ	ハ	ニ	イ	ロ			イ	ロ	ハ																													
			大気への排出	公共用水域への排出	当該事業所における土壌への排出(ニ以外)	当該事業所における埋立処分	下水道への移動	当該事業所の外への移動(イ以外)			製造	使用	その他(イ、ロ以外)																													
1	VOC(揮発性有機化合物)	30塗料・インキ 37溶剤	350	0.1	淀川	0	0	20	此花下水道処理場	2000	<table border="1"> <tr> <td>1 脱水・乾燥</td> <td>1 燃え殻</td> <td>8 木くず</td> <td>15 鉱さい</td> </tr> <tr> <td>2 焼却・溶融</td> <td>2 汚泥</td> <td>9 繊維くず</td> <td>16 がれき類</td> </tr> <tr> <td>3 油水分離</td> <td>3 廃油</td> <td>10 動植物性残さ</td> <td>17 ばいじん</td> </tr> <tr> <td>4 中和</td> <td>4 廃酸</td> <td>11 動物系固形不要物</td> <td>18 その他</td> </tr> <tr> <td>5 破砕・圧縮</td> <td>5 廃アルカリ</td> <td>12 ゴムくず</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 最終処分</td> <td>6 廃プラスチック類</td> <td>13 金属くず</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 その他</td> <td>7 紙くず</td> <td>14 カラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず</td> <td></td> </tr> </table>	1 脱水・乾燥	1 燃え殻	8 木くず	15 鉱さい	2 焼却・溶融	2 汚泥	9 繊維くず	16 がれき類	3 油水分離	3 廃油	10 動植物性残さ	17 ばいじん	4 中和	4 廃酸	11 動物系固形不要物	18 その他	5 破砕・圧縮	5 廃アルカリ	12 ゴムくず		6 最終処分	6 廃プラスチック類	13 金属くず		7 その他	7 紙くず	14 カラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず		0	10000	0
1 脱水・乾燥	1 燃え殻	8 木くず	15 鉱さい																																							
2 焼却・溶融	2 汚泥	9 繊維くず	16 がれき類																																							
3 油水分離	3 廃油	10 動植物性残さ	17 ばいじん																																							
4 中和	4 廃酸	11 動物系固形不要物	18 その他																																							
5 破砕・圧縮	5 廃アルカリ	12 ゴムくず																																								
6 最終処分	6 廃プラスチック類	13 金属くず																																								
7 その他	7 紙くず	14 カラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず																																								
排出量及び移動量の記入に関する事項																																										
備考 1 移動量のロは、廃棄物としての記載する。ただし、排出量又は移動量がグラム未満の場合は、小数第2位以下を四捨五入すること。																																										
※																																										

2-3

VOC(揮発性有機化合物)を記入
※Excel版ではプルダウンメニューから選択

主な用途を2つまで記入
※p10-3 用途一覧参照
※Excel版ではプルダウンメニューから選択
※用途が「20:石油・燃料」のみの場合で、主に燃料を自社で消費せず出荷している(燃料を製造・出荷している等)場合は、両方の用途欄に「20:石油・燃料」を選択

公共用水域への排出がある場合は、排出先を記入
※排出先の公共用水域の名称はp10-4に記載のホームページを参照
※Excel版ではプルダウンメニューから選択

下水道への移動がある場合は、移動先の下水道終末処理施設名を記入
※移動先の下水道終末処理施設の名称はp10-4に記載のホームページを参照
※Excel版ではプルダウンメニューから選択

廃棄物を処理した場合は、マニフェストに記入した廃棄物の処理方法及び廃棄物の種類について、該当するものに○を記入
※「廃棄物の処理方法」と「廃棄物の種類」は、少なくともどちらか一方を必ず選択してください。
※Excel版ではプルダウンメニューから選択。

前回の届出値と比較し、排出量や移動量が大きく変化した場合、その理由を簡単に記入

自社では製造も使用もしていないが、取り扱っている場合の量(例)他社から購入した薬品を一旦タンクに貯蔵し、それをビンに小分け詰めして出荷する場合など

排出量、移動量及び取扱量の有効数字は、上から3桁目を四捨五入し2桁の数値に丸めてください。(単位はkg)
ただし、排出量又は移動量が1kg未満の場合は、小数第2位以下を四捨五入すること。
例: 0.0493kg ⇒ 0.0kg、0.0926kg ⇒ 0.1kg、0.302kg ⇒ 0.3kg、9.98kg ⇒ 10kg、1875kg ⇒ 1900kg、9987kg ⇒ 10000kg、10766kg ⇒ 11000kg

○別紙 2-1 の記入例（主たる業種が燃料小売業以外の事業所）

化管法対象物質記入用

記入欄番号	第一種管理化学物質の名称	第一種管理化学物質の号番号	主な用途		取扱量(kg)			排出量及び移動量の増減に関する事項
					イ	ロ	ハ	
					製造	使用	その他(イ、ロ以外)	
1	300:トルエン	300	30:塗料・インキ	37:溶剤	0	1000	0	排ガス処理装置を設置し、大気への排出量を削減した。
	300:トルエン							
	302:ナフタレン							
	308:ニッケル							
	309:ニッケル化合物							
	312:オルト-ニトロアニリン							
	314:パラ-ニトロクロロベンゼン							
	316:ニトロベンゼン							
	317:ニトロメタン							

2-4

化管法対象物質名を記入
 ※p10-5 ~ p10-16 第一種管理化学物質（第一種指定化学物質に限る）参照
 ※Excel 版ではプルダウンメニューから選択

主な用途を 2 つまで記入
 ※p10-3 用途一覧参照
 ※Excel 版ではプルダウンメニューから選択
 ※用途が「20：石油・燃料」のみの場合で、主に燃料を自社で消費せず出荷している（燃料を製造・出荷している等）場合は、両方の用途欄に「20：石油・燃料」を選択

取扱量の有効数字は、上から 3 桁目を四捨五入し 2 桁の数値に丸めてください。（単位は kg）

例 : 1875kg ⇒ 1900kg 9987kg ⇒ 10000kg
 10234kg ⇒ 10000kg 10766kg ⇒ 11000kg

○主たる業種が燃料小売業以外の事業所における注意事項

- 届出対象となる第一種管理化学物質は 2024 年 1 月時点で、化管法の第一種指定化学物質 515 物質及び VOC（揮発性有機化合物）です。
- 「下水道終末処理施設名」には、対象となる第一種管理化学物質の移動先（排出した下水の処理がされる施設）の名称を記入してください。
- 「廃棄物の処理方法」と「廃棄物の種類」には、廃棄物の処理を行うため事業所の外へ移動した第一種管理化学物質を含む廃棄物の移動先での処理方法及びその種類を選択してください。（マニフェストの内容を記入してください。）
※「廃棄物の処理方法」と「廃棄物の種類」は、少なくともどちらか一方を必ず選択してください。
- 排出量、移動量及び取扱量の有効数字は 2 桁（単位はキログラム）としてください。（ただし、1 キログラム未満の場合は、小数第 2 位を四捨五入してください。）
- VOC に該当する物質（トルエン、キシレン、塩化メチレン、メタノール等）の取扱量の合計値が 1 トン以上である場合は、VOC に該当する物質の合計値を別紙 1-1 で VOC として届出してください。
- 主たる業種が燃料小売業以外である事業所用の Excel ファイルに「確認シート」を設けています。届出書を提出する前には、このシートを確認し、内容に誤りがないことを確認してください。

確認シートの記載例

VOC(揮発性有機化合物)について

項目	確認事項
VOC届出の有無	VOCに該当する物質(トルエン、キシレン、塩化メチレン、メタノール等)の取扱量の合計値が1トン以上である場合は、別紙1-1でVOCの届出が必要です。届出の必要がないか確認してください。(ただし、ボイラーや構内車両等で使用する燃料については、合計の対象から除きます。)

本紙(様式23号の16)

項目	確認事項
届出日	
届出先	
届出者 住所	
届出者 法人の名称	
届出者 代表者の職・氏名	
事業者の名称	
前回の届出における事業者の名称	
事業所の名称	
前回の届出における事業所の名称	
事業所の所在地 郵便番号	
事業所の所在地 住所	
事業者が常時使用する従業員の数	【参考】事業者全体の従業員数は、届出対象年度の4月1日が基準日です
事業所において常時使用される従業員の数	【参考】事業所の従業員数は、届出対象年度の4月1日が基準日です
事業所において行われる事業が属する業種	
秘密に係る情報の有無	
担当者	

VOCに該当する物質の届出があり、別紙1-1でVOCの届出がない場合は、例のように表示されます

記載内容に記入漏れや、有効数字が2桁でない場合は、例のように表示されます。形式的な誤りがない場合には、確認事項には何も表示されません

別紙1-1 VOC(揮発性有機化合物)

物質名	確認事項
別紙2-1 化管法(PRTR法)対象物質	
物質名	確認事項
1:亜鉛の水溶性化合物	取扱量(使用)の有効数字が2桁ではありません。
2:アクリルアミド	
3:アクリル酸エチル	取扱量が空白又は規定値(1000kg)未満です(届出対象であるかを確認してください)。
12:アセトアルデヒド	取扱量が空白又は規定値(500kg)未満です(届出対象であるかを確認してください)。

② 主たる業種が燃料小売業の事業者

様式第23号の16（第50条の15関係）

第一種管理化学物質排出量等届出書

〇〇年〇月〇日

〇〇〇〇 様

届出先の行政の長を記入

①事業所が所在する市町村の長

大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、高槻市、貝塚市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、松原市、箕面市、東大阪市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、太子町、河南町、千早赤阪村の事業所

②泉大津市長

泉大津市、忠岡町※の事業所
（※化管法の届出先は忠岡町長）

③大阪府知事

上記以外の市町の事業所

権限移譲した市町村ごとに作成し、各市町村に提出
※権限移譲していない市町は、まとめて大阪府知事あてに提出

届出者 住所

〇〇市〇〇町〇-△

届出時点における住所、法人名、代表者の役職・氏名を各記入欄に記入
※押印不要

氏名

大阪石油商会株式会社

代表取締役社長 大阪 太郎

代理人が届出を行う場合は、代表者名と代理人名を併記
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

代理人 総務部長 〇〇 〇〇
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

条の26第2項の規定により、第一種管理化学物質の排出量等

排出量等の把握対象年度の4月1日時点における名称を記入

事業者の名称	大阪石油商会株式会社	
前回の届出における事業者の名称	前回の届出時から変更がない場合は記入不要	
事業所の名称	記入不要	
前回の届出における事業所の名称	記入不要	
事業所の所在地	〒	記入不要 会社全体の従業員数（把握対象年度の4月1日時点）を記入
事業者が常時使用する従業員の数		25 人
事業所において常時使用される従業員の数		記入不要 人
事業所において行われる事業が属する業種（うち主たるもの）	燃料小売業	業種コード 5930
あて先の行政が所管する市町村での変更についてののみ記載		
第一種管理化学物質（第一種指定化学物質を除く。）の排出量、移動量及び取扱量		別紙1の 記入不要
第一種管理化学物質（第一種指定化学物質に限る。）の取扱量		別紙2 表番号1～ とおり
届出をする事業所数の変動に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・変更がない場合、「なし」と記載。 ・変更がある場合、「八尾SSの廃止（〇〇年〇月〇日）、吹田SSの新設（〇〇年〇月〇日）、岸和田SSは届出対象外、羽曳野サービスステーションは羽曳野SSに名称変更」と変動の内容を記載。 （又は） <ul style="list-style-type: none"> ・空白とし、別紙に内容を記載。 	
本届出について生産技術上・営業上の秘密に係る情報の有無	<input type="radio"/> : 無 <input type="checkbox"/> : 有（秘密とする内容を記載した書類を添付してください。） 「直接変更の内容を記載する」、又は「別紙で記載する」、のどちらでも構いません	
担 当 者（問い合わせ先）	部 署 名	〇〇部〇〇課
	（ふりがな）	〇〇〇〇 〇〇〇
	氏 名	〇〇 〇〇
	電話番号	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
	電子メールアドレス	〇〇〇〇@〇〇〇.〇〇〇
※ 受付欄		

備考 ※印の欄には、記載しないこと。

○別紙の記入例（主たる業種が燃料小売業の事業者）

別紙 届出をする事業所数の変動に関する事項		
今回の化管法 届出対象事業所名	前回の化管法 届出対象事業所名 <small>(注1)</small>	備考 <small>(注2、注3)</small>
届出なし	八尾 SS	廃止（2022年6月1日）
届出なし	岸和田 SS	届出対象外
熊取 SS	熊取 SS	
門真 SS	門真 SS	
吹田 SS	届出なし	新設（2022年10月1日）
羽曳野 SS	羽曳野サービスステーション	名称変更

注1：今回の届出対象外であっても前回は届出した全ての事業所を記入してください。事業所名は「サービスステーション」や「SS」などの名称も正確に記入してください。

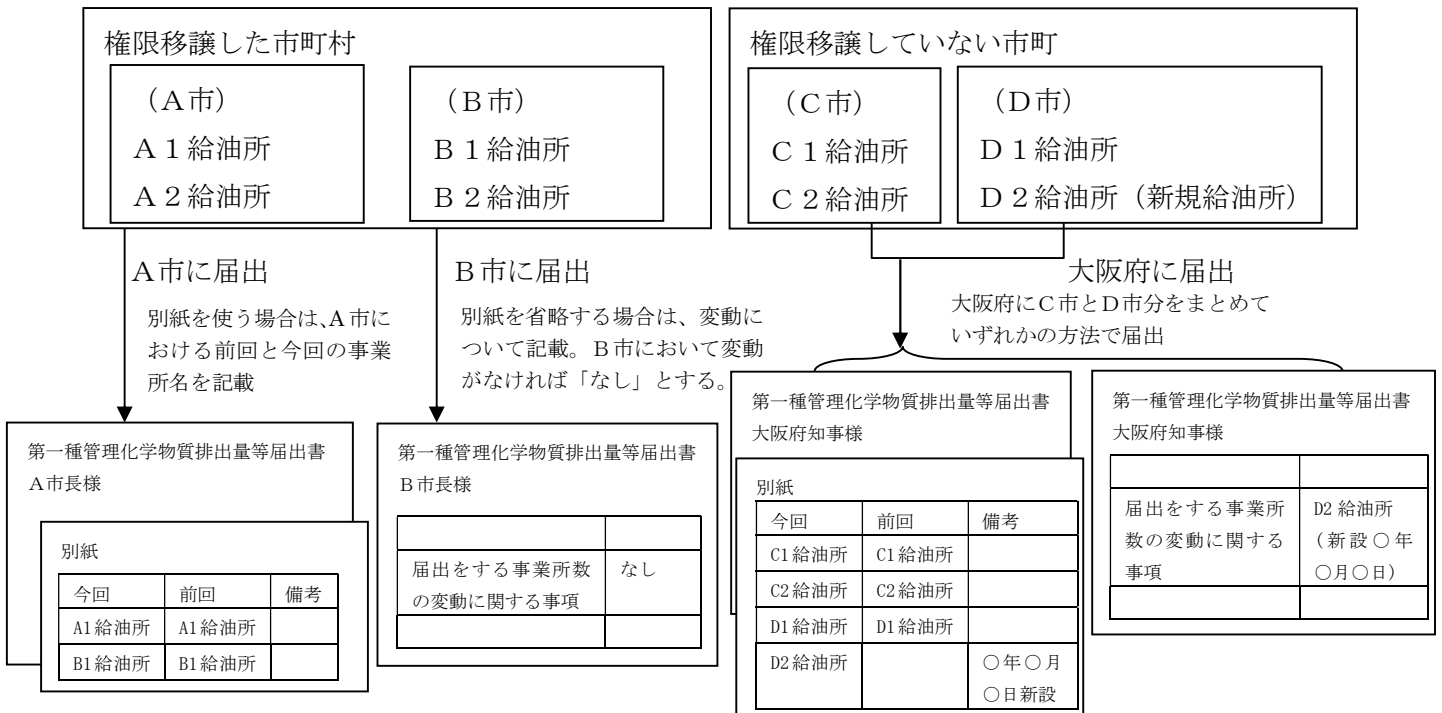
注2：事業所を廃止・新設した日を記入してください。

注3：取扱量が1トン未満になり届出対象外となった場合は、「届出対象外」と記入してください。

○主たる業種が燃料小売業の事業所における注意事項

- ・大阪府が権限移譲した市町村毎に届出書を作成し、該当する市町村に提出してください。府が権限移譲していない市町は1つの届出書とし大阪府あて提出してください。
- ・主な届出事項は「事業者が常時使用する従業員の数」と「届出をする事業所数の変動に関する事項」です。「届出をする事業所数の変動に関する事項」は、別紙に記載しても構いません。

(届出先の例) A、B、C、Dの4市8給油所分の化管法届出を行った事業者の場合



(3)変更届出書・取下げ願いの作成方法

1)様式について

以下の大阪府化学物質管理制度のホームページの届出様式からダウンロードできます。様式は Word 形式と PDF 形式となっています。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kankyohozen/shidou/kanri.html>

2)変更届出書

排出量等届出書の届出を行った後、届出内容の一部を変更（追加・修正・削除等）する場合は、変更届出書及び変更内容を反映させた排出量等届出書（書面による届出の場合は修正が必要な頁のみで結構です。）を届出してください。

排出量等の届出書を大阪府知事あてに届出した事業所において、変更届出書を提出する時点で市町村へ権限移譲されている場合は、変更届出書とその市町村あてに提出してください。その際に、変更内容を反映させた排出量等届出書の届出先の記載は変更せず、当初のとおり「大阪府知事」としてしてください。

変更届出書の記入例は、p2-9 に示していますので参考にしてください。

※2023 年 4 月 1 日に届出対象となる管理化学物質が改正されたため、2022 年度実績までの届出内容を変更する場合は、改正前の第一種管理化学物質 (p10-21～p10-29 参照) について改正前の届出様式により届出してください。改正前の届出様式は以下のホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kankyohozen/shidou/kanri.html>

3)取下げ願い

排出量等届出書の届出を行った後、取扱量の算定誤り等により届出要件未満であることが判明した場合は、取下げ願いを提出してください。

変更届出書と同様、排出量等の届出書を大阪府知事あてに届出した事業所において、取下げ願いを提出する時点で市町村へ権限移譲されている場合は、取下げ願いは権限移譲市町村あてに提出していただきます。

取下げ願いの記入例は、p2-10 に示していますので参考にしてください。

○変更届出書の記入例

変更届出書 変更届出の届出日を記入 → ○○年○月○日

○○○○ 様

届出時点における住所、法人名、
 代表者の役職・氏名を記入
※押印不要

届出者 住所 ○○市○○町○-△
 氏名 株式会社大阪化学工業
 代表取締役社長 大阪 太郎

届出先の行政の長を記入
 ①事業所が所在する市町村の長
 大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、
 高槻市、貝塚市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、
 富田林市、河内長野市、松原市、箕面市、東大阪市、
 大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、太子町、
 河南町、千早赤阪村の事業所
 ②泉大津市長： 泉大津市、忠岡町の事業所
 ③大阪府知事： 上記以外の市町の事業所

→○○年○月○日付けで提出した大阪府生活環境の保全等に関する条例第81条の26第2項の規定による届出について、以下のとおり変更しましたので、変更後の届出書を別添のとおりに提出いたします。

変更する届出書の届出日を記入

事業所の名称	大阪第2工場	← 排出量等の把握対象年度の4月1日時点の事業所の名称を記入
排出量・移動量・取扱量の把握対象年度	○○年度分	← 変更を行う年度（排出量の把握対象年度）を記入 ※届出した年度ではありません
変更の内容		その理由
別紙1-1 VOC（揮発性有機化合物）の排出量（イ 大気への排出） 0kg → 120kg に修正 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> 変更の内容を記入 </div>		届出した数値を再確認したところ、記入漏れであることが判明したため。 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> 変更の理由を記入 </div>
担当者 (問い合わせ先)	部 署	○○部○○課
	氏 名	○○ ○○
	電話番号	○○-○○○○-○○○○
	電子メールアドレス	○○○○@○○○.○○○
※受理日 (当該年度の初回受理日)	年 月 日	
※変更届出書の受理日	年 月 日	年 月 日
	年 月 日	年 月 日
※整理番号		

※の欄には、記載しないこと。

○取下げ願いの記入例

取下げ願い

取下げ願いの届出日を記入

○○年○月○日

届出時点における住所、法人名、
代表者の役職・氏名を記入
※押印不要

届出先 ○○○○様

届出先の行政の長を記入
①事業所が所在する市町村の長
大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、
高槻市、貝塚市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、
富田林市、河内長野市、松原市、箕面市、東大阪市、
大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、太子町、
河南町、千早赤阪村の事業所
②泉大津市長： 泉大津市、忠岡町の事業所
③大阪府知事： 上記以外の市町の事業所

届出者

住所 ○○市○○町○-△

氏名 株式会社 大阪化学工業
代表取締役社長 大阪 太郎

○年○月○日付けで提出した大阪府生活環境の保全等に関する条例第81条の26第2項の規定による届出について、次のとおり取り下げをお願いいたします。

取下げする届出書の届出日を記入

事業所の名称	大阪第2工場	取下げする届出書に記入した事業所の名称、 事業所の所在地を記入
事業所の所在地	○○市○○町○-△	
提出年月日	○○年○月○日	取下げする届出書の届出日を記入
取り下げの理由	届出を行ったトルエンとキシレンについて取扱量を再確認したところ、2物質とも1ト ン未満であり届出要件未満となったため。	
		取下げする理由を記入
担当者 (問い合わせ先)	部 署	○○部○○課
	氏 名	○○ ○○
	電話番号	○○-○○○○-○○○○
	電子メールアドレス	○○○○@○○○.○○○
※整理番号		

※の欄には、記載しないこと。

第3章 化学物質管理計画書の届出について

【届出対象者】

第一種管理化学物質の排出量・移動量・取扱量の届出対象者のうち、常時使用される従業員数が50人以上の事業所を府内に持つ事業者

(1) 化学物質管理計画書の作成方法

化学物質管理計画書（以下、「計画書」という。）は、「管理体制についての計画」と「緊急事態に対処するための計画」の2つの計画から構成されます。それぞれの計画について、記載事項に定められた項目について、既存資料を活用しながら作成してください。

※計画書の届出は、府内に所在する従業員数が50人以上の事業所ごとに必要です。

なお、届出内容に変更がない限り、毎年提出する必要はありません。

※計画書の詳細については、「指針」及び「指針の解説」に掲げていますので、ご参照ください。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kankyohozen/shidou/prtr.html>

※2013年（平成25年）11月に指針が改正され「大規模災害に備えたリスク低減対策」が追加されています。

化学物質管理計画書

事業所内における化学物質の管理体制及び緊急事態の対処についての計画

表紙

化学物質管理計画書
作成（変更）届出書
【様式第23号の14】
記載例はp3-8

（別添1）

管理体制についての
計画
【自由様式】
記載事項はp3-2
記載例はp3-9～p3-11

（別添2）

緊急事態に対処する
ための計画
【自由様式】
記載事項はp3-3
記載例はp3-12～p3-18

（別添3）

大規模災害に備えたリスク低減
対策
【自由様式】
記載事項はp3-4～p3-7
記載例はp3-19～p3-22

1) 届出先について

大阪府知事又は権限移譲した市町村の長に提出してください。（記入例参照）

2) 届出様式について

- 計画書の様式は、表紙のみ定めています（様式第23号の14）。以下の大阪府化学物質管理制度のホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kankyohozen/shidou/kanri.html>

- 定められた記載事項について「管理体制についての計画」は別添1、「緊急事態に対処するための計画」は別添2、「大規模災害に備えたリスク低減対策」は別添3として、いずれもできる限りA4サイズで作成してください（別添の様式は自由です）。内容を補足する別表や図面がある場合はそれらもできる限りA4サイズとしてください。

届出対象事業所において、すでにISO14001等を取得し、環境マネジメントシステム（EMS）を実践している場合は、指針に基づき実施する化学物質の管理をすでに実施しているとみなします。

ただし、計画書の届出義務は免除となりませんので、EMSに規定する管理体制や緊急事態の措置等の概要を活用して、計画書を届出してください。

3) 計画書の記載事項の説明

①(別添1)「管理体制についての計画」の記載事項

記載事項	概要
1-1 化学物質管理の目的	貴社が行う化学物質管理の目的を簡単に記入してください。 ＜詳しくは指針の解説第4の1(1)をご覧ください＞
1-2 化学物質の管理の方針	化学物質を適正に管理するための方針を簡単に記入してください。 ＜詳しくは指針の解説第4の1(2)をご覧ください＞
1-3 法令遵守状況の確認の方法	貴事業所で扱っている管理化学物質等に関係のある適用法令や協定のすべてを列挙し、それら法令等に規定されている届出、許可申請、報告等が行われているか、各種基準は守られているかを確認する頻度及び確認部署名を記入してください。 ＜詳しくは指針の解説第4の1(4)をご覧ください＞
1-4 管理組織の名称及び管理組織図	化学物質管理の責任組織体制の名称を記入してください。また、構成員の指揮命令系統や、分担、協力関係がわかるような樹形図的な管理組織図を作成して各メンバーの役割を簡単に付記してください。また、メンバーは個人名ではなく役職名で記入してください。 ＜詳しくは指針の解説第4の1(5)をご覧ください＞
1-5 管理規程類の概要	各施設や工程の詳細な作業要領や取扱要領、保守点検要領、モニタリング要領、教育訓練要領などの管理規程類を整備し、その概要を記入してください。 ＜詳しくは指針の解説第4の1(6)をご覧ください＞
1-6 教育及び訓練並びに人材育成の実施方法	管理化学物質等を扱う従業員に対する適正管理に関する教育訓練及び適正管理を推進していくための人材育成の方法を記載した要領を作成し、その概要を記載してください。 ＜詳しくは指針の解説第4の1(7)をご覧ください＞
1-7 情報提供の方法	貴事業所が扱う製品中の管理化学物質等で、他の事業者から情報提供の要請があった場合に提供可能な情報範囲と情報提供方法を決めてその内容を記載してください。 (SDSを発行していない場合は「該当なし」と記載してください) ＜詳しくは指針の解説第4の1(8)をご覧ください＞
1-8 府民の理解の増進を図るための情報提供の方法	貴事業所が第一種管理化学物質の排出状況を含め、事業活動の内容、管理化学物質等の事業所内における管理の状況等に関する情報提供の方法について記載してください。 (例) 環境報告書の作成・配布、ホームページへの掲載、説明会及び意見交換会、事業所内での書面閲覧コーナーの設置等

②(別添2)「緊急事態に対処するための計画」の記載事項

VOC（揮発性有機化合物）（府条例施行規則第50条の5）のみを届出する事業者※は、(別添2)「緊急事態に対処するための計画」を省略することができます。

※化管法の第一種指定化学物質等取扱事業者に該当しない事業者

記載事項	概 要
<p>2-1 管理化学物質等の貯蔵状況</p> <p>※「等」とは管理化学物質を含む原料、製品、中間製品を意味する。</p>	<p>(ア)事業所で貯蔵する管理化学物質の種類</p> <p>貴事業所で貯蔵されている管理化学物質（第一種及び第二種管理化学物質）のうち、排出量等の届出対象となった物質（p10-5～p10-13 第一種管理化学物質）はすべて記載してください。</p> <p>届出対象とならなかった管理化学物質については、貯蔵量等を勘案し適宜記載してください。</p> <p>(イ)貯蔵施設の種類、数及び最大貯蔵量</p> <p>上記(ア)で列挙した管理化学物質を含む原料、製品（中間製品を含む）、その他事業活動に必要なもの（例、施設用洗浄剤等）を貯蔵施設に貯蔵されている場合、それら貯蔵施設の種類（固定屋根式タンク、浮き屋根式タンク、地下タンク等）とその設置基数及びそれら貯蔵施設の最大貯蔵量（能力値）を記載してください。</p>
<p>2-2 管理化学物質等の危険性・有害性の評価（化学品の分類および表示に関する世界調和システム等で示されている危険性又は有害性の特定結果）</p>	<p>貴事業所で取扱われている管理化学物質（前項に同じ）について、例えば「化学品の分類および表示に関する世界調和システム（GHS）」に示されている「物理化学的危険性」、「健康に対する有害性」、「環境に対する有害性」の情報に基づき、貴事業所における取扱量や作業状況等も考慮し、その有害性・危険性を評価し、記載してください。</p> <p>GHSの分類結果のホームページは次のとおり。</p> <p>https://www.nite.go.jp/chem/ghs/ghs_nite_all_fy.html</p> <p>この他、指針の解説 巻末資料の表4に掲げたデータベースも参考にしてください。</p>
<p>2-3 緊急事態の発生の未然防止対策</p>	<p>指針の解説 第6の1に示す対策内容を参考に、貴事業所における未然防止対策について取りまとめ、記載してください。</p>
<p>2-4 緊急事態対応マニュアル</p>	<p>指針の解説 第6の2に沿って、貴事業所における緊急事態対応マニュアルを作成し記載してください。連絡体制図の添付もお願いします。</p> <p>また、この際、環境上特に配慮すべき施設（例、住宅地、学校、病院、飲料水の水源等）の位置を明示した貴事業所付近の見取り図（半径500m）を必ず添付してください。</p>

③(別添3)「大規模災害に備えたりスク低減対策」の記載事項

VOC（揮発性有機化合物）（府条例施行規則第50条の5）のみを届出する事業者※は、（別添3）「大規模災害に備えたりスク低減対策」を省略することができます。

※化管法の第一種指定化学物質等取扱事業者に該当しない事業者

3-1 南海トラフ巨大地震などの大規模災害において想定される地震の震度や津波の高さ

記載事項	概要
① 情報収集を行った災害	指針の解説 第7-1-(1)を参考に、情報収集の対象とした災害を記載してください。
② 被害想定の情報元	指針の解説 第7-1-(1)を参考に、被害想定の情報元について記載してください。
③ 被害想定	指針の解説 第7-1-(1)を参考に、府の公表資料等から南海トラフ巨大地震などにおいて想定される地震の震度や津波の高さ等を把握し、想定震度、津波による浸水の深さ、液状化可能性について記載してください。
④ 対策の優先度が高い施設及びその選定理由	被害想定や環境リスクの把握※結果等を踏まえて、貴事業所で対策を講じる施設の優先度を決定してください。 対策の優先度の高い施設が複数ある場合は、その複数の施設について記載してください。

※ 災害時の環境リスクの把握については、p3-21～p3-23の参考資料をご覧ください。

3-2 大規模災害における環境リスク低減のための方策の方針

3-2-1 緊急事態発生 of 未然防止

(1) 事業所全体における対策

記載事項	概要
ア 施設の耐震性能の確保	指針の解説 第7-2-(1)ア(ア)を参考に、貴事業所が行う施設の耐震性能の確保のための対策について記載してください。 (記載内容例) <ul style="list-style-type: none"> ・ 新增設する施設等を想定震度に耐えうる設定とする ・ 固定金具の使用、設備の床及び天井との固定による補強 ・ 固定金具の使用による、保管容器の落下、移動、破損防止 ・ 配管の破損防止に向けた可とう性配管の導入

<p>イ 津波への対策</p>	<p>指針の解説 第7-2-(1)ア(イ)を参考に、貴事業所が行う、津波による管理化学物質の流出の防止、安全装置等への浸水対策等を記載してください。</p> <p>(記載内容例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チェーン、角リング、バスケット等を用いた容器の固定 ・シャッター、防護柵等の設置 ・非常用電源及び災害対策本部の設置場所の高所化 ・プラントの緊急停止等に係る操作機器の高所化 ・緊急遮断弁の設置、緊急遮断弁の速やかな閉止可能な弁動作の自動化、遠隔操作化
<p>ウ 地盤の液状化等への対策</p>	<p>指針の解説 第7-2-(1)ア(ウ)を参考に、貴事業所が行う地盤の液状化等への対策（地下埋設配管の架空化等）を記載してください。</p> <p>(記載内容例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・液状化しやすい箇所への施設の新増設時、地上配管の導入 ・地盤の改良工事
<p>エ 電力等の喪失への対策</p>	<p>指針の解説 第7-2-(1)ア(エ)を参考に、貴事業所が行う電力等の喪失への対策（電力や用役が喪失した場合のプラントの安全停止に必要な設備の設置等）を記載してください。</p> <p>(記載内容例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自家発電設備等の非常用電源の確保 ・地震計と連動したプラントの自動停止システムの導入 ・ガスコージェネレーションの導入
<p>オ 訓練の実施</p>	<p>指針の解説 第7-2-(1)ア(オ)を参考に、津波の発生、災害に伴う電力・通信手段の喪失等を想定した防災訓練等の実施について、記載してください。</p> <p>(記載内容例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練に対し、地震発生後の津波の到来への対応を盛り込む
<p>カ 事業所からの流出防止対策</p>	<p>指針の解説 第7-2-(1)ア(カ)を参考に、事業所からの流出防止対策（流出防止資材の確保、貯留池等の設置、漏えいした管理化学物質が混合した排水の性状確認に必要な分析資材の確保等）について記載してください。</p> <p>(記載内容例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防液堤や側溝の設置 ・最終放流口の前に、工場からの排水を一時貯留可能な槽の設置 ・予備タンク、緊急用ピットの設置 ・土のう、吸着マット等の飛散及び流出防止機材、防災用資機材等の整備、適切な管理

(2) 主たる施設に応じた対策

記載事項	概要
ア 貯蔵施設（配管を含む）	<p>指針の解説 第7-2-(1)イ(ア)を参考に、貯蔵施設の破損防止対策や破損時の流出対策等について記載してください。</p> <p>（記載内容例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可とう性配管や、ベローズ等のフレキシブル継ぎ手の導入 ・防液堤やピットの設置 ・緊急遮断弁の設置、地震計と連動した自動閉止システムの導入 ・一時貯留設備（予備タンクやドラム缶等）の配置 ・真空ライン等の緊急移送設備の導入 ・チェーン、角リングを用いた架台や基礎の固定 ・ドラム缶の多段積みの禁止の徹底
イ 製造施設（化学品以外の製品の製造に供する施設を含む）	<p>指針の解説 第7-2-(1)イ(イ)を参考に、製造施設における対策（製造プラントの安全停止に必要な設備の設置や配管破損時の漏えい・流出への対策等）について記載してください。</p> <p>（記載内容例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防液堤の設置 ・地震計と連動したプラントの自動停止システムの導入 ・保安用、計装用の非常用電源の確保 ・配管への緊急遮断弁や逆止弁等の設置 ・可とう性配管の導入 ・（脱脂・洗浄施設）洗浄液の流出防止に向けた蓋の設置
ウ 排水路及び廃棄物保管施設	<p>指針の解説 第7-2-(1)イ(ウ)を参考に、排水路及び廃棄物保管施設における対策（排水路での流出防止や廃棄物保管時の流出防止等）について記載してください。</p> <p>（記載内容例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物専用の保管場所での保管 ・ドラム缶と架台のチェーンによる固定 ・異常時に排水を停止するシステムの導入 ・（他の排水との混合で有毒ガスの発生が懸念される場合）漏洩時に他の排水系統への流れ込みの阻止

3-2-2 発生した緊急事態への対処

記載事項	概要
ア 事業所内における指揮命令系統及び連絡体制	<p>指針の解説 第7-2-(2)アを参考に、電力、通信手段喪失時、指揮命令権者が不在時の対応の検討を踏まえて、事業所内における指揮命令系統及び連絡体制を記載してください。</p> <p>（記載内容例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワンセグ対応の携帯電話、防災ラジオ、衛星電話の設置 ・トランシーバーの配備 ・工場長不在時の指揮命令権者の設定

<p>イ 関係機関及び関係住民等への通報体制</p>	<p>指針の解説 第7-2-(2)イを参考に、関係機関及び関係住民への通報体制を記載してください。通報体制の整備にあたり、電話回線が損傷を受けて使用不能になった場合を想定し、事業所外に対する通信手段の多重化も検討してください。</p> <p>(記載内容例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トランシーバーの配備、インターネット回線の増強、無線電話、衛星電話の導入 ・防災用スピーカーの設置
<p>ウ 避難誘導體制</p>	<p>指針の解説 第7-2-(2)ウを参考に、津波、液状化、化学物質の漏えいを想定した避難経路の設定等、避難誘導體制について記載してください。</p> <p>(記載内容例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数の避難経路の設定 ・設定した避難経路の従業員への周知
<p>エ 緊急事態の規模に応じた事業所内の対応体制</p>	<p>指針の解説 第7-2-(2)エを参考に、災害対策本部等を設置する地震の震度、津波の高さ等の基準の設定等、緊急事態の規模に応じた対応体制について記載してください。</p> <p>(記載内容例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対策本部の設置場所に設定している本社が被災した場合に備えた代替設置拠点の選定
<p>オ 応急措置の実施手順及び実施内容</p>	<p>指針の解説 第7-2-(2)オを参考に、地震、津波等の規模に応じた応急措置の手順及びその内容（津波においては、応急措置の手順及びその優先順位）について記載してください。</p> <p>(記載内容例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設を停止する震度 ・停止する施設の優先順位 ・プラントの停止手順
<p>カ 飛散及び流出防止資機材、防災用資機材等の保管場所及び保管量</p>	<p>指針の解説 第7-2-(2)カを参考に、流出防止資機材、防災用資機材の保管場所や保管量の状況について記載してください。</p> <p>(記載内容例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防毒マスク、保護メガネ等の保護具の保管 ・漏洩防止用土のう、中和用消石灰の保管 ・事務等最上階での救護用の防災資材等の確保
<p>キ 周辺環境への影響の把握方法及び必要に応じて実施する浄化対策</p>	<p>指針の解説 第7-2-(2)キを参考に、化学物質流出時における試料採取等の周辺環境への影響の把握方法及び必要に応じて実施する浄化対策の概要について記載してください。</p> <p>(記載内容例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流出した河川の底質、土壌等の試料採取 ・汚染土や汚染水の除去等

(2) 化学物質管理計画書の記入例

<表紙(様式第23号の14)の記入例>

様式第23号の14(第50条の11関係)

化学物質管理計画書作成(変更)届出書

〇〇〇〇 様

〇〇年〇月〇〇日

届出先の行政の長を記入

①事業所が所在する市町村の長
 大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、高槻市、貝塚市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、松原市、箕面市、東大阪市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、太子町、河南町、千早赤阪村の事業所

②泉大津市長
 泉大津市、忠岡町の事業所

③大阪府知事
 上記以外の市町の事業所

届出時点における住所、法人名、代表者の役職・氏名を記入

※押印不要

届出者

住所 〇〇市△△町〇-〇

氏名 大阪産業株式会社

代表取締役 大阪太郎

代理人 大阪第一工場工場長 〇〇 〇〇

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

代理人が届出を行う場合は、代表者名と代理人名を併記

大阪府生活環境の保全等に関する条例第81条の24第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

事業所の名称	大阪第一工場	届出日時点における事業所の名称、所在地を記入
事業所の所在地	〇〇市〇〇町〇-〇	
事業所において行われる事業が属する業種	金属製品製造業	製造業等の届出対象24業種から記入 ※p10-1~p10-2参照
管理体制についての計画	別添1のとおり	
緊急事態に対処するための計画	別添2のとおり ・ 省—略	
変更の概要	管理体制についての計画	記載事項 (p3-2)、記入例 (p3-9 ~ p3-11)を参考に、別添1として作成 ※様式は自由
	緊急事態に対処するための計画	記載事項 (p3-3)、記入例 (p3-12~p3-18)を参考に、別添2として作成 ※様式は自由
本届出について生産技術上・営業上の秘密に係る情報の有無	<input type="checkbox"/> : 無 <input type="checkbox"/> : 有 (秘密とする内容を記載した書類を添付してください。)	
担当者(問合せ先)	部 署	〇〇〇部〇〇課
	(ふりがな)	××××××××
	氏 名	〇〇 □□
	電話番号	〇□△×-〇〇□□
	電子メールアドレス	〇〇〇〇〇〇〇@〇〇〇.〇〇.〇〇
※ 受付欄		

備考 1 変更の概要の欄には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。また、必要に応じ、変更の概要が分かる書類を添付すること。

2 ※印の欄には、記載しないこと。

(別添1) **管理体制についての計画**

1-1 化学物質管理の目的

化学物質を取扱うにあたり、化学物質取扱従事者及び近隣住民の安全・安心に常に配慮するとともに、環境中への化学物質の排出を抑制し事故を防ぐため、適正に化学物質を管理することを目的とする。

1-2 化学物質の管理の方針

安心、安全を新たな付加価値として目指していくため、管理方針を定め化学物質の適正な管理の徹底を行うこととする。

1-3 法令遵守状況の確認方法

当事業所で扱っている管理化学物質に係る関係法令は、別紙1「管理化学物質が関係する法令等の遵守状況等一覧」のとおりであり、この一覧表を毎年度作成して法令遵守状況の確認を行うこととする。

(注) 化管法、府条例等の管理化学物質に係る法令等の遵守状況等一覧を添付してください。

1-4 管理組織の名称及び管理組織図

組織図及び各員の役割は 別紙2「組織図」に示す。

1-5 管理規程類の概要

当事業所内における化学物質管理に係る管理規程類は、以下のように大別できる。

分類	管理規程類
設備・機器関係	取扱説明書、保守点検要領、修理・更新履歴
作業工程手順書	原料入荷工程、原材料保管工程、製造・加工工程、製品保管工程、製品出荷工程、用水・排水管理、廃棄物保管、試験・検査手順
モニタリング要領	作業環境モニタリング、排ガス・排水モニタリング
廃棄物管理要領	廃棄物管理（マニフェスト等）
教育訓練及び人材育成要領	設備運転員、作業員、協力会社員、事務職員、新入職員に対する教育訓練、法規等周知研修、情報公開対応訓練、その他
安全・防災訓練要領	別添2の「緊急事態に対処するための計画」に記載

※1-5について、ISO14001等を取得し、環境マネジメントシステム（EMS）を実践している場合は、それらの規程を活用し簡潔に示していただければ結構です。

(例) 設備・機器関係、作業工程手順書、モニタリング要領、廃棄物管理要領、教育訓練要領、安全・防災訓練要領等の化学物質管理に係る管理規程類を定め管理を行っている。

各管理規程類の詳細は、当社の環境マニュアル〇章〇に規定している。その概要は次のとおり。

.....

1-6 教育及び訓練並びに人材育成の実施方法

教育訓練及び人材育成要領に基づき管理化学物質等を扱う従業員に対して化学物質の適正管理に対する教育訓練を行う。

1-7 情報提供の方法

本事業所から出荷する化学物質に関する性状及び取扱いに関する情報（対象化学物質の含有率を含む）については品質検査課が情報の入手や作成を行い、営業課がその提供及び問合せ窓口となる。

（注）SDSの作成については、経済産業省「化学物質排出把握管理促進法のSDS制度」のホームページに具体的な作成方法や例がありますので、参考にしてください。

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/msds/4.html

1-8 府民の理解の増進を図るための情報提供の方法

- (1) 当事業所の事業活動を紹介したパンフレットに化学物質の適正管理の章を加え、一般向けの事業報告書を作成し希望者に配布するほか、見本市や商談会などでも配布する。また、当社ホームページでも公開する。
- (2) 総務部お客様サービス課を、地域自治会等からの問い合わせや苦情相談の窓口とする。（TEL 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇）
- (3) 将来的には一般見学者コースを設置し、近隣住民を対象とした工場見学や意見交換会などを実施し、地域とのコミュニケーションの増進を目指していく。

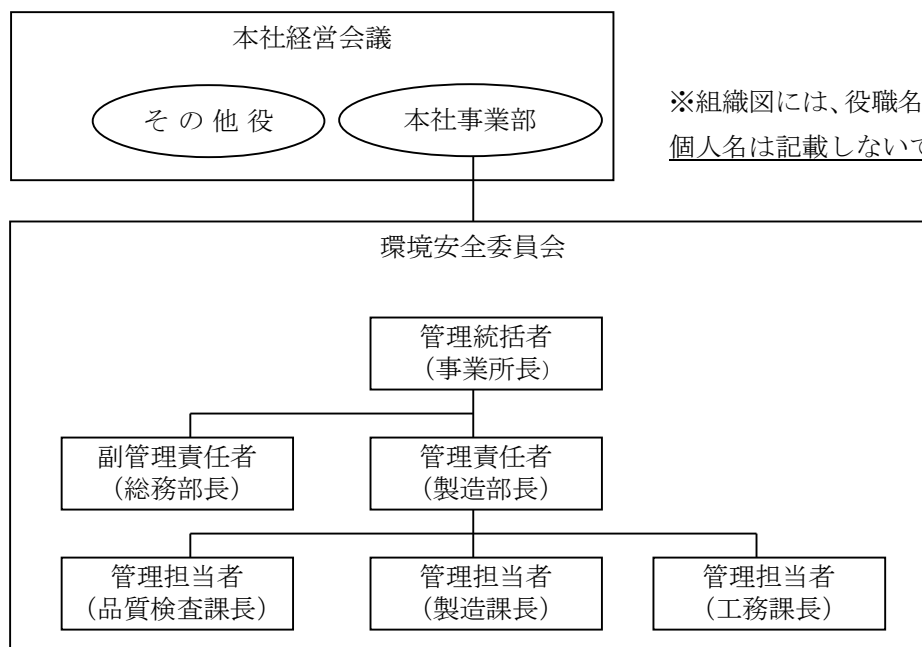
別紙1

化学物質が関係する法令等の遵守状況等一覧（例）

	化管法	大阪府生活環境の保全等に関する条例	同左	同左
届出内容	化学物質排出量等の報告	化学物質排出量等の報告	化学物質管理計画書の報告	化学物質管理目標決定及び達成状況の報告
届出頻度	毎年	毎年	作成時及び変更時	目標決定時。 達成状況は毎年
確認者	環境安全係	環境安全係	環境安全係	環境安全係

別紙2

〇〇〇事業所環境安全委員会 組織図



※組織図には、役職名等を記載し、個人名は記載しないでください

管理統括者	事業所全体の管理計画を策定し、必要な資源の配分等を決定する。環境安全委員会に係る職務分担を決定する。	
管理責任者	管理担当者を指揮し、担当部門における管理計画を推進する。担当部門に係る管理規程類を作成する。教育訓練、法令遵守状況の確認を担当する。	
副管理責任者	管理責任者を補佐するとともに、資金管理、広報問い合わせ等、対外関係の窓口となる。	
管理担当者	管理責任者の指揮のもと、管理計画の実務を遂行する。担当部門の進捗状況を点検し、評価を行い、実績報告書、改善事項の提案を行う。	
	製造課長	原料から製品に至る化学物質の取扱全般の管理
	工務課長	施設・設備の保守管理全般の管理
	品質検査課長	安全性、危険性情報（SDS含む）の収集・整理、環境・作業モニタリングの実施

(別添2)

緊急事態に対処するための計画

2-1 管理化学物質等の貯蔵状況

当事業所で貯蔵している管理化学物質は以下のとおり。

貯蔵物名	溶媒	A液	B液	製品	廃棄物
貯蔵物に含まれる 管理化学物質名	トルエン	キシレン エチルベン ゼン	フタル酸ビス	クロム及び3価 クロム化合物	トルエン キシレン エチルベンゼ ン フタル酸ビス
貯蔵施設の種類	地下タンク	固定屋根式 タンク	固定屋根式 タンク	コンクリート製 建屋（平屋）	固定屋根式 タンク
貯蔵能力（最大値）	60kL	10kL	10kL	500kg	10kL
用途	溶剤	溶剤	可塑剤	合金	-
内容物の状態	液体	液体	液体	固体 (粉体袋詰め)	液体
基数	1	2	1	1	5

※年間取扱量が1トン以上（特定第一種指定化学物質は0.5トン以上）の物質は、必ず記載してください。それ以外の物質は、取扱状況に応じて適宜記載してください。

2-2 管理化学物質等の危険性・有害性の評価

当事業所で取り扱っている○種類の管理化学物質についての評価結果は、別紙3「取り扱っている管理化学物質の危険性・有害性の評価結果」のとおり。

※ GHSでは、各化学物質の「物理化学的危険性」、「健康に対する有害性」、「環境に対する有害性」について、区分1～区分4で分類（数字が小さいほど危険性・有害性が高い）していますが、「分類対象外」や「分類できない」となっている項目もかなりあります。ここでは、当該物質について何らかの分類がされている項目を抜粋して整理し、貴事業所における取扱量や作業状況も考慮して、貴事業所として危険性・有害性を評価してください。

※ 別紙3はアニリンを例に、データベースからの抜粋と評価結果の例を記載していますが、貴事業所で取り扱っている管理化学物質ごとに作成してください。

2-3 緊急事態の発生の未然防止対策

当事業所で発生する可能性のある緊急事態については、以下のものが想定される。

(a)原料入荷工程

- ・ローリーから貯蔵タンクに移し替える際、バルブの誤操作やホースの接続ミスによる原料漏洩

< 別添2の記入例(続き) >

(b)原料保管過程

- ・貯蔵施設のひび割れ、接続フランジ、配管の腐食等による漏洩
- ・原料供給ポンプからの漏洩(弁の痛み等)
- ・原料貯蔵設備内での原料の気化によるガス漏れ

(c)製造・加工工程

- ・原料供給ポンプ、攪拌機、冷却機の不良による異常反応、噴出
- ・温度センサ、流量計等の制御機能の故障による異常反応、噴出
- ・溶剤蒸発回収装置の不良によるガスの漏洩

(d)製品出荷工程

- ・袋詰め製品(粉体状)のトラックへの荷積時における落下

(e)火災

- ・事業所内では火気厳禁だが、各工程で発生したガスに何らかの原因で着火すると火災が発生するおそれがある。

(f)整備点検時

- ・設備の整備点検時に、可燃性の化合物が残留していた場合、引火し爆発するおそれがある。

< 対策メニューと実施計画 >

対策メニュー	実施計画
従業員への安全対策の周知	管理化学物質の有害性、危険性情報について・・・ 作業環境の安全確保について・・・ 社内研修の実施・・・
事故事例等の収集整理	人的ミスや地震等による事故事例を参考に、重点対策を策定する。
作業要領の作成遵守	ヒューマンエラー等の事例を参考に作業要領を定める。
有害性や誤動作防止のための適切な表示	管理化学物質を貯蔵しているタンクや配管は表示しているが、表示が汚れて見えにくい箇所があり、・・・ 警報の誤動作がないよう・・・
設備・機器の保守点検結果の記録保存	過去のデータを整理し、故障、異常を起こしやすい箇所を把握・・・ 日常点検を・・・ 早期発見できるようにする。
訓練の実施	毎年〇月、事業所全体で緊急事態対応マニュアルに沿った総合訓練を実施。 ガス検知管による簡易測定も行ない、有害ガス漏洩の早期発見に・・・
流出防止機材、防災用資材の整備	消防署等の指導に従い、適宜機材等の充実をはかる。漏出した際の流出防止溝、非常用貯留槽等を計画的に設置していく。

※2-3については、ISO14001等を取得し、環境マネジメントシステム(EMS)を実践している場合は、それらの規程を活用し簡潔に示していただければ結構です。

(例)

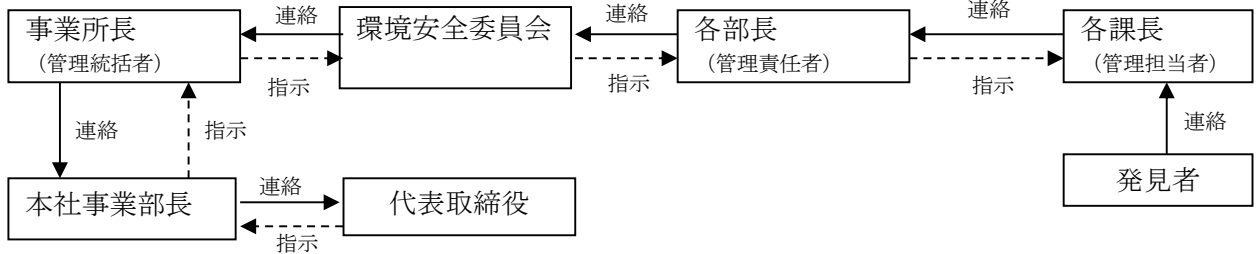
発生する可能性のある緊急事態については、原料入荷工程、原料保管過程、製造・加工工程、製品出荷工程における火災が想定される。これらの緊急事態が発生することがないように、当社の「緊急事態対応規程」に基づき、未然防止の徹底を図っている。その概要は次のとおり。

・・・・・・・・

2-4 緊急事態対応マニュアル

(1) 事業所内における指揮命令系統及び連絡体制

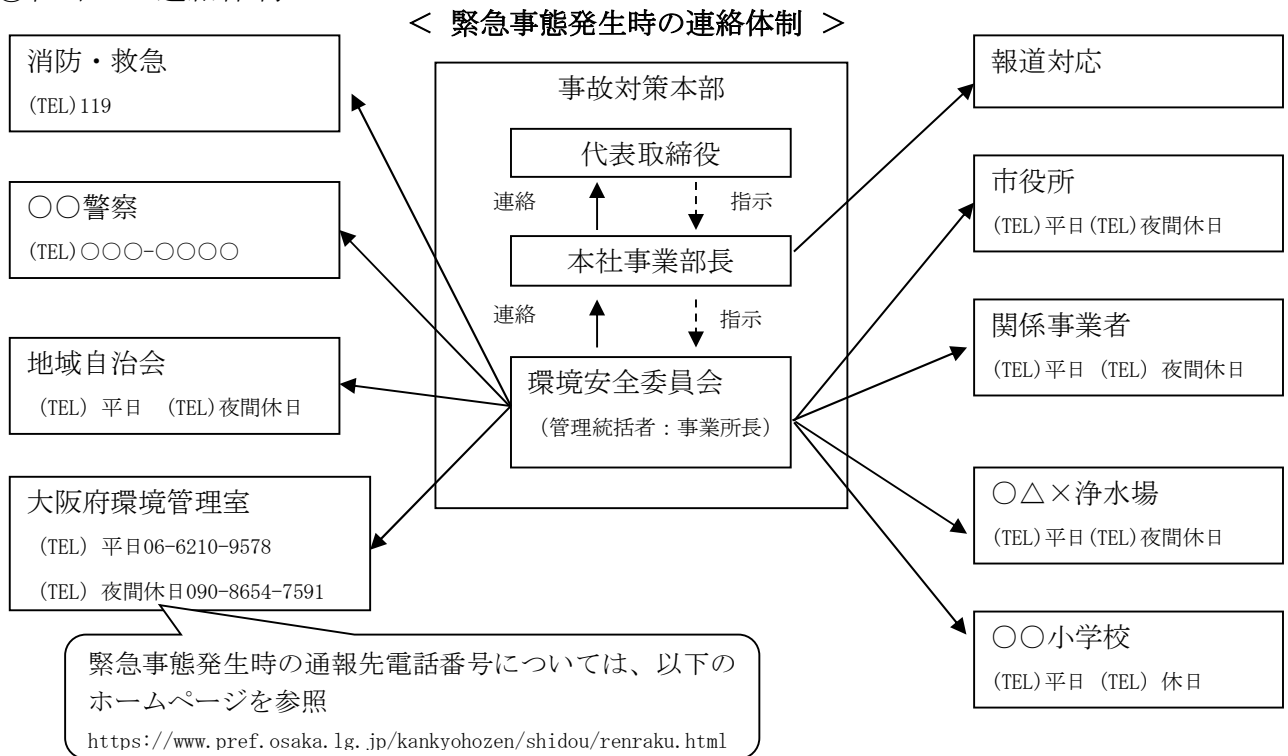
① 社内の指揮命令系統



※ 役職名等を記載し、

個人名、個人の電話番号等は記載しないでください。

② 社外への連絡体制



なお、事業所付近の見取り図(半径500m)は別紙4のとおり。

※ 事業所付近の見取り図(半径500m)を必ず添付してください。

(2) 避難誘導體制

事業所の各員が〇〇〇の指示の下、事業所周辺の避難誘導を行う。

具体的には、警察・消防等が到着するまでの間、事業所周辺の住民の避難誘導、事業所付近の道路の交通整理(車両、歩行者の迂回等)を行う。

(3) 緊急事態の内容に応じた事業所内の対応体制

緊急事態の内容により第一種緊急事態、第二種緊急事態等に区分し、それぞれ対応体制を整備する。

① 第一種緊急事態

以下のいずれかに該当する場合、代表取締役を本部長とする事故対策本部を設置。

代表取締役が到着するまでの間は〇〇が本部長を代行する。

緊急事態発生時の連絡体制は図〇〇のとおり。

- ・ 火災又は爆発の発生
- ・ 怪我人や被害者の発生
- ・ 化学物質の大量漏洩による事業所内外での顕著な異臭の発生、河川・下水への異常な水質汚濁の流出等の重大な事態

② 第二種緊急事態

以下のいずれも満たしている場合、事業所内の環境安全委員会で対応する。

- ・ 化学物質の軽微な漏洩（事業所内の一部で異臭が感じられる程度）
- ・ 河川・下水へ異常な水質汚濁の流出がない
- ・ 怪我人や被害者がいない
- ・ その他、人の健康や周辺の生態系に影響がないと判断できる軽微な事態

(4) 緊急措置の実施手順及び実施内容

①【初動対応】 緊急事態を発見した者は、直ちに環境安全委員会（メンバー）に連絡する。環境安全委員会は必要に応じて消防、警察に通報する。

② 委員会は事業所長に連絡するとともに、事業所内の各部署に初動対応の指示を出す。緊急性が高い場合は構内一斉放送等を行う。

③ 事業所長は緊急事態の内容を把握し、そのレベルを判断する。第一種緊急事態に該当する場合は、その旨発動する。

・・・ 以下、事業所の実態に応じた初動対応を具体的に記載 ・・・

④【第一種緊急事態】の場合、環境安全委員会は図■■■に示した関係機関に連絡する。

⑤ 事業所内の各部署は、各施設・設備の緊急停止操作をする一方、怪我人の救出、退避・避難を実施し、被害の拡大を防ぐ。

・・・ 事業所の実態に応じた第一種緊急事態への対応を具体的に記載 ・・・

⑥ 消防、警察の指示に従い、被害拡大の防止、緊急事態の原因となった化学物質の情報提供をはじめ、事態の収拾に協力する。

⑦【第二種緊急事態】の場合、特に関係機関への連絡は行わない。異常のある施設・設備、及びそれと関連のある施設・設備の緊急停止を行い、緊急事態を回避する。

・・・ 事業所の実態に応じた第二種緊急事態への対応を具体的に記載 ・・・

- ⑧第一種、第二種緊急事態に係らず土壌汚染が発生した場合、汚染位置を把握記録し、火災、爆発、漏洩等の危険性がなくなった後、汚染状況の把握やその対策を検討する。
- ⑨報道機関からの問い合わせは、本社事業部長が対応する。

(5) 周辺環境への影響の把握方法及び必要に応じ実施する浄化対策の概要

管理化学物質〇〇、〇〇にあつては、ガス検知管法による簡易測定が可能であるため、できるだけ環境汚染が高いと思われる時期に(安全性などを確保した上で)、事業所の敷地境界付近で環境濃度を測定する。

また、土壌汚染が発生した場合、汚染位置を把握記録し、汚染状況の把握やその対策を検討する。

(6) 関係機関等への届出内容

当事業所で事故に関係する規定がある法令は

- 消防法 ○労働安全衛生法 ○大阪府生活環境の保全等に関する条例
- 大気汚染防止法 ○水質汚濁防止法 ○廃棄物処理法 …… が該当する。

(7) 安全・防災訓練

緊急事態発生時の措置を確実にを行うため、以下のとおり要領を定め訓練を実施する。

①実施時期、回数

②訓練内容

- ・ 想定される緊急事態の種類
- ・ 訓練参加各人の役割分担
- ・ 怪我人、被害者の救済方法
- ・ 消火、漏洩防止活動等
- ・ 類焼、誘爆、河川漏洩等の二次災害の防止措置
- ・ 消防、救急、警察、本社等関係機関への連絡
- ・ 避難、誘導

③訓練実施後の評価と課題の発見

④課題の解決策等、緊急事態発生時の対処方法の改善計画作成

※2-4については、ISO14001等を取得し、環境マネジメントシステム(EMS)を実践している場合は、それらの規程を活用し簡潔に示していただければ結構です。

(例)

緊急事態発生時は、当社の「事故緊急事態対応規程」に基づき対応することとしている。その概要は次のとおり。

(1) 事業所内における指揮命令系統及び連絡体制

.....

※事業所内の指揮命令系統図及び社外への連絡体制図を添付してください。(p3-10参照)

(2) 避難誘導體制

.....

:

(7) 安全・防災訓練

緊急事態発生時の措置を確実にを行うため、〇〇要領に従い、訓練を実施している。

別紙3

取り扱っている管理化学物質の危険性・有害性の評価結果

GHSデータベースからの抽出(何らかの分類がされている項目の抜粋)

対象物質：アニリン

危険・有害性項目	分類結果	注意喚起用語	危険有害性情報
引火性液体	区分4	警告	可燃性液体
急性毒性（経口）	区分4	警告	飲み込むと有害
急性毒性（経皮）	区分3	危険	皮膚に接触すると有害
急性毒性（吸入：粉塵、ミスト）	区分4	警告	吸入すると有害
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	区分2A	警告	強い眼刺激
呼吸器感作性又は皮膚感作性	呼吸器感作性：分類できない 皮膚感作性：区分1	呼吸器感作性：－ 皮膚感作性：警告	呼吸器感作性：－ 皮膚感作性：アレルギー性皮膚反応を引き起こすおそれ
生殖細胞変異原性	区分2	警告	遺伝性疾患のおそれの疑い
発がん性	区分2	警告	発がんのおそれの疑い
特定標的臓器毒性（単回暴露）	区分1（血液系、神経系）	危険	臓器の障害（血液系、神経系）
特定標的臓器毒性（反復暴露）	区分1（血液系、神経系）	危険	長期にわたる、または反復ばく露による臓器の障害（血液系、神経系）
水生環境有毒性（急性）	区分1	警告	水生生物に非常に強い毒性

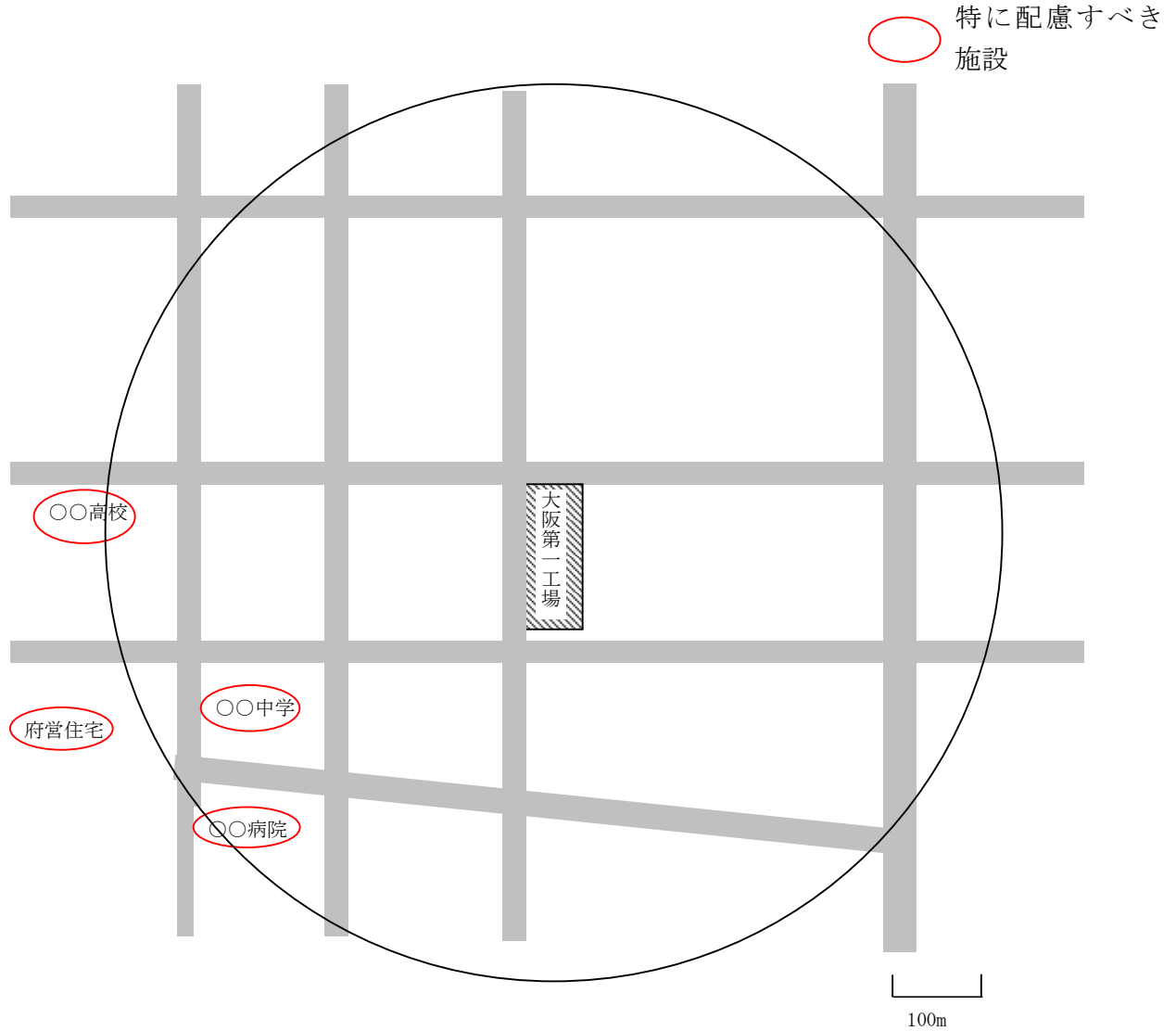
当事業所における危険性・有害性の評価結果

物理化学的危険性評価	引火性が強いため、火気厳禁を徹底する。
健康に対する有害性評価	全身毒性及び皮膚感作性の有害性が特に強く、皮膚腐食性、眼刺激性、発がん性、生殖細胞変異原性の有害性が高いことから、作業環境における安全性確保及び周辺環境への排出抑制に努める。 作業手順、防護用具の着用厳守など管理規程の遵守を徹底する。
環境に対する有害性評価	水生生物に対して非常に毒性が強い。製造工程では排水と一緒に排出されないが、原料入荷時のホース脱着時に若干の漏れがあるので、それらの拭き取りを実施し、水路に入らないようにする。

- ・取り扱っている管理化学物質について、この例のような表を作成してください。
- ・GHSの分類に基づき有害性が記載されたSDSの該当部分の添付でも差し支えありません。

別紙4

事業所付近の見取り図



※ 事業所付近の見取り図(半径500m)には、環境上特に配慮すべき施設(例:住宅地、学校、病院、飲料水の水源等)の位置を明示してください。

(別添3) 大規模災害に備えたリスク低減対策

ゴシック体: 記載項目
明朝斜体: 記載例

3-1 南海トラフ巨大地震などの大規模災害において想定される地震の震度や津波の高さ

①情報収集を行った災害

南海トラフ巨大地震

②被害想定の情報元

大阪府「南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会」資料

上記検討部会の第3回での資料1～4で、大阪府が実施した被害想定を参照できます。
(https://www.pref.osaka.lg.jp/kikikanri/keikaku_higaisoutei/bukai.html)

③被害想定

想定震度	震度6弱
津波浸水深さ	2.0～3.0m
液状化可能性	PL値: 20～25 激しい

被害想定については、今後見直される可能性がありますので、定期的に情報を収集し、更新してください。
その結果、貴事業所における対策の方針が大きく変わる場合は、変更届出書を提出してください。

④対策の優先度が高い施設及びその選定理由

対策の優先度の高い施設	選定理由
(例) ふっ化水素酸の保管タンクに接続する配管	(例) 大規模災害発生時に管理化学物質の漏えいの可能性が高い施設として、保管タンクに接続する配管が考えられる。また、化学物質の漏えいが生じた場合を想定して、リスクマトリックスにより環境リスクを把握した結果、ふっ化水素酸のリスクが大きいと判断した。

被害想定やリスクの把握結果等を踏まえ、貴事業所で対策を講じる施設の優先度を決定してください。対策の優先度の高い施設が複数ある場合は、その複数の施設について記載してください。

3-2 大規模災害時における環境リスク低減のための方策の方針

3-2-1 緊急事態発生時の未然防止

(1) 事業所全体における対策

指針に示された対策等の中から事業者の置かれた状況に応じ、経済的・技術的に可能な範囲で自主的に優先度を決定し、計画的に取り組んでいく方針の概要を記載してください。
⇒具体的な対策内容は指針の解説を参照してください。

ア 施設の耐震性能の確保等

- ・今後、新增設する施設・建屋については、想定される震度に耐える設定とする。
- ・既存の施設については、必要に応じ、設備の床及び天井との固定による補強等を実施済。

イ 津波への対策

- ・非常用電源及び災害対策本部の設置場所は、津波が到達しない、事務棟最上階に確保している。
- ・プラントの緊急停止等は、津波による被害を受けない位置で操作できる。

ウ 地盤の液状化等への対策

- ・施設・建屋を液状化しやすい箇所に新增設する際は、地上配管にすることで、液状化による変形のリスクを低減する。

エ 電力等の喪失への対策

- ・ふっ化水素酸を使用する施設では、大規模災害が発生し電力が喪失した場合に備え、自家発電設備により保安用及び計装用の非常用電源を確保している。また、より安全に停止させるため、地震計と連動したプラントの自動停止システムを導入する予定。

オ 訓練の実施

- ・年に2回実施している総合防災訓練において、電力、通信手段の喪失、管理化学物質の漏えい、地震発生後の津波の到来への対応を訓練内容に盛り込んでいる。

カ 事業所からの流出防止対策

- ・工場からの排水については、最終放流口の前に十分な容量を有した貯留槽があり、停電時には場外への排水が停止するシステムになっている。

(2) 主たる施設に応じた対策

ア 貯蔵施設(配管を含む。)

- ・ふっ化水素酸の保管タンクの周囲に、保管タンクの容量を超える防液堤が設けられている。
- ・ふっ化水素酸のタンクには緊急遮断弁を設置し、地震計と連動し、自動的に弁が閉止できるようにする予定。停電対策で緊急遮断弁はエアーで作動、地震計はバッテリーで作動させる予定。

イ 製造施設(化学品以外の製品の製造に供する施設を含む。)

- ・ふっ化水素酸を使用している製造施設の周囲には、防液堤を設置しており、施設外への流出が生じないようにしている。

ウ 排水路及び廃棄物保管施設

- ・本事業所で取り扱う物質で混合することにより有害ガスを発生するものはない。
- ・管理化学物質を含む廃棄物保管用のドラム缶は、専用の保管場所で保管している。保管場所では、ドラム缶と架台をチェーンにより固定している。

3-2-2 発生した緊急事態への対処

平日の日中、夜間、休日等で稼働状況が異なる場合は、それぞれの状況に応じた対応ができるよう想定しておいてください。

ア 事業所内における指揮命令系統及び連絡体制

- ・事務室にはワンセグ対応の携帯電話、防災ラジオ、衛星電話を設置し、停電時等でも防災情報を入手できるようにしている。また、事務室及び各現場にはトランシーバーを配備し、携帯電話回線の輻輳時にも連絡が取れるようにしている。
- ・工場長が不在時には、副工場長を指揮命令権者とする。

イ 関係機関及び関係住民等への通報体制

- ・関係住民に避難を呼びかける必要がある場合に備えて、防災用スピーカーを事務室に設置している。

ウ 避難誘導體制

- ・液状化しやすい箇所や、管理化学物質の漏えい等によるリスクが高い箇所を避けた避難経路を設定し、従業員に周知している。
- ・津波発生時の緊急避難場所を設定し、従業員に周知している。

エ 緊急事態の規模に応じた事業所内の対応体制

- ・震度6弱以上の地震が発生した又は事業所内に津波の到来が予想される際は、本社に災害対策本部を設置する。

オ 応急措置の実施手順及び実施内容

- ・地震が発生した際の、施設を停止する震度、停止する施設の優先順位、プラントを停止するための手順を定め、緊急時の対応マニュアルに記載している。
- ・津波警報発令時の、停止する施設の優先順位、プラントを停止するための手順、従業員が避難する手順・場所・時間を定め、緊急時の対応マニュアルに記載している。

カ 飛散及び流出防止資機材、防災用資機材等の保管場所及び保管量等に関する事項

- ・防毒マスク、保護メガネ等の保護具や漏えい防止用土のう、中和用消石灰は、ふっ化水素酸の取扱建屋（保管タンクが隣接）に保管している。
- ・救護用の防災資材等は、津波の浸水の影響を受けない、事務棟最上階に確保している。

キ 周辺環境影響の把握方法及び必要に応じて実施する浄化対策の概要

- ・管理化学物質が事業所敷地外へ流出した場合には、流出した河川の底質、土壌等の試料を採取するよう、緊急時の対応マニュアルに記載している。

【参考資料】 災害時の環境リスクの把握について

災害時の環境リスクの把握の実施には、「災害時リスク低減検討事業」の報告書や「指針の解説」に記載の手法やツールを用いて、災害発生時に化学物質の漏えいが生じた場合の、化学物質取扱施設周辺での化学物質の濃度分布を把握する方法があります。

上記の方法以外にも、リスクマトリックスを用いて把握する方法もあります。

「災害時リスク低減検討事業」の報告書

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kankyohozen/shidou/saigai.html>

○リスクマトリックスを用いた環境リスクの把握例

各取扱化学物質を有害性の程度とばく露の程度でランク分けし、その組み合わせから相対的なリスクの大小を求める方法です。なお、この方法はあくまで、その事業所で取扱っている化学物質間の相対的なリスク比較であり、リスク値が低いから環境に対して安全、高いから危険という絶対的な指標ではありません。

《有害性の程度の区分の例》

下表のように取り扱っている化学物質の「化学品の分類および表示に関する世界調和システム（GHS）」の結果から、その化学物質の有害性の程度を分類します。

表 GHSを参考にした有害性の程度の区分の例（人の健康に対する有害性）

有害性の程度		GHS有害性分類及びGHS区分	
有害性 ↑ 大 ↓ 小	A	・急性毒性	区分1
		・発がん性	区分1
	B	・生殖細胞変異原性	区分1、2
		・生殖毒性	区分1、2
		・急性毒性	区分2
C	・発がん性	区分2	
	・特定標的臓器／全身毒性（反復ばく露）	区分1	
	・呼吸器感作性	区分1	
	・急性毒性	区分3	
	・特定標的臓器／全身毒性（単回ばく露）	区分1	
D	・皮膚腐食性／刺激性	サブクラス1A、1B、1C	
	・眼に対する重篤な損傷／眼刺激性	区分1	
	・皮膚感作性	区分1	
	・特定標的臓器／全身毒性（反復ばく露）	区分2	
E	・急性毒性	区分4	
	・特定標的臓器／全身毒性（単回ばく露）	区分2	
	・急性毒性	区分5	
	・皮膚腐食性／刺激性	区分2、3	
E	・眼に対する重篤な損傷／眼刺激性	区分2	
	・分類されない化学物質		

（注） 有害性の分類（発がん性、急性毒性等）によって有害性の程度（A～E）が異なる場合は、最も高い有害性の程度を用いて、リスク評価を行う。

例：発がん性が区分2（有害性の程度：B）で、急性毒性が区分3（有害性の程度：C）の場合は、「有害性の程度：B」を用いて評価する。

《災害時の環境リスクの把握例》

災害時に、事業所で取扱っている化学物質が漏えいし、ばく露することを想定すると、取扱量が大きいほど、相対的なばく露の程度は大きくなると考えられることから、ばく露の程度を比較する指標の一例として、年間取扱量で整理しました。

表4のように、事業所で取り扱っている管理化学物質の年間取扱量を5段階に分け、有害性の程度と取扱量を、それぞれ横軸と縦軸とした表（行列：マトリックス）に、あらかじめ有害性の程度と取扱量に応じたリスクのランクを割り付けておき、対象となる化学物質の有害性の程度に該当する列を選び、次に取扱量に応じた行を選ぶことによって、リスクの程度を見積もります。そのリスクの程度により、表5のように対策の優先度の判断を行います。

なお、この例では、年間取扱量をばく露の程度を比較する指標としていますが、事業所における管理化学物質等の貯蔵状況は、在庫管理の形態により様々ですので、事業所の管理化学物質等の貯蔵実態を踏まえて、指標を最大貯蔵量等に置き換えて検討することも可能です。

表4 災害時の環境リスクの把握例（マトリックス法）

		有害性の程度				
		A	B	C	D	E
年間取扱量	1,000 t以上	5	5	4	4	3
	100 t～1,000 t	5	4	4	3	2
	10 t～100 t	4	4	3	3	2
	1～10 t	4	3	3	2	2
	1 t未満	3	2	2	2	1

表5 リスクの程度による対策の優先度の例

リスクの程度	優先度	
4～5	高	直ちに管理の改善を実施 十分な経営資源の投入が必要
2～3	中	速やかに管理の改善を実施 優先的に経営資源の投入が必要
1	低	費用対効果を勘案してリスク低減対策を実施 計画的な経営資源の投入が必要

参考資料

○「化学物質を取り扱う事業所で今日からできる対策事例～明日起きるかもしれない大規模災害に備えて～」

令和4年2月改訂版 大阪府環境農林水産部環境管理室

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kankyohozen/shidou/jireishu.html>

○「高圧ガス事業所地震・津波対策ガイドブック」

平成26年3月 富山県／富山県高圧ガス安全協会

<https://www.pref.toyama.jp/1901/kurashi/kankyoushizen/kankyou/kj00018509/kj00018509-004-01.html>

○「高圧ガス事業所リスクアセスメント・ガイド」

平成24年3月 富山県／富山県高圧ガス安全協会

<https://www.pref.toyama.jp/1901/kurashi/kankyoushizen/kankyou/kj00018509/kj00018509-006-01.html>

○「予防規定の改正に伴う効果的な津波対策等のあり方に関する検討報告書」

平成25年3月 危険物保安技術協会

https://www.khk-syoubou.or.jp/pdf/guide/research/3_2013-03-yoboukitei.pdf

○「東日本大震災による設備被害と耐震対策報告書」

平成25年9月5日 震災復興支援会議「設備被害対策検討委員会」

(一般社団法人 建築設備技術者協会)

<https://www.jabmee.or.jp/news/201310071/>

○「化学物質を取り扱う事業者の災害対策について」 東京都環境局

<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/chemical/chemical/disaster.html>

○「石油コンビナートの防災アセスメント指針」

平成25年3月 消防庁特殊災害室

https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/kento100_44_houkokusho_assessment.pdf

第4章 化学物質管理目標決定及び達成状況の届出について

【届出対象者】

第一種管理化学物質の排出量・移動量・取扱量の届出対象者のうち、常時使用される従業員数が50人以上の事業所を府内に持つ事業者

(1) 化学物質管理目標決定及び達成状況の届出書の作成方法

この届出は、対象とする化学物質を定めて、排出量の削減などの自主的な目標を策定し、化学物質による環境リスクの低減を進める内容を届け出るものです。

初年度は有害性が高い、あるいは取扱量が多いなど環境リスクが高い管理化学物質を選定して管理目標を定め、その目標を達成するための具体的な方策に関する計画を作成します。次年度以降は、目標の達成状況及び目標を達成するために実施した対策の内容を届出してください。

1) 届出先について

大阪府知事又は権限移譲した市町村の長に提出してください。（記入例p4-6参照）

2) 届出様式について

以下のホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kankyohozen/shidou/kanri.html>

○注意事項

1 初めて目標決定及び達成状況届出書を提出する事業者の方へ

化学物質管理目標や目標を達成するための具体的な方策等を届出してください。

⇒ p4-6～p4-8の書類を提出してください。

(p4-7の点線で囲まれた部分は記載不要です。ただし、既に事業所で独自目標を策定しており、目標に沿って対策を実施している場合は、p4-7の点線で囲まれた部分も記載してください。)

2 既に目標決定及び達成状況届出書を提出している事業者の方へ

化学物質管理目標を達成するための対策の進捗状況や達成状況等を届出してください。ただし、目標達成年度における達成状況等を届出する年度には、達成状況等の届出に加えて新たな目標を策定して届出してください。

⇒ 前年度に提出した書類に追記し、p4-9～p4-11の書類を提出してください。

(なお、書面届出において、計画の内容を変更していない場合はp4-11の別紙の届出は不要です。)

目標達成の最終年度（目標（達成）年度）の達成状況を届出される事業者様へ

既に管理目標の届出をしている事業所で、今回の届出が目標達成の最終年度（目標年度）の達成状況を届出される事業者は、次の目標を決定し、併せて届出してください。

（例）目標年度：2023年度 届出年度：2024年度 の場合

- ①2023年度の目標達成状況の届出
②2024年度を計画初年度とする管理目標決定の届出 } 2種類の届出が必要です

3) 化学物質管理目標決定及び達成状況の届出の記載事項の説明

説明1 管理化学物質の種類

貴事業所で取り扱っている管理化学物質について、次の（1）～（3）の結果等をもとに、管理の改善を進めて環境リスクの低減を図るべき管理化学物質を選定して記入してください。

- （1）リスク評価^{※1}
- （2）事業者独自の判断基準による選定
- （3）技術面、費用面を含めた各種削減対策の比較検討

※1 指針第4の2(1)（指針の解説を含む）に示す貴事業所で扱う管理化学物質の有害性に係る情報、ばく露性に係る情報をもとに、指針第4の2(2)（指針の解説を含む）に示すような管理化学物質のリスク評価を行ってください。

複数の物質について届出する場合は、物質ごとに届出書を分けて提出してください。
なお、VOC（揮発性有機化合物）（府条例施行規則第50条の5）の年間取扱量が1トン以上の場合は、VOC又はVOCに該当する個別の物質（例えば、トルエン等）を優先的に選定してください。

説明2 管理の改善の方法

「管理化学物質の種類」の欄に記入した管理化学物質に対して、どういった方法で管理の改善を進めるか、該当する欄に「○」を入力してください。

従前から化学物質の適正管理を積極的に実施されており、これ以上の改善が現時点では難しい場合は、以下の例に示すような方法で行ってください。

- （例）
- ・排出原単位（例、「化学物質Aの大気への排出量÷製品の製造量」、あるいは「化学物質Aの大気への排出量÷化学物質Aの取扱量」という比率）を減らす。
 - ・地域住民とのリスクコミュニケーションを推進し、住民に貴事業所での化学物質管理について理解してもらう。
 - ・マネジメントシステムの改善により、化学物質の取扱時における無理、ムラ、無駄の一層の排除を行う。

- ・現状維持。（ただし、現状維持の状況になるまでの今までの改善の過程、どのようにして現状維持を担保していくかの説明が必要です。）

「管理の改善の方法」を排出量の削減とした場合には、「指標とする項目」「指標とする項目に係る目標」についても排出量（大気、公共用水域、土壌、埋立）に関連する項目から選択し、項目間の内容について整合がとれるようにしてください。

説明3 指標とする項目、指標とする項目に係る目標、改善率

「指標とする項目」については、「管理の改善の方法」を進めていく段階で、その改善の程度を把握・検証等するための指標となるものを選んでください。

「指標とする項目」の例をp4-5に示しています。

「指標とする項目に係る目標」については、当該化学物質の管理の改善計画で達成しようとする目標値を記入してください。

（目標の例）・VOCの大気への年間排出量を基準年度から、〇〇〇k g /年削減する

- ・製品製造量あたりのVOCの大気への排出量を基準年度から〇〇%削減する。
- ・設備の安全化を施す箇所を全〇箇所設定し改善する。
- ・環境報告書の発行回数を3年に1回から毎年とする。

「改善率」については、「管理の改善の方法」として排出量・移動量・取扱量の削減を選定している場合に、基準年度に対する目標達成年度における改善率を記入してください。数値化しにくい指標とする項目の場合は、改善率の記入は不要です。

説明4 目標達成年度

本届出は、化学物質の環境リスクを低減する取組みを進めることを目的として、事業所ごとに化学物質の管理の改善計画・目標を立て、毎年その進捗状況について届出を行うものです。

目標を達成するために取組む期間（1サイクル）は、概ね5年程度の期間を想定しています。届出の開始時期が事業所で異なるため、以下のような期間を設定してください。（2024年度に初回の届出を行う場合、可能であれば2023年度を基準年度とし、目標達成年度を2028年度としてください。）

なお、本届出は各事業者で自主的に環境リスクの低減を進めていただくことを基本としていますので、工場の建替えや拡充計画等の長期計画をお持ちの場合や、既にPDCAサイクルを実行している場合などは、目標達成年度が上記以外になることを妨げるものではありません。

また、目標を達成するため、PDCAを繰り返して行い、目標の達成が危ぶまれる場合は、必要に応じて追加対策を実施するなどして、目標の達成に努めてください。

初回の届出が2024年度の場合の目標年度設定例

2023	2024	2025	2026	2027	2028
排出量等 基準年度	計画 初年度		中間 目標年度		目標 達成年度

説明5 目標決定に当たっての考え方

説明1の(1)～(3)の結果等をもとに、最終的な目標決定をした際の考え方を記入してください。記入欄が足りない場合は別添にして記入してください。(様式は自由です)

説明6 化学物質管理目標を達成するために実施した対策の内容、化学物質管理目標の達成状況、化学物質管理目標を達成するために実施した対策の検証の結果

これらの欄は毎年度内容が変わりますので新たな記述が必要です。

届出前年度の進捗状況に基づいて記入してください。

「化学物質管理目標の達成状況」は経過がわかるよう、届出前年度の指標とする項目の実績値（削減量等）と改善率を、前回届出内容に追記する形で記入してください。

(例)

- ・2023年度（基準年度）実績でVOCの大気への排出量は10,000kg。
- ・2024年度実績でVOCの大気への排出量は9,400kg。基準年度から600kg削減、改善率6%。

「化学物質管理目標を達成するために実施した対策の検証の結果」は、前年度の実績について自ら検証した結果を記入してください。検証にあたっては、事業所で作成した化学物質管理計画書であらかじめ定められた体制と手順にしたがって実施してください。なお、第三者評価を行った場合にあっては、その結果も加味してください。

(例)

- ・〇〇年度の目標達成に向け順調に進んでいる。
- ・目標を順調に達成できた。
- ・〇〇年度の目標達成に向け概ね順調に進んでいるが、一部に〇〇といった課題が残されている。
- ・〇〇年度の目標達成に困難な課題（〇〇）があり、今後具体的方策の検討を予定している。
- ・目標達成に向けての取組みを行ったことで、使用していない溶剤のフタが閉まっていることを作業員が確認する等、意識の向上が見られた。
- ・生産量の増加に伴い、使用量が増加したが、生産量1トンあたりの使用量は減少しており、作業効率は改善している。
- ・塗料を調製する際、必要量だけ作成し、余剰分が少なくなるようにした。

説明7 化学物質管理目標を達成するための具体的方策に関する計画(別紙)

この別紙は計画策定時に作成するものですので、2年目以降の実績報告時には計画の内容に変更がない限りは、変更しないでください。なお、計画を変更する場合は、表書きの「化学物質管理目標を達成するための具体的方策に関する計画の変更をしたときは変更した事項」に変更の内容とその理由を記載してください。

別紙の「具体的方策」には、当該年度にて実施する予定の対策等を具体的に記載してください。「指標とする項目」には表書きで設定した「指標とする項目」について、基準年度の値（実績値）及び予定する対策等を実施した際の計画初年度、中間目標年度及び目標年度の計画値を記載してください。

<参考> 指標とする項目の例

1: 上記管理化学物質の大気への排出量の削減量
2: 上記管理化学物質の公共用水域への排出量の削減量
3: 上記管理化学物質の当該事業所の土壌への排出量の削減量
4: 上記管理化学物質の当該事業所における埋立処分量の削減量
5: 上記管理化学物質の下水道への移動量の削減量
6: 上記管理化学物質の廃棄物としての移動量の削減量
7: 上記管理化学物質の製造量の削減量
8: 上記管理化学物質の使用量の削減量
9: 上記管理化学物質の単位使用量当たりの大気への排出量の削減量
10: 上記管理化学物質の単位使用量当たりの公共用水域への排出量の削減量
11: 上記管理化学物質の単位使用量当たりの当該事業所の土壌への排出量の削減量
12: 上記管理化学物質の単位使用量当たりの当該事業所における埋立処分量の削減量
13: 上記管理化学物質の単位使用量当たりの下水道への移動量の削減量
14: 上記管理化学物質の単位使用量当たりの廃棄物としての移動量の削減量
15: 製品の単位生産量当たりの上記管理化学物質の使用量（原単位）の削減量
16: 製品の単位生産量当たりの上記管理化学物質の大気への排出量（原単位）の削減量
17: 製品の単位生産量当たりの上記管理化学物質の公共用水域への排出量（原単位）の削減量
18: 製品の単位生産量当たりの上記管理化学物質の土壌への排出量（原単位）の削減量
19: 製品の単位生産量当たりの上記管理化学物質の埋立処分量（原単位）の削減量
20: 製品の単位生産量当たりの上記管理化学物質の下水道への移動量（原単位）の削減量
21: 製品の単位生産量当たりの上記管理化学物質の廃棄物としての移動量（原単位）の削減量
22: 上記管理化学物質の有害性の低い代替物質への転換率
23: 設備の安全化対策の実施箇所
24: その他（項目を記入下さい。）

(2) 化学物質管理目標決定及び達成状況の届出書の記入例

① 初めて目標決定及び達成状況届出書を提出する事業者

様式第23号の15(第50条の12関係)

化学物質管理目標決定及び達成状況届出書	
〇〇年〇月〇日	
〇〇〇〇 様	届出時点における住所、法人名、代表者の役職・氏名を各記入欄に記入 ※押印不要
届出先の行政の長を記入 ① 事業所が所在する市町村の長 大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、高槻市、貝塚市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、松原市、箕面市、東大阪市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、太子町、河南町、千早赤阪村の事業所 ② 泉大津市長 泉大津市、忠岡町*の事業所 (※化管法の届出先は忠岡町長) ③ 大阪府知事 上記以外の市町の事業所	住所 〇〇市〇〇町〇-〇 氏名 大阪産業株式会社 代表取締役社長 大阪 太郎 代理人 大阪第一工場 工場長 〇〇 〇〇 代理人が届出を行う場合は、代表者名と代理人名を併記
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 条の25第2項の規定により、次のとおり届け出ます。	
事業所の名称	大阪第一工場
事業所の所在地	〇〇市△△町〇-〇
管理化学物質の種類	条例1: VOC(揮発性有機化合物)
該当する欄に「○」を記入 ※詳細は説明2 (p4-2) 参照	<input checked="" type="checkbox"/> 排出量の削減 <input type="checkbox"/> 移動量の削減 <input type="checkbox"/> 取扱量の削減 <input type="checkbox"/> 有害性の低い物質への代替 <input type="checkbox"/> 設備の安全化の対策 <input type="checkbox"/> マネジメントシステムの改善 <input type="checkbox"/> リスクコミュニケーションの推進 <input type="checkbox"/> その他の方法
管理の改善の方法	p4-5記載の項目から選択 ※選択項目に該当するものがない場合は、24:その他とし、その内容を4段目に記入
化学物質管理目標	1: 上記管理化学物質の大気への排出量の削減量 上記管理化学物質の大気への排出量を基準年度より削減 1000 kg 削減量が定量化できる場合には、基準年度からの削減量(削減割合)を記入 ※詳細は説明3 (p4-3) 参照 単位を記入
改善率	14.3 %の改善 (2022 年度比)
目標達成年度	2027年度
目標決定に当たっての考え方	リスク評価の結果、使用量が最も多いVOCの環境リスクが高いことから、VOCを管理目標の対象物質として設定した。指標とする項目に関する削減量については、技術面・費用対効果を検討したうえで実施する対策を決定し、その削減見込量とした。 ※詳細は説明5 (p4-4) 参照

化学物質管理 目標を達成す ための具体 的方策に関す る計画	<p>別紙のとおり</p>
化学物質管理 目標を達成す ために実施 した対策の内 容	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> 化学物質管理目標を達成するために実施した対策の内容を記入(別紙の計画に記載した具体的方策など) ※届出前年度の実績を前回届出内容に追記する形で記入 ※計画初年度は記入不要。既に事業所で独自目標を策定しており、目標に沿って対策を実施している場合は記入可能 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> 点線での囲みの部分は目標として決定した事項の達成状況を記入 ※計画初年度は記入不要。既に事業所で独自目標を策定しており、目標に沿って対策を実施している場合は記入可能 </div>
化学物質管理 目標の達成状 況	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> 届出前年度末の達成状況を前回届出内容に追記する形で記入 ※詳細は説明6 (p4-4) 参照 ※計画初年度は記入不要。既に事業所で独自目標を策定しており、目標に沿って対策を実施している場合は記入可能 </div>
化学物質管理 目標を達成す ために実施 した対策の検 証の結果	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> 進捗状況に対する検証(見解)を記入 ※詳細は説明6 (p4-4) 参照 ※計画初年度は記入不要。既に事業所で独自目標を策定しており、目標に沿って対策を実施している場合は記入可能 </div>
化学物質管理目 標を達成する ための具体 的方策に関 する計画の 変更をした ときは変更 した事項	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> 変更の内容とその理由を記入 ※変更した場合は、別紙の「具体的方策」にも変更した事項を記載 </div>
本届出について 生産技術上・営 業上の秘密に係 る情報の有無	<div style="display: flex; align-items: center;"> <input type="checkbox"/> : 無 <div style="margin-left: 20px; border: 1px solid black; padding: 2px;"> 該当する欄に「○」を記入 </div> </div> <div style="margin-left: 20px;"> <input type="checkbox"/> : 有(秘密とする内容を記載した書類を添付してください。) </div>
担当者(問 い合わせ先)	部署名 ○○部○○課 p5-1参照
	(ふりがな) ○○○○ ○○○
	氏 名 ○○ ○○
	電話番号 ○○-○○○○-○○○○
	電子メールアドレス ○○○○@○○.○○○
※受付欄	
備考 ※印の欄には、記載しないこと。	

○別紙の記入例（初めて目標決定及び達成状況届出書を提出する事業者）

別紙 化学物質管理目標を達成するための具体的方策に関する計画

年 度	2022 年度 (基準年度)	2023 年度 (計画初年度)	年度 (届出の前年度)	2025 年度 (中間目標年度)	2027 年度 (目標年度)
	<p>計画の基準年度を記入</p> <p>※選定した物質を、既に削減対象として計画的に管理してきた場合、その計画の初年度を基準年度としても構いません。</p>	<p>計画を初めて提出する年度を記入</p>		<p>計画の中間目標年度を記入</p>	<p>計画の目標年度を記入 おおむね5年程度の計画としてください。</p>
	<p>具体的方策は事業所の実態を踏まえ、最も費用対効果の高い対策の組み合わせを決定して記入してください。（以下、記載例）</p> <p>○有害性の低い物質へ代替するための技術開発、設備の整備 ○工程改善、設備改善等の使用の合理化による取扱量の削減 ○処理装置、回収装置の設置や改善による排出抑制 ○作業要領の遵守徹底、維持管理の適正化等の対策による、取扱量の削減及び排出抑制 ○モニタリングによる監視（排ガス、排水、敷地境界濃度等）の強化 ○リスクコミュニケーションの実施（住民説明会の実施） ○その他の改善対策（具体的に記入）</p>				
具体的方策		<p>○各洗浄工程の現状を把握し、洗浄の必要性、清浄度の基準、洗浄剤交換時期等を点検する。</p> <p>○運転・操作方法の改善（装置周辺の風の減少、ドゥエル方法の検討、被洗浄物による持出量削減）を検討・実施する。</p> <p>○運転・操作手順書を作成し、作業員へ手順を周知する。</p>	<p>原則記入不要だが、「届出の前年度」は基準年度が計画初年度よりも数年前であり、計画の進捗を把握するために、最新の実績値を記入することが望ましい場合には、記入してください。</p>	<p>○各洗浄工程の洗浄の必要性、清浄度の基準、洗浄剤交換時期等を点検する。</p> <p>○運転・操作方法の改善（装置周辺の風の減少、ドゥエル方法の検討、被洗浄物による持出量削減）を検討・実施する。</p> <p>○運転・操作手順書の見直しを必要に応じて行う。</p>	<p>○運転・操作方法の改善（装置周辺の風の減少、ドゥエル方法の検討、被洗浄物による持出量削減）を検討・実施する。</p> <p>○洗浄装置の改造（フリーボード高さ、冷却水温度等）を検討・実施する。</p>
	<p>計画の「指標とする項目」（この届出書の表書きに記入したもの）を記入</p>				
	<p>計画の基準年度における「指標とする項目」の実績値を記入</p>	<p>計画策定時における、2020年度（届出初年度）の計画値を記入</p>		<p>計画策定時における2022年度（中間目標年度）の計画値を記入</p>	<p>計画策定時における2024年度（目標年度）の計画値を記入</p>
指標とする項目	<p>【実績値】 大気への排出量 7,000kg/年</p>	<p>【計画値】 大気への排出量 6,300kg/年 基準年度から700kg削減</p>	-	<p>【計画値】 大気への排出量 6,200kg/年 基準年度から800kg削減</p>	<p>【目標値】 大気への排出量 6,000kg/年 基準年度から1,000kg削減</p>
改善率	—	11.0 %	%	11.4 %	14.3 %

備考 1 改善率は、指標とする項目を数値化できる場合に記入する。

2 改善率は、次に示す例により計算して記入する。

例 指標とする項目が「化学物質の排出量」の場合 $[(\text{基準年度の排出量} - \text{当該年度の排出量}) / \text{基準年度の排出量}] \times 100\%$

②既に目標決定及び達成状況届出書を提出している事業者

様式第23号の15(第50条の12関係)

化学物質管理目標決定及び達成状況届出書

〇〇年〇月〇日

〇〇〇〇 様

届出先の行政の長を記入

- ①事業所が所在する市町村の長
大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、高槻市、貝塚市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、松原市、箕面市、東大阪市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、太子町、河南町、千早赤阪村の事業所
- ②泉大津市長：泉大津市、忠岡町の事業所
- ③大阪府知事：上記以外の市町の事業所

届出時点における住所、法人名、代表者の役職・氏名を各記入欄に記入

※押印不要

住所 〇〇市〇〇町〇-〇
氏名 大阪産業株式会社
代表取締役社長 大阪 太郎
代理人 大阪第一工場 工場長 〇〇 〇〇

代理人が届出を行う場合は、代表者名と代理人名を併記

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

大阪府生活環境の保全等に関する条例第81条の25第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

事業所の名称	大阪第一工場	届出日における事業所の名称、所在地を記入
事業所の所在地	〇〇市△△町〇-〇	取り扱っている管理化学物質の中から環境リスクを考慮して物質を選定 ※詳細は説明1 (p4-2) 参照
管理化学物質の種類	条例1:VOC(揮発性有機化合物)	<input type="checkbox"/> 排出量の削減 <input type="checkbox"/> 移動量の削減 <input type="checkbox"/> 取扱量の削減 <input type="checkbox"/> 有害性の低い物質への代替 <input type="checkbox"/> 設備の安全化の対策 <input type="checkbox"/> マネジメントシステムの改善 <input type="checkbox"/> リスクコミュニケーションの推進 <input type="checkbox"/> その他の方法
管理の改善の方法		p4-5記載の項目から選択 ※選択項目に該当するものがない場合は、24その他とし、その内容を4段目に記入
化学物質管理目標	1:上記管理化学物質の大気への排出量の削減量	
指標とする項目	上記管理化学物質の大気への排出量を基準年度より削減	1000 kg
指標とする項目に係る目標	削減量が定量化できる場合には、基準年度からの削減量(削減割合)を記入 ※詳細は説明3 (p4-3) 参照	単位を記入
改善率	14.3 %の改善 ()	2022 年度比)
目標達成年度	2027年度	
目標決定に当たっての考え方	リスク評価の結果、使用量が最も多いVOCの環境リスクが高いことから、VOCを管理目標の対象物質として設定した。指標とする項目に関する削減量については、技術面・費用対効果を検討したうえで実施する対策を決定し、その削減見込量とした。	

化学物質管理 目標を達成す ための具体 的方策に関す る計画	別紙のとおり										
化学物質管理 目標を達成す ために実施 した対策の内 容	<ul style="list-style-type: none"> 塗装設備の使用の合理化(適切な塗装ガンの選択、ホース長の見直し等)を実施した。(2023年度) 引き続き上記対策を実施するとともに、塗装・洗浄時の手順を手順書に取りまとめ、これを使用して研修を実施し、作業者の技術の向上を図った。(2024年度) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> 化学物質管理目標を達成するために実施した対策の内容を記入(別紙の計画に記載した具体的方策など) 目標を達成するために取り組む期間(1サイクル間)にあつては、届出前年度の実績を前回届出内容に追記する形で記入 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 60%;"> 点線での囲みの部分は目標として決定した事項の達成状況を記入 </div>										
化学物質管理 目標の達成状 況	<ul style="list-style-type: none"> 2022年度実績でVOCの大気への排出量は7,000kg/年。 2023年度実績でVOCの大気への排出量は6,800kg/年。基準年度から200kg削減、改善率2.9%。 2024年度実績でVOCの大気への排出量は6,700kg/年。基準年度から300kg削減、改善率4.3%。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> 1サイクル間にあつては、届出前年度末の達成状況を前回届出内容に追記する形で記入 ※詳細は説明6(p4-4)参照 </div>										
化学物質管理 目標を達成す ために実施 した対策の検 証の結果	塗装設備の合理化目標を達成することができた。また、作業者を含む従業員に対して化学物質の管理改善に向けた研修の開催、生産量当たりの塗料・溶剤の使用量を周知するポスターを掲示板への貼付などの取組を行ったことで、会社全体の目標達成志向の向上につながったと考えられる。(2024年度) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 60%;"> 進捗状況に対する検証(見解)を記入 ※詳細は説明6(p4-4)参照 </div>										
化学物質管理 目標を達成す ための具体 的方策に関す る計画の変更 をしたときは 変更した事項	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> 上欄の目標達成のために実施した対策の検証の結果に基づき、具体的方策(別紙)に内容を変更した場合は、変更した事項を記載 </div>										
本届出について 生産技術上・営 業上の秘密に係 る情報の有無	<div style="display: flex; align-items: center;"> <input type="checkbox"/> 無 <div style="margin-left: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 該当する欄に「〇」を記入 </div> </div> <input type="checkbox"/> 有(秘密とする内容を記載した書類を添付してください。) </div>										
担当者(問い合 わせ先)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">部署名</td> <td>〇〇部〇〇課</td> </tr> <tr> <td>(ふりがな)</td> <td>〇〇〇〇 〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td>〇〇 〇〇</td> </tr> <tr> <td>電話番号</td> <td>〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>電子メールアドレス</td> <td>〇〇〇〇@〇〇〇.〇〇〇</td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px auto; width: 60%;"> p5-1参照 </div>	部署名	〇〇部〇〇課	(ふりがな)	〇〇〇〇 〇〇〇	氏名	〇〇 〇〇	電話番号	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	電子メールアドレス	〇〇〇〇@〇〇〇.〇〇〇
部署名	〇〇部〇〇課										
(ふりがな)	〇〇〇〇 〇〇〇										
氏名	〇〇 〇〇										
電話番号	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇										
電子メールアドレス	〇〇〇〇@〇〇〇.〇〇〇										
※受付欄											

備考 ※印の欄には、記載しないこと。

○別紙の記入例（既に目標決定及び達成状況届出書を提出している事業者）

※計画の内容を変更していない場合、別紙は初回届出時のまま、特に追記等は不要です。

別紙 化学物質管理目標を達成するための具体的方策に関する計画

年 度	2022 年度 (基準年度)	2023 年度 (計画初年度)	年度 (届出の前年度)	2025 年度 (中間目標年度)	2027 年度 (目標年度)
	計画の基準年度を記入	計画を初めて提出する年度を記入		計画の中間目標年度を記入	計画の目標年度を記入
	<p>具体的方策は事業所の実態を踏まえ、最も費用対効果の高い対策の組み合わせを決定して記入してください。（以下、記載例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○有害性の低い物質へ代替するための技術開発、設備の整備 ○工程改善、設備改善等の使用の合理化による取扱量の削減 ○処理装置、回収装置の設置や改善による排出抑制 ○作業要領の遵守徹底、維持管理の適正化等の対策による、取扱量の削減及び排出抑制 ○モニタリングによる監視（排ガス、排水、敷地境界濃度等）の強化 ○リスクコミュニケーションの実施（住民説明会の実施） ○その他の改善対策（具体的に記入） 				
具体的方策		<ul style="list-style-type: none"> ○塗料・溶剤の使用量を定期的に把握する。 ○塗装設備の使用の合理化（適切な塗装ガンの選択、ホース長の見直し等）を検討・実施する。 ○塗装・洗浄時の手順を手順書にまとめ、手順書を用いた研修を実施することで、作業者の技術の向上を図る。 		<ul style="list-style-type: none"> ○第一塗装ラインの乾燥施設に排ガス処理設備（触媒燃焼装置）の設置を検討する。 ○塗料・溶剤の使用量を定期的に把握する。 ○塗装設備の使用の合理化（適切な塗装ガンの選択、ホース長の見直し等）を検討・実施する。 ○手順書を用いた研修を実施することで、作業者の技術の向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○第一塗装ラインの乾燥施設に排ガス処理設備（触媒燃焼装置）の設置を検討する。 ○塗料・溶剤の使用量を定期的に把握する。 ○塗装設備の使用の合理化（適切な塗装ガンの選択、ホース長の見直し等）を検討・実施する。 ○手順書を用いた研修を実施することで、作業者の技術の向上を図る。
指標とする項目		【計画値】 大気への排出量 6,800kg/年 基準年度から 200kg削減	-	【中間目標値】 大気への排出量 6,400kg/年 基準年度から 600kg削減	【目標値】 大気への排出量 6,000kg/年 基準年度から 1,000kg削減
改善率		2.9 %	%	8.6 %	14.3 %

備考 1 改善率は、指標とする項目を数値化できる場合に記入する。

2 改善率は、次に示す例により計算して記入する。

例 指標とする項目が「化学物質の排出量」の場合 $[(\text{基準年度の排出量} - \text{当該年度の排出量}) / \text{基準年度の排出量}] \times 100\%$

第5章 届出書の情報開示について

1) 秘密の情報に関する書類の作成方法

届出の内容に、生産技術上・営業上の秘密に係る情報がある場合には、届出書の「本届出について生産技術上・営業上の秘密に係る情報の有無」の欄に「有」を選択し、秘密とする内容を記載した書類を添付してください。秘密とする内容を記載した書類においては、次の（ア）～（ウ）について説明してください。なお、後日、秘密とする内容について確認の問い合わせをすることがあります。

- （ア）秘密情報の範囲が明確で適切な範囲であること
- （イ）秘密情報であることを客観的に説明できること
- （ウ）秘密情報が適切に秘密として管理されていること

秘密情報の具体的な判断基準が示されていますので参考にしてください。

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第 6 条における秘密情報の審査基準について」

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/information/pdf/himitujyohoshinsaki_jyun.pdf

2) 情報公開の流れ

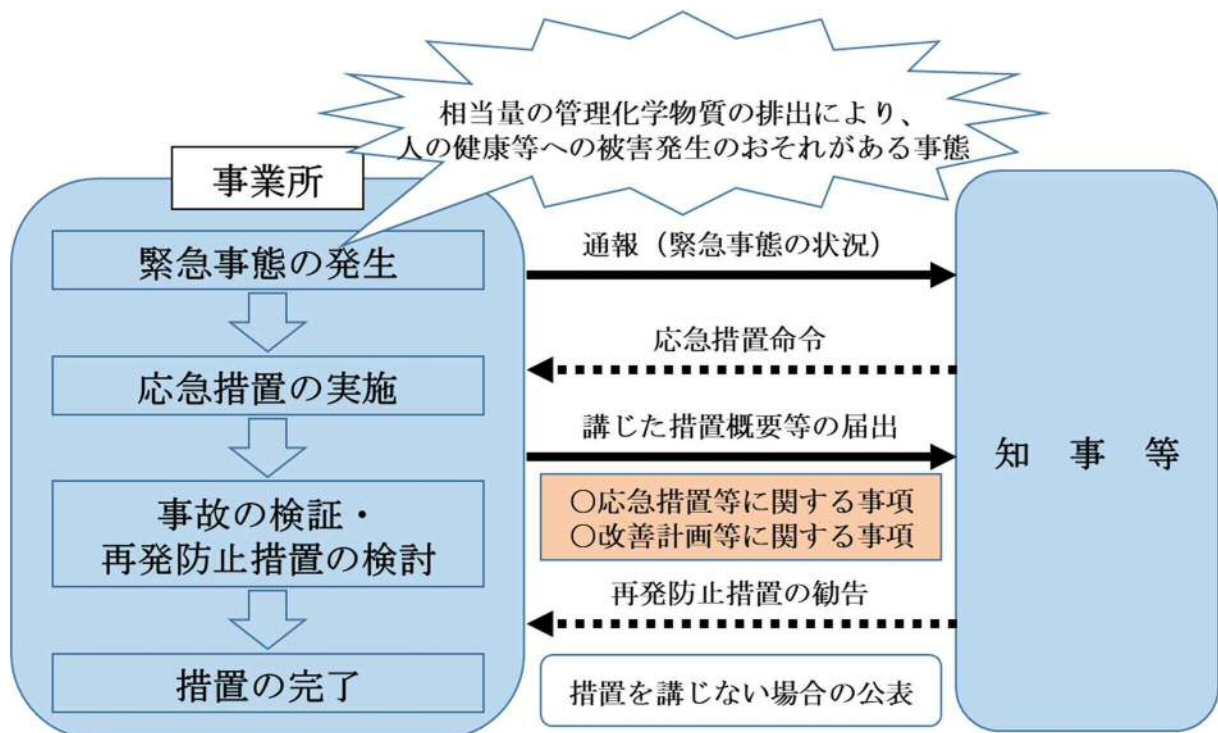
府条例に基づく届出書の内容について、情報公開の求めがあった場合、届出先の各自治体の情報公開制度の手続きにそって個別に公開・非公開を判断することとなります。

また、情報公開の求めがあった際の該当する事業者への連絡等につきましても、各自治体によって手続きが異なりますので、詳しくは各自治体の窓口にお問合せください。

第6章 緊急事態発生時の措置について

管理化学物質取扱事業者^{※1}は、その事業所において、化学事故等の緊急事態^{※2}が発生した場合は、直ちに、汚染の拡大等を防止するための応急措置を講じた上で、速やかに当該緊急事態の状況を知事等^{※3}に通報するとともに、原因の解明が一定進んだ段階で、緊急事態が発生した原因や再発防止のために講じた措置の概要を届け出る必要があります。

- ※1 業種、規模、取扱量に関係なく、業として管理化学物質等（管理化学物質を含有する製品）を取り扱う事業者
 なお、管理化学物質を含有する製品のうち、以下の要件に該当しない製品は環境への影響が軽微と考えられるため除きます。
 ○含有率が1%以上（特定第一種指定化学物質は0.1%以上）であること
 ○次のいずれにも該当しないものであること
- ・ 固形物（粉状や粒状になるものを除く）
 - ・ 密封された状態で取り扱われる製品
 - ・ 一般消費者用の製品
 - ・ 再生資源
- ※2 相当量の管理化学物質等の大気中若しくは公共用水域への排出又は地下浸透により、人の健康若しくは生活環境に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある等のため、緊急に対処を要する事態
- ※3 府条例（化学物質管理制度）の事務移譲市町村にある事業所は当該市町村の長
 なお、緊急事態発生時の通報先電話番号については、以下のホームページを参照
<https://www.pref.osaka.lg.jp/kankyohozen/shidou/renraku.html>



(1) 届出の内容

緊急事態発生時には、「応急措置等に関する事項」について知事等に通報し、原因の解明が一定進んだ段階で「再発防止措置等に関する事項」を届出してください。

届出書の様式については定めていませんが、「事故状況報告書（例）」に掲げる事項を記載した書面又は図面を取りまとめたうえ、次の事項とともに届出してください。（参考例を p6-3、p6-4 に示しています。）

- ・氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・事故発生日時
- ・事業所の名称及び所在地
- ・事業所において行われる事業が属する業種
- ・担当者及び連絡先

1) 事故の状況

- ・事故発生場所・施設（図面等を添付してください）
- ・緊急事態の概要
- ・当該緊急事態により大気中又は公共用水域に排出され、又は地下に浸透した物質の種類及びその排出量
- ・前年度の排出量、移動量、取扱量（府条例第 81 条の 26 第 2 項の規定により届け出る場合を除く。）
- ・発生原因
- ・事業所の周辺における被害の状況

2) 原因物質の排出及び拡散の防止のために講じた措置等

- ・汚染の拡大防止措置
- ・被害の復旧措置
- ・原因物質の回収方法とその量
- ・事故発生箇所の修復措置
- ・通報連絡状況 等

3) 再発防止のために今後講じようとする措置等

- ・事故発生箇所の改善
- ・作業方法の変更
- ・社内教育
- ・危機管理体制の整備
- ・措置の完了予定日 等

事故状況報告書の参考例

事故状況報告書(例)

年 月 日

〇〇〇 市(町・村)長 様
大阪府知事 様

} いずれか

報告者 住所

氏名

(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

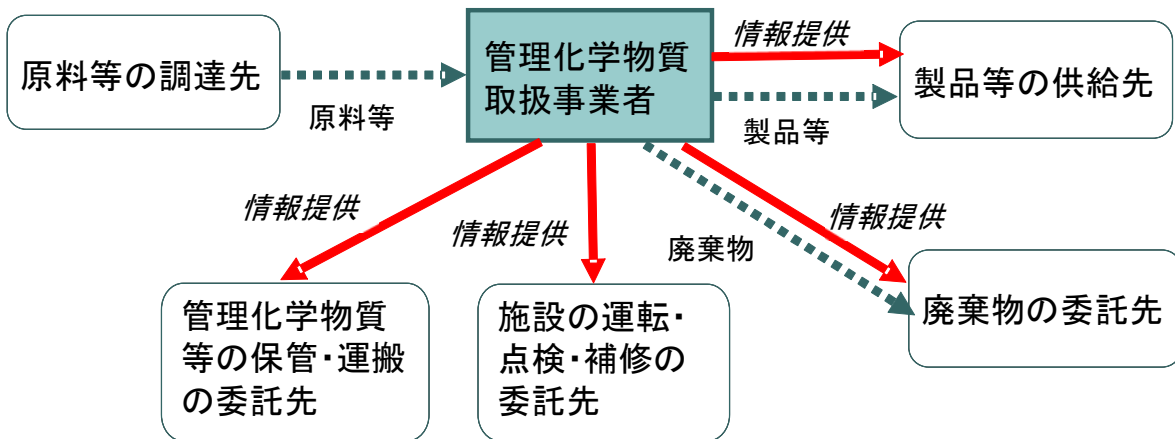
大阪府生活環境の保全等に関する条例第 81 条の 28 第 1 項の規定に基づき、発生した事故について、次のとおり報告します。

事故発生日時	年 月 日 時 分		
事業所の名称・所在地	種 : (業)		
当該報告の担当者	所属	氏名	連絡先
事 故 の 状 況			
事故発生場所・施設 (別図のとおり)			
緊急事態の概要			
排出物質及びその排出量			
前年度の排出量、移動量及び取扱量			
発生原因			

被害状況	周辺への被害	有・ 無	人的被害	有・無
	植物被害	有・ 無	その他	有・無
	「有」の場合は具体的に記入			
原因物質の排出及び拡散の防止のために講じた措置等 <small>(汚染の拡大防止措置、被害の復旧措置、原因物質の回収方法とその量、事故発生箇所の修復措置、通報連絡状況 等)</small>				
再発防止のために今後講じようとする措置等 <small>(事故発生箇所の改善、作業方法の変更、社内教育、危機管理体制の整備、措置の完了予定日 等)</small>				

第7章 事業者間の情報提供について

事業者が大阪府化学物質管理制度に基づく届出をする場合、原材料や製品に含有される化学物質情報が必要です。関係事業者が円滑に届出書の作成ができるよう、事業者間の情報提供をお願いします。



提供する情報 管理化学物質等の性状・取扱いに関する情報等
(含有する管理化学物質の濃度に関する情報を含む)

排出量等の把握と届出が必要になるVOC(揮発性有機化合物)には、国の法令^{※1}によるSDS制度^{※2}の対象とされていない物質もあり、事業者が取扱量等を把握するために必要な情報を入手できないことがあります。そこで、府条例では、管理化学物質取扱事業者(p6-1参照)は、化学物質の性状及び取扱いに関する情報(対象化学物質の含有率を含む)の提供に努めなければならないとの規定を設けています。

化学物質の性状・取り扱い情報の提供は、JIS Z 7253(2019)「安全データシート(SDS)」で記述内容が定められたSDSを提供することによって行なってください。

なお、他府県や国外の事業者から原料、部品等を購入調達している場合においても、購入調達元の事業者へこの府条例に対する貴社の対応についての理解を求め、出来るだけ必要な情報提供をしていただけるよう努めてください。

※1 SDS制度を規定している法令

・ 化管法、労働安全衛生法、毒物及び劇物取締法

※2 SDS(Safety Data Sheet)制度とは、対象化学物質又は対象化学物質を含有する製品を事業者間で取引する際、その性状及び取扱いに関する情報を記載したSDSの提供を義務付ける制度です。

第8章 VOC(揮発性有機化合物)の取扱量等について

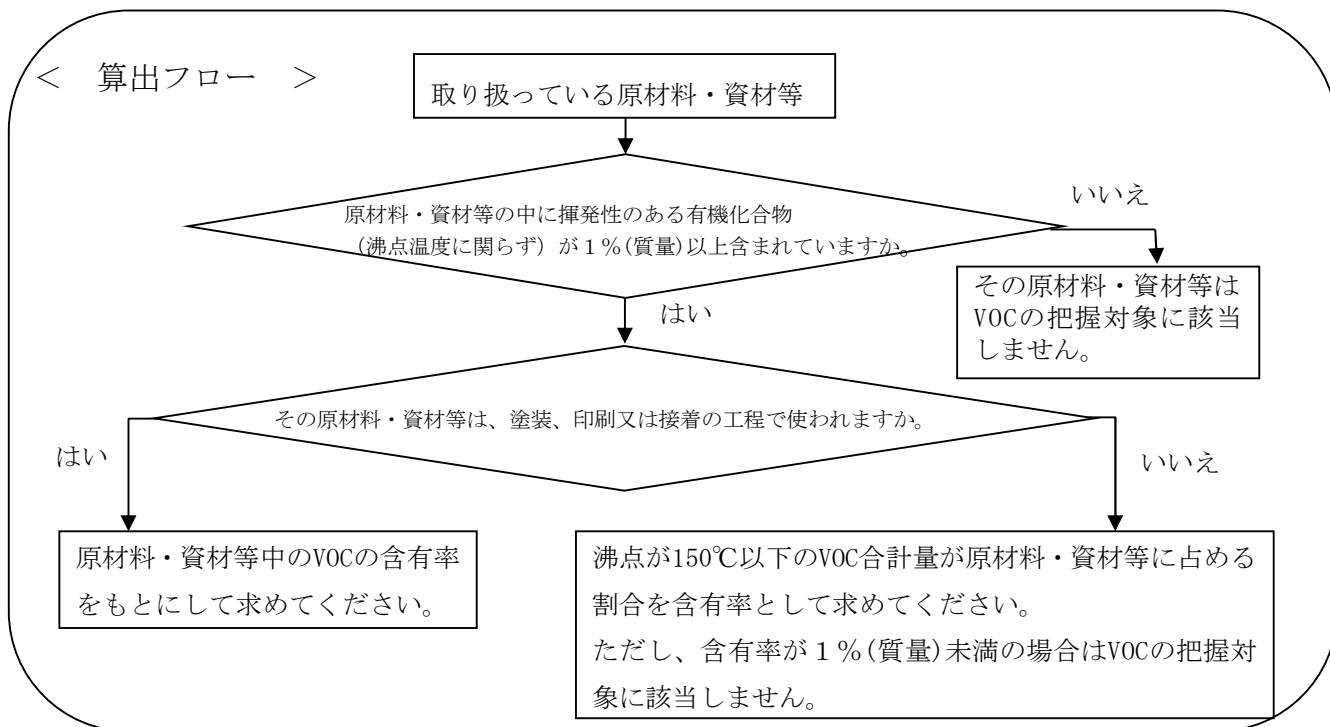
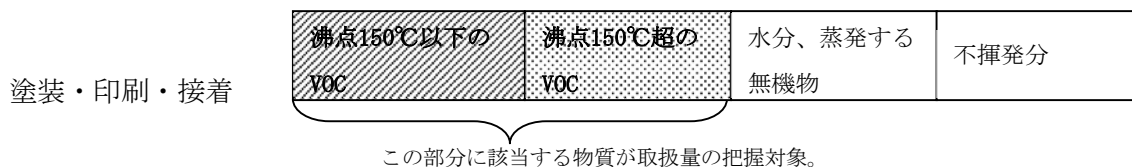
府条例の届出では、VOC（揮発性有機化合物）に該当する物質を個々に指定するのではなく、沸点などの物性からVOCに該当する有機化合物を選び出し、その合計量（事業所内の合計量）を届出の対象としています。該当する物質例は、p10-30～10-35を参照してください。

1) VOCの取扱量等の算出方法について

印刷、塗装、接着の工程では、VOCの全量を対象にしてください。

印刷、塗装、接着以外の工程では、沸点150℃以下の物質のみを対象にしてください。

VOCに該当する量のイメージ(網掛け部分がVOCに該当します。)



2) 化学反応を伴う工程でのVOC取扱量等の求め方

化学反応でVOCに該当する物質を製造又は使用する場合には、化学反応によってVOCが新たに生成したり消費したりします。このような場合、沸点150℃以下のVOC量を各段階で算出してください。

また、精製を伴う場合にも、沸点150℃以下のVOC量を、精製前後で算出してください。

一連の工程について、以上のように算出した各段階のVOC量のうち、最大となる段階のVOC量を取扱量としてください。

なお、ある工程のVOCを他の工程の原料として使用するなど、VOC取扱量が最大となる段階が判断できない場合には、①事業所に搬入されるVOC合計量（事業所の入口側のVOC合計量）か、②製品としての搬出量、環境への排出量（排ガス処理、排水処理等により除去される場合には除去前の量）、廃棄物等での移動量を合計したVOC合計量（事業所出口側のVOC合計量）のどちらか多い方を届出してください。

3) 届出の対象外となるVOC

以下の物質は浮遊粒子状物質やオキシダントの生成原因にならないと考えられており、届出の対象外となりますので、注意してください。

- ・ メタン
- ・ クロロジフルオロメタン（別名HCFC-22）
- ・ 2-クロロ-1,1,1,2-テトラフルオロエタン（別名HCFC-124）
- ・ 1,1-ジクロロ-1-フルオロエタン（別名HCFC-141b）
- ・ 1-クロロ-1,1-ジフルオロエタン（別名HCFC-142b）
- ・ 3,3-ジクロロ-1,1,1,2,2-ペンタフルオロプロパン（別名HCFC-225ca）
- ・ 1,3-ジクロロ-1,1,2,2,3-ペンタフルオロプロパン（別名HCFC-225cb）
- ・ 1,1,1,2,3,4,4,5,5,5-デカフルオロペンタン（別名HFC-43-10mee）

4) 燃料に含まれるVOCの扱い

ボイラーや構内車両等で使用される燃料については、府条例のVOC取扱量等の対象から除いてください。ただし、製油所、油槽所のように、通常、燃料として使用される製品を製造・貯蔵する場合は、VOCの取扱量等の対象です。

5) VOCに係る情報提供

VOCの成分、含有率、沸点等の情報は、基本的にはSDS等の記載内容から把握することとされていますので、可能な限り原材料や資材等の購入元や製造元から、必要なデータを入手してください。

また、VOCを含む製品（原材料等）を製造される事業所では、上記の趣旨をご理解いただき、可能な限り製品の供給先等にVOC含有率等の情報を提供してください。また、製品の供給先がVOCの排出量・移動量などの算出にあたって必要となる情報がある場合にも、必要なデータの提供についてご協力ください。

第9章 Q&A

府条例に基づく化学物質管理制度では、化管法に基づく届出の運用を準用しています。届出要件や排出量・取扱量等の計算方法、事業者・事業所の業種、従業員数の数え方などは、化管法に関するQ&Aもご覧ください。

化管法届出に関するQ&Aホームページ（独立行政法人製品評価技術基盤機構）

<https://www.nite.go.jp/chem/prtr/qanda/q-a.html>

1. 全般（p9-1）
 2. 第一種管理化学物質の排出量等の届出関係（p9-2～p9-4）
 3. VOC（揮発性有機化合物）関係（p9-5～p9-7）
 4. 化学物質管理計画書の作成、届出関係（p9-8）
 5. 化学物質管理目標決定及び達成状況の届出関係（p9-9～p9-11）
 6. その他（p9-12～p9-13）
- に分けて記載しています。

1. 全般

Q1-1

化管法の届出は代理人が行ってもよいことになっています。府条例に基づく届出（排出量等の届出、化学物質管理計画書、管理目標決定等の届出）についても、代理人が行ってもよいのでしょうか。

A1-1

代理人が行届出を行うことは可能ですが、代理人は工場長、事業所長、化学物質の管理を担当する部署の長など、当該事業所の化学物質の管理に責任を有する方としてください。その場合、委任状や代理人の押印は不要ですが、社内で適切な委任行為を行ってください。

記入例は次のとおりです。

届出者 住所 ○○市○○町○-△
氏名 株式会社大阪化学工業
代表取締役社長 大阪 太郎
代理人 大阪第2工場長 堺 次郎

押印不要

Q1-2

化管法の対象物質が見直されましたが、府条例の管理化学物質はどうなりますか。

A1-2

2022年3月に府条例の改正を行い（施行日は2023年4月1日）、府条例で独自に指定する第一種管理化学物質はVOC（揮発性有機化合物）のみとなりました。なお、改正後の化管法の第一種指定化学物質は、府条例の第一種管理化学物質に指定されています。

2. 第一種管理化学物質の排出量等の届出関係

Q 2-1

取扱量が年間1トン以上とは、第一種管理化学物質に該当する物質の合計で判断するのですか。

A 2-1

「取扱量が年間1トン以上」は、第一種管理化学物質に該当する物質の合計ではなく、対象物質毎に取扱量が年間1トン以上か否かで判断します。ただしVOC（揮発性有機化合物）については、該当する物質の合計で判断します。「第8章VOC（揮発性有機化合物）の取扱量等について」を参照してください。

Q 2-2

当社は届出対象業種を営んでいますが、府内の本社では営業関係の事務のみを行い、対象物質を取り扱う事業所は他府県にあります。この場合でも届出が必要ですか。

A 2-2

第一種管理化学物質を取り扱う事業所が府内にない場合、届出は不要です。

Q 2-3

当社は金属製品製造業を営んでいます。本社（従業員25人）ではもっぱら事務を行い、工場（従業員10人）ではVOCを年間2トン程度使用しています。工場の従業員数は10人なので、排出量等の届出は不要ですか。

A 2-3

従業員数の要件は会社全体で判断するため、工場の従業員数が10人であっても会社全体で21人以上であれば届出対象となります。本件の場合、工場は業種、従業員数、取扱物質及びその取扱量全てが届出要件に合致しますので、届出対象となりますが、当社は第一種管理化学物質を取り扱っていませんので、届出は不要です。

Q 2-4

常時使用する従業員数とは、どのように数えるのですか。

A 2-4

化管法での従業員数の数え方と同じです。排出量等把握対象年度の4月1日の時点で、期間を定めずに使用されている人、もしくは1ヶ月を超える期間を定めて使用されている人、または把握対象の前年度の2月及び3月中にそれぞれ18日以上使用されている人です（嘱託、パート、アルバイトと呼ばれている人も含む）。詳細は、PRTR届出の手引き等で確認してください。

Q 2-5

当事業所内では複数の届出対象業種を営んでいますが、「主たる業種」は、どのように選定しますか。

A 2-5

事業所が営んでいる届出対象業種のうち、製品の出荷額・売上額が最も多い業務に関する業種を「主たる業種」に選定してください。

Q 2-6

化学物質Aを洗浄に用い、洗浄液を回収してその化学物質を繰り返し使用する場合、取扱量はどのように考えますか。

A 2-6

化学物質Aを当該事業所内で製造していない場合、次の式で求めてください。

$$\begin{aligned} \text{年間の化学物質Aの取扱量} = & \text{把握対象年度の4月1日時点のAの在庫量} \\ & + \text{把握対象年度中のAの購入量} \\ & - \text{把握対象年度末のAの在庫量} \end{aligned}$$

Q 2-7

本社は他府県にあり、届出対象業種を営んでいる第一種管理化学物質を取り扱う事業所を府内に設置している場合、届出は必要ですか。

A 2-7

他府県にある本社も含め会社全体の従業員数が21人以上で、府内の事業所で営んでいる業種が製造業等24業種(P10-1参照)に該当する場合は、その事業所において年間1トン(特定第一種管理化学物質の場合0.5トン)以上取扱っている第一種管理化学物質について届出が必要です。

Q 2-8

第一種管理化学物質を含む製品の製造を他社に委託し、販売のみを行っています。その場合でも届出が必要ですか。

A 2-8

この場合は、対象化学物質の取扱がないとみなされるので届出は不要です。ただし、委託を受けた事業者が届出対象となる可能性があります。

Q 2-9

ステンレス鋼を酸洗いして、メッキ、伸線、加熱する際、クロムの取扱量はどのように考えるのですか。

A 2-9

鋼材に含まれるクロム量が取扱量となります。PRTR排出量等算出マニュアル第5.0版 第3部 資料編 Q&A ページⅢ-166を参考にしてください。

Q 2-10

石油倉庫業で他社の製品を保管していますが、その場合の取扱量の分類はどうなりますか。

A 2-10

「その他」に該当します。

Q 2-11

第一種管理化学物質に関して、今までの取扱量等のデータを把握していない場合はどうすればよろしいですか。

A 2-11

過去のデータが不明な場合は、存在するデータからの推計値でもやむを得ませんが、必ず集計してください。（例えば、月変動が少ない場合、直近3ヶ月の取扱量を4倍して年間取扱量を推計するなど）。

Q 2-12

一斗缶に入った溶剤（トルエン）を使用しています。溶剤の1%が使用後の一斗缶に残っていると考えて、移動量（廃棄物）として届出を行なっています。使用後の一斗缶は産業廃棄物（金属くず）として処理しているため、この場合の廃棄物の種類は金属くずでよろしいでしょうか。

A 2-12

管理化学物質を含む物質を廃棄物処理している場合は、マニフェストに記載した廃棄物の種類を記載していただくこととしていますが、このような場合は、トルエンが通常どおり廃棄されたとみなし「廃油」としてください。

3. VOC（揮発性有機化合物）関係

Q 3-1

届出対象となる第一種管理化学物質であるVOC（揮発性有機化合物）は、該当するVOCの種類ごとに届け出るのですか。

A 3-1

届出対象となる第一種管理化学物質であるVOCは、事業所で取り扱うトルエンやシクロヘキサンなど該当物質の合計を意味しています。したがってその合計が年間1トン以上の場合、排出量、移動量、取扱量等を届け出てください。

例えば、塗装工程で扱われる溶剤（シンナーなど）は種々のVOCの混合物ですが、使用した溶剤全体に含まれるVOCの量で判断してください。

Q 3-2

塗装工程で使用している溶剤のうち、取扱量の多いトルエンのみ化管法の排出量等を届出しています。府条例でもトルエンの取扱量だけを届け出ればよいのですか。

A 3-2

府条例では、以下の2つの届出が必要です。

- (1)トルエン単独の取扱量の届出。
 - (2)トルエンを含むVOC全体の取扱量・排出量・移動量の届出。
-

Q 3-3

VOCは種類が多く判断しきれませんので、該当する物質のリストを示してください。

A 3-3

VOC（揮発性有機化合物）一覧を第10章（6）（p10-30～p10-35）に示していますので参考にしてください。なお、このリストに載っていない場合でも、沸点等の物性値からVOCであると判断できる物質を扱っている場合は、その物質も取扱量・排出量等の算出に含めてください。

Q 3-4

VOCは、原材料以外に装置の腐食防止材、工場建屋の壁に塗る塗料、業務用で使用する自動車の燃料、ボイラーの燃料等にも含まれていますが、どこまでを取扱量に含めなければなりませんか？

A 3-4

事業所内において本来の事業として行う活動に伴うものを対象にしてください。

製造工程に加え、装置の腐食防止材は対象にしてください。建屋の塗装など一般的な施設の維持管理や公道を走る業務用自動車からの排出は取扱量に含める必要はありません。

また、事業所のボイラーや構内車両等で使用される燃料については、府条例のVOC取扱量等の対象から除いてください。

ただし、製油所や油槽所など、通常、燃料を製品として製造・貯蔵している場合は、VOCの取扱量等の対象となります。

Q 3-5

府条例で指定されたVOCに関する排出量等の届出で、自社の事業所で独自に排出係数を調査する必要がありますか。

業界団体が調査した標準的な排出係数を使用することはできますか。

A 3-5

業界団体が調査した標準的な排出係数等を使用することができます。また、独自に調査を行い、排出係数を把握している場合は、それを使用することができます。

Q 3-6

府条例で指定されたVOCに関する排出量等の届出で、対象となる個別の物質について取扱量を求め、個別の物質について排出係数を掛けて排出量を算出し、それを合計してVOCの排出量としてもいいですか。

また、対象となる成分の合計量として取扱量を算出したうえで、その合計量に対して排出係数を掛けて排出量を算出し、それをVOCの排出量としてもいいですか。

A 3-6

上記の2つの算出方法については、どちらの方法でも結構です。

Q 3-7

VOCに該当する個別成分について、SDSには第一種指定化学物質であれば含有量1%以上、特定第一種指定化学物質であれば含有率0.1%以上の場合に含有率等が記載されます。ベンゼン、エチレンオキシド、塩化ビニル(モノマー)など、VOCに該当する特定第一種指定化学物質のみ含有率の記載があり、合計すると1%未満の場合は、VOCとしての取扱量の把握対象外になるのですか。

また、塗料中の溶媒のように含有されるVOCの成分が多く、個々の成分についての取扱量の把握が困難な場合や、成分中にSDSの記載対象外のものがある場合、取扱量の把握はどうすればよいのですか。

A 3-7

VOCに該当する成分の合計が1%以上の場合は、VOCとしての取扱量の把握対象になります。VOCは個々の成分ではなく総量で判断するためです。なお、SDS等に記載された内容による把握で結構です。

塗料中のVOCの算出については、個々の成分を積算する方法と、VOC全体としての含有率から求める方法が考えられます。

前者はSDS等に記載された内容による把握で結構です。

後者もSDS等にVOCとしての含有率が記載されている場合は、その数値を利用できます。

また、簡易な実験により塗料中のVOC含有率を求める場合は、

$$\text{VOC含有率(\%)} = (\text{塗料重量} - \text{塗料中の塗膜形成物の重量} - \text{水分重量}) \div (\text{塗料重量}) \times 100$$

としてVOC含有率を求め、含有率と塗料使用量からVOCの取扱量を求めることも可能です。

府条例の独自指定物質に関する含有率等の情報は、SDS等による把握を前提としています。しかし、情報提供が努力義務であるため、含有率が不明な場合には取扱量等を把握できなくてもやむを得ません。ただし、含有率がわかった段階で算出方法を見直してください。

Q 3 - 8

VOCにも届出のすそ切りがあるのですか。

A 3 - 8

原材料・資材等に含まれるVOCの合計の含有率が1%（質量）未満であれば、VOCの取扱い等の把握の対象となりません。

4. 化学物質管理計画書の作成、届出関係

Q 4-1

当事業所では、既にISO14001を取得し、環境マネジメントシステム（EMS）を実践していますが、それとは別に指針にそって、化学物質管理計画書も作成するのですか。

A 4-1

ISO14001により府条例と同等以上の化学物質の管理をすでに実施している場合は、この指針に基づき実施する措置とみなします。

ただし、計画書の届出義務は免除となりませんので、表紙（様式23号の14）を作成し、別添にはEMSに規定する管理体制や緊急事態の措置等の概要を計画書として届出ください。

Q 4-2

旧指針でも管理組織の整備が記載されており、体制を組んでいましたが、それを新しい指針に基づく管理計画に組み込んでよいですか。

A 4-2

旧指針で整備している組織を活用し、新しい指針にそって今の組織を新しい指針に合うようにしていただければ結構です。

Q 4-3

化学物質管理計画書の「緊急事態に対処するための計画」において、管理化学物質等の貯蔵状況で記載する物質は、扱っている全ての物質が対象になるのですか。また、管理化学物質の危険性・有害性の評価について、GHSリストとその危険性・安全性の評価表は扱っている全ての物質ごとに作るのですか。

A 4-3

管理化学物質等の貯蔵状況で記載する物質及び危険性・有害性の評価で記載する物質は、排出量等の届出対象となった管理化学物質（第一種管理化学物質：年間取扱量が1トン以上、特定第一種指定化学物質：年間取扱量が0.5トン以上）を記載してください。なお、届出対象とならない管理化学物質についても、貯蔵量等を勘案し適宜記載してください。

Q 4-4

同一敷地内に3社の事業所がありますが、排水処理装置は共通で使用しています。化学物質管理も一体として運営しており、排出量等の届出書も3社で構成する管理組合として届出しています。管理計画等も管理組合として届出してよろしいですか。

A 4-4

3社が管理組合をつくるなど、一体的に化学物質の管理等の運営を行い、管理組合の代表者が届出者となる場合、管理計画書は管理組合としての届出だけで結構です。

なお、事業者間の関係によっては、同一敷地内にあっても事業所毎の届出が必要となる場合もありますので、PRTR排出量等排出マニュアル第5.0版 第3部 資料編 Q&A ページⅢ-149も参考にしてください。

5. 化学物質管理目標決定及び達成状況の届出関係

Q5-1

管理の改善の方法で、設備の安全化の対策やマネジメントシステムの改善等を選択し、目標値や改善率が数値化しにくい場合、目標の設定や達成状況の把握はどうすればよろしいですか。

A5-1

数値化しにくいものは、改善が進んだことがわかる内容を記入してください。

例: ホームページで環境報告書を公開、貯蔵タンク周りの監視カメラの設置による安全対策の強化など

数値化できないものは、対策を行った状況を記入してください。

- ・ 化学物質管理システムの導入
 - ・ ムダ、ムリ、ムラの対策マニュアルの策定及び教育の実施
 - ・ 監視カメラの設置による安全対策の強化 等
-

Q5-2

ISOの活動を含め1年間の区切りを11月1日～10月31日とし、事業内容を集計しています。府条例の取扱量の届出、目標決定及び達成状況の届出において、上記の期間での集計値でよろしいですか。

A5-2

排出量等の届出は化管法と整合させるため4月1日～3月31日で集計、届出してください。目標設定・達成状況も同じ期間が望ましいですが、別に集計期間があるなど特段の事情があればそれ以外の期間でも可能です。その場合、集計期間が異なる(〇〇月〇〇日～□□月□□日)ことを記入してください。

Q5-3

当社では他県の事業所も合わせ、毎年、会社全体として削減目標を設定、進捗管理しています。他事業所との関係で5年間といった長期目標は設定できません。毎年目標を変更してもよろしいですか。

A5-3

5年間は推奨する期間ですので、Q5-3に示すような特段の事情があれば変更可能です。

ただし、府条例の規定により事業所毎の届出となっていますので、複数の事業所を合算して一つの届出とすることは出来ません。この場合、毎年目標設定し、達成状況を報告していただくため、1年間に目標設定とその目標達成の2種類の届出が必要となります。

Q5-4

今後、事業拡大する予定であり、排出量はどうしても増えてしまいます。管理目標決定及び達成状況の届出で、指標とする項目をどのように設定すればよいですか。

A5-4

製品を1単位作る時の化学物質の排出量の削減など、歩留まりの向上による原単位的な削減も、化学物質管理を推進する上での目標と考えています。

Q 5-5

もともと排出量が少なく削減対策が取れない場合、どうすればよいですか。

A 5-5

リスクコミュニケーションの推進やマネジメントシステムの強化、安全対策の強化など、物質削減以外の管理の改善を選ぶことができます。

Q 5-6

従前から種々の対策を講じており、これ以上の排出量の削減は不可能な場合、現状維持という目標でもよろしいですか。

A 5-6

すでに十分な対策を講じている場合は、情報発信やリスクコミュニケーション等を目標に設定しても結構です。達成状況の記述も定性的なものでも結構ですが、届出時には、これまでの削減努力を付記してください。

Q 5-7

管理目標決定及び達成状況の届出で、従来から化学物質対策に取り組んできており、排出量等の削減や代替品への転換、マネジメントシステムの導入、リスクコミュニケーションの推進などすでに手を尽くしきっています。このような場合どうすればよいのですか。

A 5-7

現状維持も目標になります。その場合、実施した対策等について十分な説明を付記してください。

Q 5-8

当社では、ISO14001を取得し、環境マネジメントシステム（EMS）に基づいて化学物質の管理の改善計画を定めています。今回のVOC削減はそれとは別の計画を進めてほしいということですか。

A 5-8

ISO14001により府条例と同等以上の計画をすでに定められている場合は、今回の管理の改善についてもそれを踏まえ進めていただければ結構です。新たに別の計画を求めているものではありません。

Q 5-9

目標決定及び達成状況の届出書で、当初の達成期間（5ヶ年）より、早く達成した場合はどうするのですか。

A 5-9

達成した状態を引き続き維持してください。また、可能であれば、さらなる改善を目指してください。

Q 5-10

目標決定及び達成状況の届出で、計画どおりの達成ができなかった場合、ペナルティーがあるのですか。また、立ち入り調査などもあるのですか。

A5-10

この制度は自主管理を推進していただくことを目的としています。目標が計画どおり達成できなかった場合にもペナルティーはありませんが、達成できなかった原因を分析し次回の計画策定の際に反映させてください。

なお、内容を確認するため立ち入り調査を行うことはありますが、ペナルティーを課すためではありません。

Q5-11

化学物質管理目標達成状況等届出書において環境マネジメントシステムの改善等、数値目標以外の目標を立てていますが、「化学物質管理目標を達成するために実施した対策の内容」及び「化学物質管理目標の達成状況」の欄はどのように記載すればよいのですか。

A5-11

「化学物質管理目標を達成するために実施した対策の内容」については対策の内容を記載し、「化学物質管理目標の達成状況」については対策内容の実施状況を記載してください。

Q5-12

目標達成年度が昨年度で終了した場合、今年度はどのような届出が必要ですか。

A5-12

目標達成年度が昨年度で終了した翌年度には、以下の2種類の届出が必要です。

(例) 目標年度：2023年度 届出年度：2024年度 の場合

- 1) 2023年度の目標達成状況の届出
- 2) 2024年度を計画初年度とする管理目標決定の届出

6. その他

Q 6-1

第一種管理化学物質について、含有率情報が得られなかった場合はどうすればよいですか。

A 6-1

原材料・資材等の販売会社等に問い合わせ、できる限り含有率情報の入手に努めてください。第一種管理化学物質の多くは、労働安全衛生法でのSDSの対象になっていますので、そちらの情報も活用してください。

なお、どうしても含有率情報が入手できない場合には、その原材料・資材等に含まれる化学物質の取扱量等を把握できなくてもやむを得ません。ただし、含有率がわかった段階で算出方法を見直してください。

Q 6-2

SDSの記述で、含有率が濃度範囲として記入されている場合は、どの数値を使えばよろしいですか。

A 6-2

年間の取扱量等を求めるのにどの値を使うのがよいか、SDSの提供元に問い合わせてください。どうしてもわからない場合は、中央値や平均値を使用できます。

Q 6-3

管理の改善を実施するにあたり設備導入等に利用できる融資制度等がありますか。

A 6-3

日本政策金融公庫の中小企業事業として、「環境・エネルギー対策資金」があります。詳細は、日本政策金融公庫に直接お問合せください。

日本政策金融公庫ホームページ

<https://www.jfc.go.jp/>

事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

また、各自治体の商工部局で各種の融資制度がありますのでお問い合わせください。（以下は、2024年3月現在の情報です。）

大阪府商工労働部 制度融資（信用保証付き）のご案内

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kinyushien/seido001/index.html>

大阪市経済戦略局 中小企業向け融資制度のページ

<https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000295589.html>

堺市 中小企業融資制度のページ

<https://www.city.sakai.lg.jp/sangyo/shienyuushi/chusho/yuushi/seido/index.html>

岸和田市 中小企業支援事業のページ

<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/43/yuusi.html>

茨木市 中小企業振興資金融資制度のページ

https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/shoukou/menu/yushiassen/seido_yushi/chusho_yushi.html

他に池田泉州銀行が市・町、商工会議所と協定を結んで設立した「地域創生融資ファン

ド」があります（協定締結市町：堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、八尾市、泉佐野市、松原市、和泉市、箕面市、摂津市、高石市、東大阪市、熊取町）。詳しくは池田泉州銀行へお問合せください。

Q 6 - 4

生産技術上・営業上の秘密に係る情報がある場合、秘密とする内容を記載した書類の具体的な例を示してください。

A 6 - 4

「生産技術上・営業上の秘密」については、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第6条における秘密情報の審査基準について」に具体的な判断基準が示されていますので、それを参考にしてください。

⇒特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第6条における秘密情報の審査基準について

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/information/pdf/himitujyohoshinsakijyun.pdf

Q 6 - 5

秘密情報として届出した内容については、情報公開の対象から必ず外してもらえますか。また、情報公開請求があった場合、届出者に連絡されますか。

A 6 - 5

情報公開の求めがあった場合、各自治体の情報公開制度の手続きに沿って個別に判断することとなります。連絡の有無も含め、自治体によって手続きが異なりますので、詳しくは各自治体の窓口にお問い合わせください。

第10章 参考資料

(1) 対象業種名と業種コード

対象業種名と業種コードは、化管法の届出の対象業種名と業種コードと同一です。以下のホームページをご参照ください。

<https://www.env.go.jp/chemi/prtr/notification/submit/gyosyucode.pdf>

	業種名	業種コード
1	金属鉱業	0500
2	原油・天然ガス鉱業	0700
3	製造業	
	食料品製造業	1200
	飲料・たばこ・飼料製造業(以下2つの製造業を除く。)	1300
	酒類製造業	1320
	たばこ製造業	1350
	繊維工業	1400
	衣服・その他の繊維製品製造業	1500
	木材・木製品製造業(家具を除く。)	1600
	家具・装備品製造業	1700
	パルプ・紙・紙加工品製造業	1800
	出版・印刷・同関連産業	1900
	化学工業(以下の3つの製造業を除く。)	2000
	塩製造業	2025
	医薬品製造業	2060
	農薬製造業	2092
	石油製品・石炭製品製造業	2100
	プラスチック製品製造業	2200
	ゴム製品製造業	2300
	なめし革・同製品・毛皮製造業	2400
	窯業・土石製品製造業	2500
	鉄鋼業	2600
	非鉄金属製造業	2700
	金属製品製造業	2800
	一般機械器具製造業	2900
	電気機械器具製造業(以下の2つの製造業を除く。)	3000
	電子応用装置製造業	3060
	電気計測器製造業	3070
	輸送用機械器具製造業(以下の2つの製造・修理業を除く。)	3100
	鉄道車両・同部分品製造業	3120
	船舶製造・修理業、船用機関製造業	3140
	精密機械器具製造業(以下の製造業を除く。)	3200
医療用機械器具・医療用品製造業	3230	
武器製造業	3300	
その他の製造業	3400	

	業種名	業種コード
4	電気業	3500
5	ガス業	3600
6	熱供給業	3700
7	下水道業	3830
8	鉄道業	3900
9	倉庫業(農作物を保管するもの又は貯蔵タンクにより気体若しくは液体を貯蔵するものに限る。)	4400
10	石油卸売業	5132
11	鉄スクラップ卸売業(自動車用エアコンデショナーに封入された物資を回収し、又は自動車の車体に装着された自動車用エアコンデショナーを取り外すものに限る。)	5142
12	自動車卸売業(自動車用エアコンデショナーに封入された物資を回収するものに限る。)	5220
13	燃料小売業	5930
14	洗濯業	7210
15	写真業	7430
16	自動車整備業	7700
17	機械修理業	7810
18	商品検査業	8620
19	計量証明業(一般計量証明業を除く。)	8630
20	一般廃棄物処理業(ごみ処分業に限る。)	8716
21	産業廃棄物処分業	8722
	特別管理産業廃棄物処分業	8724
22	医療業	8800
23	高等教育機関(附属施設を含み、人文科学のみに係るものを除く。)	9140
24	自然科学研究所	9210
	国の機関又は地方公共団体の公務	(注1)

(注1) 国の機関又は地方公共団体の公務については、公務の具体的な内容に対応した業種を分類し、対象となる業種に属する事業を営んでいる場合には、当該対象業種の業種名と業種コードを記入してください。

(2) 用途一覧

第一種管理化学物質排出量等届出書の別紙 1-1、別紙 2-1 の「主な用途」欄については、下表の「用途」欄の中から選んで下さい。

用途	用途の内容
01：安定剤	分解反応防止剤、酸化防止剤、老化防止剤、重合防止・禁止剤等
02：医薬品等	医薬品等に使用される物質
03：エアゾール	エアゾール噴霧
04：可塑剤	可塑性を付与又は増大する為に使用される物質
05：紙用	紙の製造・加工用・強化剤・サイズ（吸水性減少・インキ滲み防止）剤用
06：火薬・爆薬	火薬、爆薬、花火、ロケット推進薬、ダイナマイト等
07：化粧品	美容用、化粧品、パーマメント液等
08：香料	香料等
09：ゴム製品	ゴムに使用される充填剤、加硫・素練促進剤、膨張剤、ゴム等
10：合成樹脂	縮合、重合等の反応で合成される高分子化合物、エンブラ等
11：合成繊維	モノマー等を重合し繊維状高分子を作り紡糸して繊維化したもの
12：合金	特殊鋼、2種以上の金属を融解混合したもの
13：殺虫・殺菌等	農薬以外の殺虫・殺菌、防虫・防除、防腐剤等
14：樹脂用	増粘剤、レザー、フィルム、シート等への使用等
15：色材	染料、顔料等
16：触媒	触媒作用を行う物質、硬化促進剤、重合開始剤、反応促進剤
17：写真・複写機用品	写真薬、現像・定着等
18：試薬	純度の高い化学品、指示薬、分析薬等
19：消火剤	消火に用いられるもの等
20：石油・燃料	ガソリン、灯油、ナフサ等
21：石鹼・洗剤	界面活性剤(表面)、乳化剤、帯電防止、湿潤剤等
22：接着剤	二面の接合に使用する物質、接合剤、粘着剤等
23：繊維用	紡績油、媒染剤、防皺、防水、繊維改質、糊付、撥水、洗浄剤、漂白剤等
24：洗浄剤	洗浄用、清浄剤(ボイラー内沈着垢除去)、グリース・汚染物除去等
25：体温計・計量器	体温計・計量器等
26：着色	色付け、染め、染色等
27：添加剤	潤滑油添加剤、顔料・インキ・塗料添加剤、食品・飼料添加剤、分散剤、発泡剤、凝集剤、酸化剤、土壌改質材、滑剤、帯電防止剤、結晶核剤、乾燥剤、助剤等
28：電池	電極、電池材料等
29：電子工業材料	半導体、電子電気機器用、電子通信機器、整流器等
30：塗料・インキ	ペイント、ワニス、印刷インキ等
31：難燃剤	防火・耐火等
32：農薬	農業薬剤(殺菌剤、殺虫剤、その他誘引剤、忌避剤等)、植物成長調整剤(成長促進剤、発芽抑制剤等)等
33：表面処理	金属防錆防蝕、メッキ、防錆剤、研磨剤等
34：窯業品	ガラス、陶磁器用、耐火煉瓦、ファインセラミックス等
35：油用	潤滑剤、切削油(摩擦発生防止)、絶縁油、ギヤ油、作動油等
36：保温剤	熱媒体、冷媒、保温剤等
37：溶剤	固体を溶かし、溶液にする為に使用する媒体、希釈剤(粘度低下、不揮発分低下等のため溶液を薄める溶媒)等
38：その他の有機物	この表の他欄に掲げる用途以外に使われる有機物又は有機性の副成物
39：その他の無機物	この表の他欄に掲げる用途以外に使われる無機物又は無機性の副成物

(3) 排出先の公共用水域の名称

排出先の公共用水域の名称は化管法の届出と同一です。以下のホームページをご参照ください。

https://www.env.go.jp/chemi/prtr/notification/submit/suiiki_name.html

(4) 移動先の下水道終末処理施設の名称

移動先の下水道終末処理施設の名称は化管法の届出と同一です。以下のホームページをご参照ください。

https://www.env.go.jp/chemi/prtr/notification/submit/gesui_name.html

(5) 管理化学物質の一覧

① 第一種管理化学物質

管理番号	政令番号 又は 条例番号	管理化学物質名	別名	CAS番号	種別
—	条 1	揮発性有機化合物 (VOC)			条第一種
1	1-001	亜鉛の水溶性化合物			第一種
2	1-003	アクリルアミド		79-06-1	第一種
3	1-004	アクリル酸エチル		140-88-5	第一種
4	1-006	アクリル酸及びその水溶性塩			第一種
5	1-007	アクリル酸2- (ジメチルアミノ) エチル		2439-35-2	第一種
7	1-009	アクリル酸ブチル		141-32-2	第一種
8	1-010	アクリル酸メチル		96-33-3	第一種
9	1-011	アクリロニトリル		107-13-1	第一種
10	1-012	アクロレイン		107-02-8	第一種
12	1-017	アセトアルデヒド		75-07-0	特定第一種
14	1-018	アセトシアンヒドリン		75-86-5	第一種
15	1-019	アセナフテン		83-32-9	第一種
18	1-020	アニリン		62-53-3	第一種
20	1-021	2-アミノエタノール		141-43-5	第一種
21	1-022	5-アミノ-4-クロロ-2-フェニルピリダジン-3 (2H) -オン	クロリダゾン	1698-60-8	第一種
22	1-023	5-アミノ-1- [2, 6-ジクロロ-4- (トリフルオロメチル) フェニル] -3-シアノ-4- [(トリフルオロメチル) スルフィニル] ピラゾール	フィプロニル	120068-37-3	第一種
23	1-025	パラ-アミノフェノール		123-30-8	第一種
25	1-026	4-アミノ-6-ターシャリブチル-3-メチルチオ-1, 2, 4-トリアジン-5 (4H) -オン	メトリブジン	21087-64-9	第一種
27	1-027	4-アミノ-3-メチル-6-フェニル-1, 2, 4-トリアジン-5 (4H) -オン	メタミトロン	41394-05-2	第一種
28	1-028	アリルアルコール		107-18-6	第一種
29	1-029	1-アリルオキシ-2, 3-エポキシプロパン		106-92-3	第一種
30	1-045	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。)			第一種
31	1-048	アントモン及びその化合物			第一種
32	1-049	アントラセン		120-12-7	第一種
33	1-051	石綿		1332-21-4	特定第一種
34	1-053	3-イソシアナトメチル-3, 5, 5-トリメチルシクロヘキシルイソシアネート		4098-71-9	第一種
36	1-054	イソブレン		78-79-5	第一種
37	1-055	4, 4'-イソプロピリデンジフェノール	ビスフェノールA	80-05-7	第一種
40	1-059	イソプロピル=2- (4-メトキシフェニル-3-イル) ヒドラジノホルマート	ピフェナゼート	149877-41-8	第一種
41	1-060	3'-イソプロポキシ-2-トリフルオロメチルベンズアニリド	フルトラニル	66332-96-5	第一種
44	1-062	インジウム及びその化合物			第一種
46	1-064	エチル=2- [4- (6-クロロ-2-キノキサリニルオキシ) フェノキシ] プロピオナート	キザロホップエチル	76578-14-8	第一種
47	1-068	O-エチル=O- (6-ニトロメタトリル) =セカンダリブチルホスホルアミドチオアート	ブタミホス	36335-67-8	第一種
48	1-069	O-エチル=O-4-ニトロフェニル=フェニルホスホノチオアート	EPN	2104-64-5	第一種
49	1-070	N- (1-エチルプロピル) -2, 6-ジニトロ-3, 4-キシリジン	ペンディメタリン	40487-42-1	第一種
50	1-071	S-エチル=ヘキサヒドロ-1H-アゼピン-1-カルボチオアート	モリネート	2212-67-1	第一種
52	1-072	エチル= (Z) -3- [N-ベンジル-N- [メチル (1-メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル) アミノ] チオ] アミノ] プロピオナート	アラニカルブ	83130-01-2	第一種
53	1-073	エチルベンゼン		100-41-4	第一種
54	1-074	O-エチル=S-1-メチルプロピル= (2-オキソ-3-チアゾリジン) ホスホノチオアート	ホスチアゼート	98886-44-3	第一種
56	1-075	エチレンオキシド		75-21-8	特定第一種
57	1-076	エチレングリコールモノエチルエーテル		110-80-5	第一種
58	1-078	エチレングリコールモノメチルエーテル		109-86-4	第一種
59	1-079	エチレンジアミン		107-15-3	第一種
61	1-081	N, N'-エチレンビス (ジチオカルバミン酸) マンガン	マンネブ	12427-38-2	第一種
62	1-082	N, N'-エチレンビス (ジチオカルバミン酸) マンガンとN, N'-エチレンビス (ジチオカルバミン酸) 亜鉛の錯化合物	マンコゼブ又はマンゼブ	8018-01-7	第一種
63	1-083	1, 1'-エチレン-2, 2'-ビピリジニウム=ジプロミド	ジクアトジプロミド又はジクワット	85-00-7	第一種
64	1-085	2- (4-エトキシフェニル) -2-メチルプロピル=3-フェノキシベンジルエーテル	エトフェンブロックス	80844-07-1	第一種
65	1-086	エピクロロヒドリン		106-89-8	第一種
66	1-087	1, 2-エポキシブタン		106-88-7	第一種
68	1-088	1, 2-エポキシプロパン	酸化プロピレン	75-56-9	第一種

管理番号	政令番号 又は 条例番号	管理化学物質名	別名	CAS番号	種別
72	1-089	塩化パラフィン（炭素数が10から13までのもの及びその混合物に限る。）		85535-84-8	第一種
73	1-094	1-オクタノール		111-87-5	第一種
74	1-043	パラ-アルキルフェノール（アルキル基の炭素数が8のものに限る。）		1806-26-4	第一種
75	1-099	カドミウム及びその化合物			特定第一種
78	1-101	2, 4-キシレノール		105-67-9	第一種
79	1-102	2, 6-キシレノール		576-26-1	第一種
80	1-103	キシレン		1330-20-7	第一種
81	1-104	キノリン		91-22-5	第一種
82	1-105	銀及びその水溶性化合物			第一種
83	1-106	クメン		98-82-8	第一種
84	1-107	グリオキサール		107-22-2	第一種
85	1-109	グルタルアルデヒド		111-30-8	第一種
86	1-110	クレゾール		1319-77-3	第一種
87	1-111	クロム及び三価クロム化合物			第一種
88	1-112	六価クロム化合物			特定第一種
89	1-113	クロロアニリン		95-51-2, 106-47-8, 108-42-9, 27134-26-5	第一種
90	1-115	2-クロロ-4-エチルアミノ-6-イソプロピルアミノ-1, 3, 5-トリアジン	アトラジン	1912-24-9	第一種
91	1-116	2-(4-クロロ-6-エチルアミノ-1, 3, 5-トリアジン-2-イル)アミノ-2-メチルプロピオニトリル	シアナジン	21725-46-2	第一種
92	1-117	4-クロロ-3-エチル-1-メチル-N-[4-(パラトリオキシ)ベンジル]ピラゾール-5-カルボキサミド	トルフェンピラド	129558-76-5	第一種
93	1-118	2-クロロ-2'-エチル-N-(2-メトキシ-1-メチルエチル)-6'-メチルアセトアニリド	メトラクロール	51218-45-2	第一種
94	1-120	クロロエチレン	塩化ビニル	75-01-4	特定第一種
95	1-121	3-クロロ-N-(3-クロロ-5-トリフルオロメチル-2-ピリジル)-アルファ, アルファ, アルファ-トリフルオロ-2, 6-ジニトロ-パラ-トルイジン	フルアジナム	79622-59-6	第一種
96	1-122	1-[[2-[[2-クロロ-4-(4-クロロフェノキシ)フェニル]-4-メチル-1, 3-ジオキソラン-2-イル]メチル]-1H-1, 2, 4-トリアゾール	ジフェノコナゾール	119446-68-3	第一種
98	1-123	クロロ酢酸		79-11-8	第一種
100	1-124	2-クロロ-2', 6'-ジエチル-N-(2-プロポキシエチル)アセトアニリド	プレチラクロール	51218-49-6	第一種
101	1-125	2-クロロ-2', 6'-ジエチル-N-(メトキシメチル)アセトアニリド	アラクロール	15972-60-8	第一種
103	1-129	1-クロロ-1, 1-ジフルオロエタン	H C F C - 1 4 2 b	75-68-3	第一種
104	1-130	クロロジフルオロエタン	H C F C - 2 2	75-45-6	第一種
105	1-137	2-クロロ-1, 1, 1, 2-テトラフルオロエタン	H C F C - 1 2 4	2837-89-0	第一種
106	1-138	クロロトリフルオロエタン	H C F C - 1 3 3		第一種
108	1-139	(R S) - 2 - (4-クロロ-オルト-トリオキシ)プロピオン酸	メコプロップ	93-65-2, 7085-19-0	第一種
113	1-140	2-クロロ-4, 6-ビス(エチルアミノ)-1, 3, 5-トリアジン	シマジン又はCAT	122-34-9	第一種
115	1-144	4-(2-クロロフェニル)-N-シクロヘキシル-N-エチル-4, 5-ジヒドロ-5-オキソ-1H-テトラゾール-1-カルボキサミド	フェントラザミド	158237-07-1	第一種
117	1-145	(R S) - 1 - パラ-クロロフェニル-4, 4-ジメチル-3-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イルメチル)ペンタン-3-オール	テブコナゾール	107534-96-3	第一種
121	1-146	パラ-クロロフェノール		106-48-9	第一種
123	1-147	3-クロロプロパン	塩化アリル	107-05-1	第一種
124	1-148	1-(2-クロロベンジル)-3-(1-メチル-1-フェニルエチル)尿素	クミルロン	99485-76-4	第一種
125	1-149	クロロベンゼン		108-90-7	第一種
126	1-150	クロロペンタフルオロエタン	C F C - 1 1 5	76-15-3	第一種
127	1-151	クロロホルム		67-66-3	第一種
128	1-154	クロロメタン	塩化メチル	74-87-3	第一種
132	1-156	コバルト及びその化合物			第一種
133	1-157	酢酸2-エトキシエチル	エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート	111-15-9	第一種
134	1-158	酢酸ビニル		108-05-4	第一種
135	1-160	酢酸2-メトキシエチル	エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート	110-49-6	第一種
141	1-162	トランス-1-(2-シアノ-2-メトキシイミノアセチル)-3-エチル尿素	シモキサニル	57966-95-7	第一種
143	1-163	4, 4'-ジアミノジフェニルエーテル		101-80-4	第一種
144	1-164	無機シアン化合物（錯塩及びシアン酸塩を除く。）			第一種
146	1-167	O-2-ジエチルアミノ-6-メチルピリミジン-4-イル=O, O-ジメチル=ホスホロチオアート	ピリミホスメチル	29232-93-7	第一種

管理番号	政令番号 又は 条例番号	管理化学物質名	別名	CAS番号	種別
147	1-168	N, N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジル	チオベンカルブ又は ベンチオカーブ	28249-77-6	第一種
148	1-169	N, N-ジエチル-3-(2, 4, 6-トリメチルフェニルスルホ ニル)-1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-カルボキサミド	カフェンストロール	125306-83-4	第一種
149	1-171	四塩化炭素		56-23-5	第一種
150	1-173	1, 4-ジオキサソ		123-91-1	第一種
152	1-174	1, 3-ジカルバモイルチオ-2-(N, N-ジメチルアミノ)- プロパン	カルタップ	15263-53-3	第一種
153	1-175	シクロヘキサ-1-エン-1, 2-ジカルボキシイミドメチル= (1RS)-シス-トランス-2, 2-ジメチル-3-(2-メチ ルプロパ-1-エニル)シクロプロパンカルボキシラート	テトラメトリン	7696-12-0	第一種
154	1-178	シクロヘキシルアミン		108-91-8	第一種
156	1-180	ジクロロアニリン		27134-27-6	第一種
157	1-181	1, 2-ジクロロエタン		107-06-2	第一種
158	1-182	1, 1-ジクロロエチレン	塩化ビニリデン	75-35-4	第一種
160	1-186	3, 3'-ジクロロ-4, 4'-ジアミノジフェニルメタン		101-14-4	特定第一種
161	1-187	ジクロロジフルオロメタン	CFC-12	75-71-8	第一種
162	1-188	3, 5-ジクロロ-N-(1, 1-ジメチル-2-プロピニル)ベン ズアミド	プロピザミド	23950-58-5	第一種
163	1-189	ジクロロテトラフルオロエタン	CFC-114		第一種
164	1-190	2, 2-ジクロロ-1, 1, 1-トリフルオロエタン	HFC-123	306-83-2	第一種
168	1-194	3-(3, 5-ジクロロフェニル)-N-イソプロピル-2, 4- ジオキソイミダゾリジン-1-カルボキサミド	イブロジオン	36734-19-7	第一種
169	1-197	3-(3, 4-ジクロロフェニル)-1, 1-ジメチル尿素	ジウロン又はDCM U	330-54-1	第一種
171	1-198	(2RS, 4RS)-1-[2-(2, 4-ジクロロフェニル)- 4-プロピル-1, 3-ジオキサソラン-2-イルメチル]-1H- 1, 2, 4-トリアゾール及び(2RS, 4SR)-1-[2-(2, 4-ジクロロフェニル)-4-プロピル-1, 3-ジオキサ ソラン-2-イルメチル]-1H-1, 2, 4-トリアゾールの混 合物	プロピコナゾール	60207-90-1	第一種
172	1-199	3-[1-(3, 5-ジクロロフェニル)-1-メチルエチル]- 3, 4-ジヒドロ-6-メチル-5-フェニル-2H-1, 3-オ キサジン-4-オン	オキサジクロメホン	153197-14-9	第一種
174	1-200	3-(3, 4-ジクロロフェニル)-1-メトキシ-1-メチル尿 素	リニューロン	330-55-2	第一種
175	1-201	2, 4-ジクロロフェノキシ酢酸	2, 4-D又は2, 4-PA	94-75-7	第一種
176	1-202	1, 1-ジクロロ-1-フルオロエタン	HFC-141b	1717-00-6	第一種
177	1-204	ジクロロフルオロメタン	HFC-21	75-43-4	第一種
178	1-206	1, 2-ジクロロプロパン		78-87-5	特定第一種
179	1-207	1, 3-ジクロロプロペン	D-D	542-75-6	第一種
181	1-208	ジクロロベンゼン		95-50-1, 106-46-7, 541-73-1, 25321-22-6	第一種
182	1-209	2-[4-(2, 4-ジクロロベンゾイル)-1, 3-ジメチル- 5-ピラゾリルオキシ]アセトフェノン	ピラゾキシフェン	71561-11-0	第一種
183	1-210	4-(2, 4-ジクロロベンゾイル)-1, 3-ジメチル-5-ピ ラゾリル=4-トルエンシルホナート	ピラゾレート	58011-68-0	第一種
184	1-211	2, 6-ジクロロベンゾニトリル	ジクロベニル又はD BN	1194-65-6	第一種
185	1-212	ジクロロペンタフルオロプロパン	HFC-225		第一種
186	1-213	ジクロロメタン	塩化メチレン	75-09-2	第一種
187	1-215	2, 3-ジシアノ-1, 4-ジチアアントラキノン	ジチアノン	3347-22-6	第一種
188	1-216	N, N-ジシクロヘキシルアミン		101-83-7	第一種
190	1-217	ジシクロペンタジエン		77-73-6	第一種
191	1-218	1, 3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル	イソプロチオラン	50512-35-1	第一種
195	1-219	ジチオリン酸O-2, 4-ジクロロフェニル-O-エチル-S-プ ロピル	プロチオホス	34643-46-4	第一種
196	1-220	ジチオリン酸S-(2, 3-ジヒドロ-5-メトキシ-2-オクソ -1, 3, 4-チアジアゾール-3-イル)メチル-O, O-ジメ チル	メチダチオン又はD MTP	950-37-8	第一種
197	1-221	ジチオリン酸O, O-ジメチル-S-1, 2-ビス(エトキシカル ボニル)エチル	マラソン又はマラチ オン	121-75-5	第一種
198	1-222	ジチオリン酸O, O-ジメチル-S-[(N-メチルカルバモイ ル)メチル]	ジメトエート	60-51-5	第一種
199	1-226	ジナトリウム=2, 2'-ビニレンビス[5-(4-モルホリノ- 6-アニリノ-1, 3, 5-トリアジン-2-イルアミノ)ベンゼ ンスルホナート]	CIフルオレスセン ト260	16090-02-1	第一種
200	1-227	ジニトロトルエン		25321-14-6	第一種
201	1-228	2, 4-ジニトロフェノール		51-28-5	第一種
203	1-229	ジフェニルアミン		122-39-4	第一種
206	1-231	N-ジブチルアミノチオ-N-メチルカルバミン酸2, 3-ジヒド ロ-2, 2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラニル	カルボスルファン	55285-14-8	第一種

管理番号	政令番号 又は 条例番号	管理化学物質名	別名	CAS番号	種別
207	1-232	2, 6-ジターシャリーブチル-4-クレゾール		128-37-0	第一種
209	1-236	ジプロモクロメタン		124-48-1	第一種
210	1-237	2, 2-ジプロモ-2-シアノアセトアミド		10222-01-2	第一種
211	1-238	ジプロモテトラフルオロエタン	ハロン-2402		第一種
212	1-241	(RS)-O, S-ジメチル=アセチルホスホルアミドチオアート	アセフェート	30560-19-1	第一種
213	1-242	N, N-ジメチルアセトアミド		127-19-5	第一種
217	1-243	5-ジメチルアミノ-1, 2, 3-トリチアン	チオシクラム	31895-21-3	第一種
218	1-245	ジメチルアミン		124-40-3	第一種
219	1-250	ジメチルジスルフィド		624-92-0	第一種
221	1-251	2, 2-ジメチル-2, 3-ジヒドロ-1-ベンゾフラン-7-イル=N-[N-(2-エトキシカルボニルエチル)-N-イソプロピルシルフェナモイル]-N-メチルカルバマート	ベンフラカルブ	82560-54-1	第一種
223	1-252	N, N-ジメチルドデシルアミン		112-18-5	第一種
224	1-253	N, N-ジメチルドデシルアミン=N-オキシド		1643-20-5	第一種
225	1-254	ジメチル=2, 2, 2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチルホスホナート	トリクロロホン又はDEP	52-68-6	第一種
227	1-255	1, 1'-ジメチル-4, 4'-ビピリジニウム=ジクロリド	パラコート又はパラコートジクロリド	1910-42-5	第一種
229	1-257	ジメチル=4, 4'-(オルト-フェニレン)ビス(3-チオアロファナート)	チオファネートメチル	23564-05-8	第一種
230	1-260	N-(1, 3-ジメチルブチル)-N'-フェニル-パラ-フェニレンジアミン		793-24-8	第一種
232	1-264	N, N-ジメチルホルムアミド		68-12-2	第一種
233	1-270	2-[(ジメトキシホスフィノチオイル) チオ]-2-フェニル酢酸エチル	フェントエート又はPAP	2597-03-7	第一種
236	1-271	3, 5-ジヨード-4-オクタノイルオキシベンゾニトリル	アイオキシニル	3861-47-0	第一種
237	1-272	水銀及びその化合物			第一種
238	1-273	水素化テルフェニル		61788-32-7	第一種
240	1-275	スチレン		100-42-5	第一種
242	1-277	セレン及びその化合物			第一種
243	1-278	ダイオキシン類			特定第一種
244	1-282	2-チオキソ-3, 5-ジメチルテトラヒドロ-2H-1, 3, 5-チアジジン	ダゾメット	533-74-4	第一種
245	1-284	チオ尿素		62-56-6	第一種
248	1-286	チオリン酸O, O-ジエチル-O-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル)	ダイアジノン	333-41-5	第一種
249	1-287	チオリン酸O, O-ジエチル-O-(3, 5, 6-トリクロロ-2-ピリジニル)	クロルピリホス	2921-88-2	第一種
250	1-288	チオリン酸O, O-ジエチル-O-(5-フェニル-3-イソキサゾリル)	イソキサチオン	18854-01-8	第一種
251	1-289	チオリン酸O, O-ジメチル-O-(3-メチル-4-ニトロフェニル)	フェニトロチオン又はMEP	122-14-5	第一種
252	1-290	チオリン酸O, O-ジメチル-O-(3-メチル-4-メチルチオフェニル)	フェンチオン又はMPP	55-38-9	第一種
254	1-291	チオリン酸S-ベンジル-O, O-ジイソプロピル	イプロベンホス又はIBP	26087-47-8	第一種
255	1-295	デカブromoジフェニルエーテル		1163-19-5	第一種
257	1-034	アルコール (炭素数が10のものに限る。)	デカノール	112-30-1, 1120-06-5, 1565-81-7, 2051-31-2, 5205-34-5, 25339-17-7, 36729-58-5	第一種
258	1-296	1, 3, 5, 7-テトラアザトリシクロ [3. 3. 1. 1 (3, 7)] デカン	ヘキサメチレンテトラミン	100-97-0	第一種
259	1-297	テトラエチルチウラムジスルフィド	ジスルフィラム	97-77-8	第一種
260	1-298	テトラクロロイソフタロニトリル	クロロタロニル又はTPN	1897-45-6	第一種
261	1-299	4, 5, 6, 7-テトラクロロイソベンゾフラン-1 (3H)-オン	フサライド	27355-22-2	第一種
262	1-301	テトラクロロエチレン		127-18-4	第一種
265	1-303	テトラヒドロメチル無水フタル酸		11070-44-3	第一種
266	1-306	2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-メチルベンジル=(Z)-3-(2-クロロ-3, 3, 3-トリフルオロ-1-プロペニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート	テフルトリン	79538-32-2	第一種
267	1-308	3, 7, 9, 13-テトラメチル-5, 11-ジオキサ-2, 8, 14-トリチア-4, 7, 9, 12-テトラアザペンタデカ-3, 12-ジエン-6, 10-ジオン	チオジカルブ	59669-26-0	第一種
268	1-309	テトラメチルチウラムジスルフィド	チウラム又はチラム	137-26-8	第一種
270	1-312	テレフタル酸		100-21-0	第一種
271	1-313	テレフタル酸ジメチル		120-61-6	第一種
272	1-314	銅水溶性塩 (錯塩を除く。)			第一種

管理番号	政令番号 又は 条例番号	管理化学物質名	別名	CAS番号	種別
273	1-315	1-ドデカノール	ノルマルドデシル アルコール	112-53-8	第一種
275	1-318	ドデシル硫酸ナトリウム		151-21-3	第一種
277	1-321	トリエチルアミン		121-44-8	第一種
279	1-323	1, 1, 1-トリクロロエタン		71-55-6	第一種
280	1-324	1, 1, 2-トリクロロエタン		79-00-5	第一種
281	1-325	トリクロロエチレン		79-01-6	特定第一種
284	1-326	トリクロロトリフルオロエタン	CFC-113		第一種
285	1-327	トリクロロニトロメタン	クロロピクリン	76-06-2	第一種
286	1-328	(3, 5, 6-トリクロロ-2-ピリジル) オキシ酢酸	トリクロビル	55335-06-3	第一種
287	1-329	2, 4, 6-トリクロロフェノール		88-06-2	第一種
288	1-330	トリクロロフルオロメタン	CFC-11	75-69-4	第一種
289	1-331	1, 2, 3-トリクロロプロパン		96-18-4	第一種
290	1-332	トリクロロベンゼン		12002-48-1	第一種
292	1-335	トリブチルアミン		102-82-9	第一種
293	1-336	アルファ, アルファ, アルファ-トリフルオロ-2, 6-ジニトロ -N, N-ジプロピル-パラ-トルイジン	トリフルラリン	1582-09-8	第一種
298	1-345	トリレンジイソシアネート		26471-62-5	第一種
299	1-346	トルイジン		95-53-4, 106-49-0, 108-44-1, 26915-12-8	特定第一種
300	1-347	トルエン		108-88-3	第一種
302	1-352	ナフタレン		91-20-3	第一種
308	1-354	ニッケル		7440-02-0	第一種
309	1-355	ニッケル化合物			特定第一種
312	1-357	オルト-ニトロアニリン		88-74-4	第一種
314	1-358	パラ-ニトロクロロベンゼン		100-00-5	第一種
316	1-359	ニトロベンゼン		98-95-3	第一種
317	1-360	ニトロメタン		75-52-5	第一種
318	1-361	二硫化炭素		75-15-0	第一種
319	1-362	1-ノナノール	ノルマルノニルア ルコール	143-08-8	第一種
320	1-042	アルキルフェノール (アルキル基の炭素数が9のものに限る。)		25154-52-3	第一種
321	1-363	バナジウム化合物			第一種
323	1-367	2, 4-ビス (エチルアミノ) -6-メチルチオ-1, 3, 5-トリ アジン	シメトリン	1014-70-6	第一種
325	1-369	ビス (8-キノリノラト) 銅	オキシ銅又は有機 銅	10380-28-6	第一種
328	1-370	ビス (N, N-ジメチルジチオカルバミン酸) 亜鉛	ジラム	137-30-4	第一種
329	1-371	ビス (N, N-ジメチルジチオカルバミン酸) N, N'-エチレン ビス (チオカルバモイルチオ亜鉛)	ポリカーバメート	64440-88-6	第一種
331	1-377	S, S-ビス (1-メチルプロピル) =O-エチル=ホスホロジチ オアート	カズサホス	95465-99-9	第一種
332	1-378	砒素及びその無機化合物			特定第一種
333	1-379	ヒドラジン		302-01-2	第一種
336	1-381	ヒドロキノン		123-31-9	第一種
337	1-382	4-ビニル-1-シクロヘキセン		100-40-3	第一種
340	1-383	ビフェニル		92-52-4	第一種
341	1-384	ビベラジン		110-85-0	第一種
342	1-386	ビリジン		110-86-1	第一種
343	1-387	ピロカテコール	カテコール	120-80-9	第一種
346	1-388	2-フェニルフェノール		90-43-7	第一種
347	1-389	N-フェニルマレイミド		941-69-5	第一種
348	1-390	フェニレンジアミン		95-54-5, 106-50-3, 108-45-2, 25265-76-3	第一種
349	1-391	フェノール		108-95-2	第一種
350	1-392	3-フェノキシベンジル=3-(2, 2-ジクロロビニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート	ペルメトリン	52645-53-1	第一種
351	1-393	1, 3-プロタジエン		106-99-0	特定第一種
354	1-395	フタル酸ジブチル		84-74-2	第一種
355	1-396	フタル酸ビス (2-エチルヘキシル)		117-81-7	第一種
356	1-397	フタル酸ブチル=ベンジル		85-68-7	第一種
357	1-399	2-ターシャリーブチルイミノ-3-イソプロピル-5-フェニル テトラヒドロ-4H-1, 3, 5-チアジジン-4-オン	ブプロフェジン	69327-76-0	第一種
358	1-401	N-ターシャリーブチル-N'- (4-エチルベンゾイル) -3, 5-ジメチルベンゾヒドラジド	テブフェノジド	112410-23-8	第一種
360	1-402	N-[1-(N-ブチルカルバモイル)-1H-2-ベンゾイミダ ゾリル] カルバミン酸メチル	ベノミル	17804-35-2	第一種
361	1-403	ブチル= (R) -2-[4-(4-シアノ-2-フルオロフェノキシ) フェノキシ] プロピオナート	シハロホップブチル	122008-85-9	第一種
362	1-404	1-ターシャリーブチル-3-(2, 6-ジイソプロピル-4- フェノキシフェニル) チオ尿素	ジアフェンチウロン	80060-09-9	第一種
363	1-407	5-ターシャリーブチル-3-(2, 4-ジクロロ-5-イソプロ ポキシフェニル) -1, 3, 4-オキサジアゾール-2 (3H) - オン	オキサジアゾン	19666-30-9	第一種

管理番号	政令番号 又は 条例番号	管理化学物質名	別名	CAS番号	種別
369	1-413	2-(4-ターシャリ-ブチルフェノキシ)シクロヘキシル=2-プロピニル=スルフィット	プロパルギット又は B P P S	2312-35-8	第一種
374	1-414	ふっ化水素及びその水溶性塩			第一種
375	1-415	2-ブテナール		4170-30-3	第一種
376	1-417	N-ブトキシメチル-2-クロロ-2', 6'-ジエチルアセトアニリド	ブタクロール	23184-66-9	第一種
378	1-419	N, N'-プロピレンビス(ジチオカルバミン酸)と亜鉛の重合体	プロビネブ	12071-83-9	第一種
380	1-420	プロモクロロジフルオロメタン	ハロン-1 2 1 1	353-59-3	第一種
381	1-423	プロモジクロロメタン		75-27-4	第一種
382	1-424	プロモトリフルオロメタン	ハロン-1 3 0 1	75-63-8	第一種
383	1-425	5-ブromo-3-セカンダリ-ブチル-6-メチル-1, 2, 3, 4-テトラヒドロピリミジン-2, 4-ジオン	プロマシル	314-40-9	第一種
384	1-427	1-ブromoプロパン		106-94-5	第一種
385	1-428	2-ブromoプロパン		75-26-3	特定第一種
386	1-429	ブromoメタン	臭化メチル	74-83-9	第一種
388	1-430	6, 7, 8, 9, 10, 10-ヘキサクロロ-1, 5, 5a, 6, 9, 9a-ヘキサヒドロ-6, 9-メタノ-2, 4, 3-ベンゾジオキサチエピン=3-オキシド	エンドスルファン又は ベンゾエピン	115-29-7	第一種
389	1-431	ヘキサデシルトリメチルアンモニウム=クロリド		112-02-7	第一種
390	1-434	ヘキサメチレンジアミン		124-09-4	第一種
391	1-435	ヘキサメチレン=ジイソシアネート		822-06-0	第一種
392	1-436	ヘキサシアン		110-54-3	第一種
393	1-440	バタナフトール		135-19-3	第一種
394	1-444	ベリリウム及びその化合物			特定第一種
395	1-445	ペルオキシ二硫酸の水溶性塩			第一種
396	1-447	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)	P F O S	1763-23-1	第一種
397	1-448	ベンジリジン=トリクロリド		98-07-7	特定第一種
398	1-450	ベンジル=クロリド	塩化ベンジル	100-44-7	第一種
399	1-451	ベンズアルデヒド		100-52-7	第一種
400	1-452	ベンゼン		71-43-2	特定第一種
401	1-453	1, 2, 4-ベンゼントリカルボン酸1, 2-無水物		552-30-7	第一種
402	1-455	2-(2-ベンゾチアゾリルオキシ)-N-メチルアセトアニリド	メフェナセット	73250-68-7	第一種
403	1-456	ベンゾフェノン		119-61-9	第一種
404	1-457	ペンタクロロフェノール		87-86-5	特定第一種
405	1-458	ほう素化合物			第一種
406	1-459	ポリ塩化ビフェニル	P C B	1336-36-3	特定第一種
407	1-460	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が1 2から1 5までのもの及びその混合物に限る。)			第一種
408	1-461	ポリ(オキシエチレン)=アルキルフェニルエーテル(アルキル基の炭素数が8のものに限る。)		9036-19-5	第一種
409	1-463	ポリ(オキシエチレン)=ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム		9004-82-4	第一種
410	1-462	ポリ(オキシエチレン)=アルキルフェニルエーテル(アルキル基の炭素数が9のものに限る。)		9016-45-9	第一種
411	1-464	ホルムアルデヒド		50-00-0	特定第一種
412	1-465	マンガン及びその化合物			第一種
413	1-467	無水フタル酸		85-44-9	第一種
415	1-468	メタクリル酸		79-41-4	第一種
420	1-469	メタクリル酸メチル		80-62-6	第一種
422	1-470	(Z)-2'-メチルアセトフェノン=4, 6-ジメチル-2-ピリミジニルヒドラゾン	フェリムゾン	89269-64-7	第一種
424	1-471	メチル=イソチオシアネート		556-61-6	第一種
426	1-475	N-メチルカルバミン酸2, 3-ジヒドロ-2, 2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラニル	カルボフラン	1563-66-2	第一種
427	1-476	N-メチルカルバミン酸1-ナフチル	カルバリル又はNA C	63-25-2	第一種
428	1-477	N-メチルカルバミン酸2-セカンダリ-ブチルフェニル	フェノブカルブ又は B P M C	3766-81-2	第一種
431	1-478	メチル=(E)-2-[2-[6-(2-シアノフェノキシ)ピリミジン-4-イルオキシ]フェニル]-3-メトキシアクリラート	アゾキシストロビン	131860-33-8	第一種
433	1-479	N-メチルジチオカルバミン酸	カーバム	144-54-7	第一種
436	1-482	アルファ-メチルスチレン		98-83-9	第一種
438	1-486	メチルナフタレン		1321-94-4	第一種
439	1-488	3-メチルピリジン		108-99-6	第一種
442	1-493	2-メチル-N-[3-(1-メチルエトキシ)フェニル]ベンズアミド	メプロニル	55814-41-0	第一種
443	1-494	S-メチル-N-(メチルカルバモイルオキシ)チオアセトイミダート	メソミル	16752-77-5	第一種
444	1-495	メチル=(E)-メトキシイミノ-[2-[[[(E)-1-[3-(トリフルオロメチル)フェニル]エチリデン]アミノ]オキシ]メチル]フェニル]アセタート	トリフロキシストロ ビン	141517-21-7	第一種
445	1-496	メチル=(E)-メトキシイミノ[2-(オルト-トリルオキシメチル)フェニル]アセタート	クレソキシムメチル	143390-89-0	第一種
446	1-497	4, 4'-メチレンジアニリン		101-77-9	第一種

管理番号	政令番号 又は 条例番号	管理化学物質名	別名	CAS番号	種別
448	1-498	メチレンビス(4,1-フェニレン) = ジイソシアネート		101-68-8	第一種
449	1-502	3-メトキシカルボニルアミノフェニル = 3'-メチルカルバニラート	フェンメディファム	13684-63-4	第一種
450	1-503	N-(6-メトキシ-2-ピリジル)-N-メチルチオカルバミン酸O-3-ターシャリ-ブチルフェニル	ピリブチカルブ	88678-67-5	第一種
453	1-505	モリブデン及びその化合物			第一種
456	1-508	りん化アルミニウム		20859-73-8	第一種
457	1-510	りん酸ジメチル = 2,2-ジクロロビニル	ジクロロボス又はD DVP	62-73-7	第一種
458	1-511	りん酸トリス(2-エチルヘキシル)		78-42-2	第一種
459	1-512	りん酸トリス(2-クロロエチル)		115-96-8	第一種
460	1-513	りん酸トリトリル		1330-78-5	第一種
461	1-514	りん酸トリフェニル		115-86-6	第一種
462	1-515	りん酸トリブチル		126-73-8	第一種
468	1-031	4-アリル-1,2-ジメトキシベンゼン		93-15-2	第一種
477	1-093	4,4'-オキシビスベンゼンスルホニルヒドラジド		80-51-3	第一種
490	1-193	2-[4-(2,4-ジクロロメタートルオイル)-1,3-ジメチル-5-ピラゾリルオキシ]-4-メチルアセトフェノン	ベンゾフェナップ	82692-44-2	第一種
498	1-205	1,3-ジクロロ-2-プロパノール		96-23-1	第一種
507	1-235	1,2-ジプロモエタン	二臭化エチレン又は EDB	106-93-4	第一種
511	1-240	ジベンジルエーテル		103-50-4	第一種
522	1-300	1,1,2,2-テトラクロロエタン	四塩化アセチレン	79-34-5	第一種
528	1-337	トリプロモメタン	プロモホルム	75-25-2	第一種
530	1-351	ナトリウム = 1,1'-ビフェニル-2-オラート		132-27-4	第一種
557	1-491	メチルペンソイミダゾール-2-イルカルバマート	カルベンダジム	10605-21-7	第一種
562	1-509	りん酸ジブチル = フェニル		2528-36-1	第一種
563	1-002	亜鉛 = ビス(2-メチルプロパー-2-エノアート)		13189-00-9	第一種
564	1-005	アクリル酸2-エチルヘキシル		103-11-7	第一種
565	1-008	アクリル酸重合体			第一種
566	1-013	アジピン酸、(N-(2-アミノエチル)エタン-1,2-ジアミン又はN,N'-ビス(2-アミノエチル)エタン-1,2-ジアミン)と2-(クロロメチル)オキシランの重縮合物		25212-19-5	第一種
567	1-014	アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル		103-23-1	第一種
568	1-015	アセチルアセトン		123-54-6	第一種
569	1-016	1-アセチル-1,2,3,4-テトラヒドロ-3-[(3-ピリジルメチル)アミノ]-6-[1,2,2,2-テトラフルオロ-1-(トリフルオロメチル)エチル]キナゾリン-2-オン	ピリフルキナゾン	337458-27-2	第一種
570	1-024	オルト-アミノフェノール		95-55-6	第一種
571	1-030	3-アリルオキシ-1,2-ベンゾイソチアゾール-1,1-ジオキシド	プロバナゾール	27605-76-1	第一種
572	1-032	アリル = ヘキサノアート		123-68-2	第一種
573	1-033	アリル = ヘプタノアート		142-19-8	第一種
574	1-035	[(3-アルカンアミドプロピル)(ジメチル)アンモニオ]アセタート(アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が8,10,12,14,16又は18のもの及びその混合物に限る。)及び(Z)-[[3-(オクタデカ-9-エンアミド)プロピル](ジメチル)アンモニオ]アセタート並びにこれらの混合物			第一種
575	1-036	(3-アルカンアミドプロピル)(メチル)[2-(アルカノイルオキシ)エチル]アンモニウム = クロリド(アルカン及びアルカノイルの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカン及び当該アルカノイルのそれぞれの炭素数が14,16又は18のもの及びその混合物に限る。)			第一種
576	1-037	アルカン-1-アミン(アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が8,10,12,14,16又は18のもの及びその混合物に限る。)、(Z)-オクタデカ-9-エン-1-アミン及び(9Z,12Z)-オクタデカ-9,12-ジエン-1-アミン並びにこれらの混合物			第一種
577	1-038	アルカン-1-アミン(アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が8,10,12,14,16又は18のもの及びその混合物に限る。)のオキシラン重付加物、(Z)-オクタデカ-9-エン-1-アミンのオキシラン重付加物及び(9Z,12Z)-オクタデカ-9,12-ジエン-1-アミンのオキシラン重付加物の混合物		61791-26-2	第一種
578	1-039	アルファ-アルキル-オメガ-ヒドロキシポリ(オキシエタン-1,2-ジイル)(アルキル基の炭素数が16から18までのもの及びその混合物であって、数平均分子量が1,000未満のものに限る。)及びアルファ-アルケニル-オメガ-ヒドロキシポリ(オキシエタン-1,2-ジイル)(アルケニル基の炭素数が16から18までのもの及びその混合物であって、数平均分子量が1,000未満のものに限る。)並びにこれらの混合物			第一種

管理番号	政令番号 又は 条例番号	管理化学物質名	別名	CAS番号	種別
579	1-040	アルファ-アルキル-オメガ-ヒドロキシポリ〔オキシエタン-1, 2-ジイル/オキシ(メチルエタン-1, 2-ジイル)〕(アルキル基の構造が分枝であり、かつ、当該アルキル基の炭素数が9から11までのものの混合物(当該アルキル基の炭素数が10のものを主成分とするものに限る。))に限る。		154518-36-2	第一種
580	1-041	アルファ-アルキル-オメガ-ヒドロキシポリ(オキシエチレン)(アルキル基の炭素数が9から11までのもの及びその混合物であって、数平均分子量が1,000未満のものに限る。)			第一種
581	1-044	アルキル(ベンジル)(ジメチル)アンモニウムの塩(アルキル基の炭素数が12から16までのもの及びその混合物に限る。)			第一種
582	1-046	アルミニウム=トリス(エチル=ホスホナート)	ホセチル又はホセチルアルミニウム	39148-24-8	第一種
583	1-047	安息香酸ベンジル		120-51-4	第一種
584	1-050	アントラセン-9, 10-ジオン	アントラキノ	84-65-1	第一種
585	1-052	アルファ(イソシアナトベンジル)-オメガ(イソシアナトフェニル)ポリ〔(イソシアナトフェニレン)メチレン〕		9016-87-9	第一種
586	1-056	イソプロピル=3-クロロカルバニラート	クロルプロファミン又はIPC	101-21-3	第一種
587	1-057	3-(4-イソプロピルフェニル)-2-メチルプロパナール		103-95-7	第一種
588	1-058	4-イソプロピル-3-メチルフェノール		3228-02-2	第一種
589	1-061	1, 1'-イミノジオクタメチレンジグアニジン=トリアセター	イミノクタジン酢酸塩	57520-17-9	第一種
590	1-063	エチリデンノルボルネン		16219-75-3	第一種
591	1-065	エチルシクロヘキサン		1678-91-7	第一種
592	1-066	5-エチル-5, 8-ジヒドロ-8-オキソ-[1, 3]ジオキソロ[4, 5-g]キノリン-7-カルボン酸	オキソリニック酸	14698-29-4	第一種
593	1-067	N-エチル-N, N-ジメチルテトラデカシ-1-アミノウムの塩			第一種
594	1-077	エチレンジグリコールモノブチルエーテル	ブチルセロソルブ	111-76-2	第一種
595	1-080	エチレンジアミン四酢酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩		60-00-4	第一種
596	1-084	(4-エトキシフェニル)[3-(4-フルオロ-3-フェノキシフェニル)プロピル]ジメチルシラン	シラフルオフェン	105024-66-6	第一種
597	1-090	塩化直鎖パラフィン(炭素数が14から17までのもの及びその混合物に限る。)			第一種
598	1-091	塩素酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩		7790-93-4	第一種
599	1-092	オキサシクロヘキサデカン-2-オン		106-02-5	第一種
600	1-095	オクタプロモジフェニルエーテル		32536-52-0	第一種
601	1-096	オクタメチルシクロテトラシロキサン		556-67-2	第一種
602	1-097	過塩素酸並びにそのアンモニウム塩、カリウム塩、ナトリウム塩、マグネシウム塩及びリチウム塩			第一種
603	1-098	過酢酸		79-21-0	第一種
604	1-100	カリウム=ジエチルジチオカルバマート		3699-30-7	第一種
605	1-108	グリホサート並びにそのアンモニウム塩、イソプロピルアミン塩、カリウム塩及びナトリウム塩			第一種
606	1-114	1-(2-クロロイミダゾ[1, 2-a]ピリジン-3-イルスルホニル)-3-(4, 6-ジメトキシピリミジン-2-イル)尿素	イマゾスルフロ	122548-33-8	第一種
607	1-119	2-クロロ-2'-エチル-N-[(1S)-2-メトキシ-1-メチルエチル]-6'-メチルアセトアニリド及び2-クロロ-2'-エチル-N-[(1R)-2-メトキシ-1-メチルエチル]-6'-メチルアセトアニリドの混合物(2-クロロ-2'-エチル-N-[(1S)-2-メトキシ-1-メチルエチル]-6'-メチルアセトアニリドの含有率が80重量パーセント以上のものに限る。)	S-メトラクロー	178961-20-1	第一種
608	1-126	3-(4-クロロ-5-シクロペンチルオキシ)-2-フルオロフェニル)-5-イソプロピリデン-1, 3-オキサゾリジン-2, 4-ジオン	ペントキサゾン	110956-75-7	第一種
609	1-127	5-クロロ-2-(2, 4-ジクロロフェノキシ)フェノール	トリクロサン	3380-34-5	第一種
610	1-128	(RS)-5-クロロ-N-(1, 3-ジヒドロ-1, 1, 3-トリメチルイソベンゾフラン-4-イル)-1, 3-ジメチル-1H-ピラゾール-4-カルボキサミド	フラメトピル	123572-88-3	第一種
611	1-131	3'-クロロ-4, 4'-ジメチル-1, 2, 3-チアジアゾール-5-カルボキサニリド	チアジニル	223580-51-6	第一種
612	1-132	(RS)-2-クロロ-N-(2, 4-ジメチル-3-チエニル)-N-(2-メトキシ-1-メチルエチル)アセトアミド	ジメテナミド	87674-68-8	第一種
613	1-133	(S)-2-クロロ-N-(2, 4-ジメチル-3-チエニル)-N-(2-メトキシ-1-メチルエチル)アセトアミド	ジメテナミドP	163515-14-8	第一種

管理番号	政令番号 又は 条例番号	管理化学物質名	別名	CAS番号	種別
614	1-134	3-クロロ-N-(4,6-ジメトキシピリミジン-2-イルカルバモイル)-1-メチル-4-(5-メチル-5,6-ジヒドロ-1,4,2-ジオキサジン-3-イル)ピラゾール-5-スルホンアミド	メタゾスフロロン	868680-84-6	第一種
615	1-135	3-(2-クロロ-1,3-チアゾール-5-イルメチル)-5-メチル-N-ニトロ-1,3,5-オキサジアジナン-4-イミン	チアメトキサム	153719-23-4	第一種
616	1-136	(E)-1-(2-クロロ-1,3-チアゾール-5-イルメチル)-3-メチル-2-ニトログアニジン	クロチアニジン	210880-92-5	第一種
617	1-141	トランス-N-(6-クロロ-3-ピリジルメチル)-N'-シアノ-N-メチルアセトアミジン	アセタミプリド	135410-20-7	第一種
618	1-142	1-(6-クロロ-3-ピリジルメチル)-N-ニトロイミダゾリジン-2-イリデンアミン	イミダクロプリド	138261-41-3	第一種
619	1-143	3-(6-クロロピリジン-3-イルメチル)-1,3-チアゾリジン-2-イリデンシアナミド	チアクロプリド	111988-49-9	第一種
620	1-152	2-[2-クロロ-4-メシル-3-(テトラヒドロフラン-2-イルメトキシ)メチル]ベンゾイル]シクロヘキサン-1,3-ジオン	テフリルトリオン	473278-76-1	第一種
621	1-153	3-(2-クロロ-4-メシルベンゾイル)-4-フェニルスルファニルピシクロ[3.2.1]オクタ-3-エン-2-オン	ベンゾピシクロン	156963-66-5	第一種
622	1-155	(E)-N-[2-クロロ-5-[1-(6-メチルピリジン-2-イルメトキシイミノ)エチル]ベンジル]カルバミン酸メチル	ピリベンカルブ	799247-52-2	第一種
623	1-159	酢酸ヘキシル		142-92-7	第一種
624	1-161	サリチル酸メチル		119-36-8	第一種
625	1-165	ジイソプロピルナフタレン		38640-62-9	第一種
626	1-166	ジエタノールアミン		111-42-2	第一種
627	1-170	ジエチレングリコールモノブチルエーテル		112-34-5	第一種
628	1-172	1,4-ジオキサシクロヘプタデカン-5,17-ジオン		105-95-3	第一種
629	1-176	シクロヘキサン		110-82-7	第一種
630	1-177	シクロヘキシリデン(フェニル)アセトニトリル		10461-98-0	第一種
631	1-179	シクロヘキセン		110-83-8	第一種
632	1-183	1,2-ジクロロエチレン		156-59-2, 156-60-5, 540-59-0	第一種
633	1-184	4,5-ジクロロ-2-オクチルイソチアゾール-3(2H)-オン		64359-81-5	第一種
634	1-185	3,4-ジクロロ-2'-シアノ-1,2-チアゾール-5-カルボキサニリド	イソチアニル	224049-04-1	第一種
635	1-191	2',4-ジクロロ-アルファ,アルファ,アルファトリフルオロ-4'-ニトロ-メタ-トルエンスルホンアニリド	フルスルファミド	106917-52-6	第一種
636	1-192	O-(2,6-ジクロロ-パラ-トリル)O, O-ジメチル=ホスホロチオアート	トルクロホスメチル	57018-04-9	第一種
637	1-195	1-(2,4-ジクロロフェニル)-N-(2,4-ジフルオロフェニル)-N-イソプロピル-5-オキソ-4,5-ジヒドロ-1H-1,2,4-トリアゾール-4-カルボキサミド	イプフェンカルバゾン	212201-70-2	第一種
638	1-196	N-(3,5-ジクロロフェニル)-1,2-ジメチルシクロプロパン-1,2-ジカルボキサミド	プロシミドン	32809-16-8	第一種
639	1-203	2,3-ジクロロ-N-4-フルオロフェニルマレイミド	フルオルイミド	41205-21-4	第一種
640	1-214	2-(2,4-ジクロロ-3-メチルフェノキシ)プロピオンアニリド	クロメブロップ	84496-56-0	第一種
641	1-223	(3R,4S,5S,6R,7R,9R,11R,12R,13S,14R)-4-[(2,6-ジデオキシ-3-C-メチル-3-O-メチル-アルファ-L-リボ-ヘキソピラノシル)オキシ]-14-エチル-12,13-ジヒドロキシ-7-メトキシ-3,5,7,9,11,13-ヘキサメチル-6-[[3,4,6-トリデオキシ-3-(ジメチルアミノ)-ペター-D-キシロ-ヘキソピラノシル]オキシ]オキサシクロテトラデカン-2,10-ジオン	クラリスロマイシン	81103-11-9	第一種
642	1-224	ジデシル(ジメチル)アンモニウム塩			第一種
643	1-225	四ナトリウム=5,8-ビス(カルボジチオアト)-2,5,8,11,14-ペンタアザペンタデカンビス(ジチオアト)		426821-53-6	第一種
644	1-230	5,5-ジフェニル-2,4-イミダゾリジンジオン		57-41-0	第一種
645	1-233	4-(2,2-ジフルオロ-1,3-ベンゾジオキソール-4-イル)-1H-ピロール-3-カルボニトリル	フルジオキソニル	131341-86-1	第一種
646	1-234	N,N-ジプロピルチオカルバミン酸=ベンジル	プロスルホカルブ	52888-80-9	第一種
647	1-239	2',6'-ジプロモ-2-メチル-4'-トリフルオロメトキシ-4-トリフルオロメチル-1,3-チアゾール-5-カルボキサニリド	チフルザミド	130000-40-7	第一種
648	1-244	(4S,4aR,5S,5aR,6S,12aS)-4-(ジメチルアミノ)-3,5,6,10,12,12a-ヘキサヒドロキシ-6-メチル-1,11-ジオキソ-1,4,4a,5,5a,6,11,12a-オクタヒドロテトラセン-2-カルボキサミド	オキシテトラサイクリン	79-57-2	第一種

管理番号	政令番号 又は 条号番号	管理化学物質名	別名	CAS番号	種別
649	1-246	3-(3,3-ジメチルウレイド)フェニル=ターシャリーブチルカルバマート	カルブチレート	4849-32-5	第一種
650	1-247	(2E)-3,7-ジメチルオクタ-2,6-ジエニル=アセター	酢酸ゲラニル	105-87-3	第一種
651	1-248	N,N-ジメチルオクタデシルアミン		124-28-7	第一種
652	1-249	3,7-ジメチルオクタ-3-オール		78-69-3	第一種
653	1-256	ジメチル(1-フェニルエチル)ベンゼン			第一種
654	1-258	3,3-ジメチルブタン酸=3-メシチル-2-オキソ-1-オキサスピロ[4.4]ノナ-3-エン-4-イル	スピロメシフェン	283594-90-1	第一種
655	1-259	(RS)-N-[2-(1,3-ジメチルブチル)-3-チエニル]-1-メチル-3-(トリフルオロメチル)-1H-ピラゾール-4-カルボキサミド	ペンチオピラド	183675-82-3	第一種
656	1-261	2'-[[(RS)-1,3-ジメチルブチル]-5-フルオロ-1,3-ジメチルピラゾール-4-カルボキサニリド	ペンフルフェン	494793-67-8	第一種
657	1-262	2,2-ジメチルプロパン酸=(E)-2-(4-ターシャリーブチルフェニル)-2-シアノ-1-(1,3,4-トリメチルピラゾール-5-イル)ビニル	シエノピラフェン	560121-52-0	第一種
658	1-263	N-(1,2-ジメチルプロピル)-N-エチルチオカルバミン酸S-ベンジル	エスプロカルブ	85785-20-2	第一種
659	1-265	2,2-ジメチル-3-メチリデンピシクロ[2.2.1]ヘプタン	カンフェン	79-92-5	第一種
660	1-266	N'-[[1,1-ジメチル-2-(メチルスルホニル)エチル]-3-ヨード-N-[2-メチル-4-[1,2,2,2-テトラフルオロ-1-(トリフルオロメチル)エチル]フェニル]フタルアミド	フルベンジアミド	272451-65-7	第一種
661	1-267	1,2-ジメトキシエタン		110-71-4	第一種
662	1-268	アルファー(4,6-ジメトキシ-2-ピリミジニルカルバモイルスルファモイル)-オルト-トルイル酸メチル	ベンスルフロメチル	83055-99-6	第一種
663	1-269	(RS)-7-(4,6-ジメトキシピリミジン-2-イルチオ)-3-メチル-2-ベンゾフラン-1(3H)-オン	ピリフタリド	135186-78-6	第一種
664	1-274	有機スズ化合物(ビス(トリブチルスズ)=オキシドを除く。)			第一種
665	1-276	セリウム及びその化合物			第一種
666	1-279	タリウム及びその化合物			第一種
667	1-280	炭化けい素			第一種
668	1-281	炭酸リチウム		554-13-2	第一種
669	1-283	チオシアン酸銅(Ⅰ)		1111-67-7	第一種
670	1-285	チオリン酸O-4-シアノフェニル-O, O-ジメチル	シアノホス又はCYAP	2636-26-2	第一種
671	1-292	1,1'-[[(1R,2R,3S,4R,5R,6S)-4-[[5-デオキシ-2-O-[2-デオキシ-2-(メチルアミノ)-アルファー-L-グルコピラノシル]-3-C-ホルミル-アルファー-L-リキソフランシル]オキシ]-2,5,6-トリヒドロキシシクロヘキサ-1,3-ジイル]ジグアニジン	ストレプトマイシン	57-92-1	第一種
672	1-293	(2R,3aS,5aR,5bS,9S,13S,14R,16aS,16bR)-2-[[(6-デオキシ-2,3,4-トリ-O-メチル-アルファー-L-マンノピラノシル)オキシ]-1,3-[[4-(ジメチルアミノ)-2,3,4,6-テトラデオキシ-ベータ-D-エリトロ-ヘキソピラノシル]オキシ]-9-エチル-14-メチル-2,3,3a,5a,5b,6,9,10,11,12,13,14,16a,16b-テトラデカヒドロ-1H-a-s-インダセノ[3,2-d]オキサシクロデシン-7,15-ジオン(別名スピノシンA)及び(2S,3aR,5aS,5bS,9S,13S,14R,16aS,16bS)-2-[[(6-デオキシ-2,3,4-トリ-O-メチル-アルファー-L-マンノピラノシル)オキシ]-1,3-[[4-(ジメチルアミノ)-2,3,4,6-テトラデオキシ-ベータ-D-エリトロ-ヘキソピラノシル]オキシ]-9-エチル-4,14-ジメチル-2,3,3a,5a,5b,6,9,10,11,12,13,14,16a,16b-テトラデカヒドロ-1H-a-s-インダセノ[3,2-d]オキサシクロデシン-7,15-ジオン(別名スピノシンD)の混合物	スピノサド	168316-95-8	第一種
673	1-294	デカナール	デシルアルデヒド	112-31-2	第一種
674	1-302	テトラヒドロフラン		109-99-9	第一種
675	1-304	テトラフルオロエチレン		116-14-3	第一種
676	1-305	2,2,3,3-テトラフルオロプロピオン酸ナトリウム	テトラピオン又はフルプロバネートナトリウム塩	22898-01-7	第一種
677	1-307	テトラメチルアンモニウム=ヒドロキシド			第一種
678	1-310	1-[[(1R,2R,5S,7R)-2,6,6,8-テトラメチルトリシクロ[5.3.1.0(1,5)]ウンデカ-8-エン-9-イル]エタノン		32388-55-9	第一種

管理番号	政令番号 又は 条例番号	管理化学物質名	別名	CAS番号	種別
679	1-311	テルル及びその化合物			第一種
680	1-316	ドデカン-1-チオール		112-55-0	第一種
681	1-317	2-(N-ドデシル-N, N-ジメチルアンモニオ)アセタート		683-10-3	第一種
682	1-319	1, 3, 5-トリアジン-2, 4, 6-トリアミン	メラミン	108-78-1	第一種
683	1-320	トリイソプロパノールアミン		122-20-3	第一種
684	1-322	トリオクチルアミン		1116-76-3	第一種
685	1-333	N-(トリクロロメチルチオ)-1, 2, 3, 6-テトラヒドロフタルイミド	キャプタン	133-06-2	第一種
686	1-334	トリシクロ[5.2.1.0(2,6)]デカ-4-エン-3-イル=プロピオナート		68912-13-0	第一種
687	1-338	トリメチルアミン		75-50-3	第一種
688	1-339	トリメチル(オクタデシル)アンモニウムの塩			第一種
689	1-340	(E)-4-(2, 6, 6-トリメチルシクロヘキサ-1-エン-1-イル)プタ-3-エン-2-オン		79-77-6	第一種
690	1-341	N, N, N-トリメチルドデカン-1-アミニウムの塩			第一種
691	1-342	トリメチルベンゼン		95-63-6, 108-67-8, 526-73-8, 25551-13-7	第一種
692	1-343	2, 4, 4-トリメチルペンタ-1-エン及び2, 4, 4-トリメチルペンタ-2-エンの混合物		97593-00-5	第一種
693	1-344	トリメトキシ-[3-(オキシラン-2-イルメトキシ)プロピル]シラン		2530-83-8	第一種
694	1-348	ナトリウム=アルケンスルホナート(アルケンの炭素数が14から16までのもの及びその混合物に限る。)及びナトリウム=ヒドロキシアルカンスルホナート(アルカンの炭素数が14から16までのもの及びその混合物に限る。)並びにこれらの混合物			第一種
695	1-349	ナトリウム=1-オキソ-1ラムダ(5)-ビリジ-2-チオラート		3811-73-2	第一種
696	1-350	ナトリウム=(ドデカノイルオキシ)ベンゼンスルホナート		88380-00-1	第一種
697	1-353	鉛及びその化合物			特定第一種
698	1-356	ニトロロ三酢酸及びそのナトリウム塩		139-13-9	第一種
699	1-364	パラホルムアルデヒド		30525-89-4	第一種
700	1-365	ビス(アルキル)(ジメチル)アンモニウムの塩(アルキル基の構造が直鎖であり、かつ、当該アルキル基の炭素数が12, 14, 16, 18又は20のもの及びその混合物に限る。)			第一種
701	1-366	2, 4-ビス(イソプロピルアミノ)-6-メチルチオ-1, 3, 5-トリアジン	プロメトリン	7287-19-6	第一種
702	1-368	ビス(2-エチルヘキシル)=(Z)-プタ-2-エンジオアート		142-16-5	第一種
703	1-372	ビス(2-スルフィドビリジ-1-オラト)銅		14915-37-8	第一種
704	1-373	(T-4)-ビス[2-(チオキソ-カッパS)-ビリジ-1(2H)-オラト-カッパO]亜鉛(II)		13463-41-7	第一種
705	1-374	ビス(2, 2, 6, 6-テトラメチル-4-ビペリジル)=セバケート		52829-07-9	第一種
706	1-375	ビス(トリブチルスズ)=オキシド		56-35-9	特定第一種
707	1-376	N, N-ビス(2-ヒドロキシエチル)アルカンアミド(アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が8, 10, 12, 14, 16又は18のもの及びその混合物に限る。)、(Z)-N, N-ビス(2-ヒドロキシエチル)オクタデカ-9-エンアミド及び(9Z, 12Z)-N, N-ビス(2-ヒドロキシエチル)オクタデカ-9, 12-ジエンアミド並びにこれらの混合物			第一種
708	1-380	(1-ヒドロキシエタン-1, 1-ジイル)ジホスホン酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩			第一種
709	1-385	ビペロナル	ヘリオトロピン	120-57-0	第一種
710	1-394	フタル酸ジオクチル		117-84-0	第一種
711	1-398	2-ターシャリ-ブチルアミノ-4-シクロプロピルアミノ-6-メチルチオ-1, 3, 5-トリアジン		28159-98-0	第一種
712	1-400	ターシャリ-ブチル=2-エチルペルオキシヘキサノアート		3006-82-4	第一種
713	1-405	2-ターシャリ-ブチルシクロヘキシル=アセタート		88-41-5	第一種
714	1-406	4-ターシャリ-ブチルシクロヘキシル=アセタート		32210-23-4	第一種
715	1-408	1-(5-ターシャリ-ブチル-1, 3, 4-チアジアゾール-2-イル)-1, 3-ジメチル尿素	テブチウロン	34014-18-1	第一種
716	1-409	2-(4-ターシャリ-ブチルフェニル)-2-シアノ-3-オキソ-3-(2-トリフルオロメチルフェニル)プロパン酸=2-メトキシエチル	シフルメトフェン	400882-07-7	第一種
717	1-410	3-(4-ターシャリ-ブチルフェニル)プロパノール		18127-01-0	第一種
718	1-411	3-(4-ターシャリ-ブチルフェニル)-2-メチルプロパノール		80-54-6	第一種
719	1-412	2-ターシャリ-ブチルフェノール		88-18-6	第一種
720	1-416	2-ターシャリ-ブチルキシアタノール		7580-85-0	第一種
721	1-418	フルフラール		98-01-1	第一種

管理番号	政令番号 又は 条例番号	管理化学物質名	別名	CAS番号	種別
722	1-421	4-ブromo-2-(4-クロロフェニル)-1-エトキシメチル-5-(トリフルオロメチル)ピロール-3-カルボニトリル	クロルフェナピル	122453-73-0	第一種
723	1-422	3-ブromo-N-[4-クロロ-2-メチル-6-(メチルカルバモイル)フェニル]-1-(3-クロロピリジン-2-イル)-1H-ピラゾール-5-カルボキサミド	クロラントラニプリロール	500008-45-7	第一種
724	1-426	3-(3-ブromo-6-フルオロ-2-メチルインドール-1-イルスルホニル)-N,N-ジメチル-1,2,4-トリアゾール-1-スルホンアミド	アミスルプロム	348635-87-0	第一種
725	1-432	ヘキサヒドロ-1,3,5-トリス(2-ヒドロキシエチル)-1,3,5-トリアジン		4719-04-4	第一種
726	1-433	4,6,6,7,8,8-ヘキサメチル-1,3,4,6,7,8-ヘキサヒドロシクロペンタ[g]イソクロメン		1222-05-5	第一種
727	1-437	ヘキサンジヒドラジド		1071-93-8	第一種
728	1-438	ヘキシル=2-ヒドロキシベンジアート		6259-76-3	第一種
729	1-439	1-ヘキセン		592-41-6	第一種
730	1-441	1,4,5,6,7,8,8-ヘプタクロロ-2,3-エポキシ-2,3,3a,4,7,7a-ヘキサヒドロ-4,7-メタノ-1H-インデン	ヘプタクロルエポキシンド	1024-57-3	第一種
731	1-442	ヘプタン		142-82-5	第一種
732	1-443	5-ヘプチルオキシラン-2-オン		104-67-6	第一種
733	1-446	ペルフルオロオクタ酸(別名PFOA)及びその塩			第一種
734	1-449	2-ベンジリデンオクタナール		101-86-0	第一種
735	1-454	3-(1,3-ベンジジオキソール-5-イル)-2-メチルプロパナール		1205-17-0	第一種
736	1-466	無水酢酸		108-24-7	第一種
737	1-472	メチルイソブチルケトン		108-10-1	第一種
738	1-473	メチル=2-(3-オキソ-2-ベンチルシクロペンチル)アセタート		24851-98-7	第一種
739	1-474	2-[メチル-[Z]-オクタデカ-9-エノイル]アミノ]酢酸	オレオイルザルコシン	110-25-8	第一種
740	1-480	N-メチルジチオカルバミン酸ナトリウム	メタムナトリウム塩	137-42-8	第一種
741	1-481	N-メチルジデカン-1-イルアミン		7396-58-9	第一種
742	1-483	2-メチルチオ-4-エチルアミノ-6-(1,2-ジメチルプロピルアミノ)-s-トリアジン	ジメタメトリン	22936-75-0	第一種
743	1-484	メチル=ドデカノアート		111-82-0	第一種
744	1-485	(E)-3-メチル-4-(2,6,6-トリメチルシクロヘキサ-2-エン-1-イル)ブタ-3-エン-2-オン		127-51-5	第一種
745	1-487	(RS)-1-メチル-2-ニトロ-3-(テトラヒドロ-3-フリルメチル)グアニジン	ジノテフラン	165252-70-0	第一種
746	1-489	N-メチル-2-ピロリドン		872-50-4	第一種
747	1-490	2-メチルプロパン-2-チオール		75-66-1	第一種
748	1-492	3-メチルペンタ-3-エン-2-オンと3-メチリデン-7-メチルオクタ-1,6-ジエンの反応生成物であって、1-(2,3,8,8-テトラメチル-1,2,3,4,5,6,7,8-オクタヒドロ-2-ナフチル)エタノン、1-(2,3,8,8-テトラメチル-1,2,3,4,6,7,8,8a-オクタヒドロ-2-ナフチル)エタノン及び1-(2,3,8,8-テトラメチル-1,2,3,5,6,7,8,8a-オクタヒドロ-2-ナフチル)エタノンの混合物を80重量パーセント以上含有するもの			第一種
749	1-499	3-メトキシアニリン		536-90-3	第一種
750	1-500	(E)-2-メトキシイミノ-N-メチル-2-(2-フェノキシフェニル)アセトアミド	メトミノストロピン	133408-50-1	第一種
751	1-501	2-(2-メトキシエトキシ)エタノール		111-77-3	第一種
752	1-504	1-メトキシ-2-(2-メトキシエトキシ)エタン		111-96-6	第一種
753	1-506	硫化(2,4,4-トリメチルペンテン)		68515-88-8	第一種
754	1-507	硫酸ジメチル		77-78-1	第一種

(注)「種別」欄に記載した「特定第一種」、「第一種」及び「条第一種」は、化管法における「特定第一種指定化学物質」、「第一種指定化学物質」及び府条例における「第一種管理化学物質」を示す。

②第二種管理化学物質（取扱量及び排出量・移動量の届出の対象外とする化学物質）

管理番号	政令番号 又は 条例番号	管理化学物質名	別名	CAS番号	種別
6	2-001	アクリル酸2-ヒドロキシエチル		818-61-1	第二種
19	2-003	1-アミノ-9, 10-アントラキノン		82-45-1	第二種
42	2-006	2-イミダゾリジンチオン		96-45-7	第二種
43	2-007	1, 1'-[イミノジ(オクタメチレン)]ジグアニジン	イミノクタジン	13516-27-3	第二種
67	2-011	2, 3-エポキシ-1-プロパノール		556-52-5	第二種
70	2-012	エマメクチン安息香酸塩	エマメクチンB1a 安息香酸塩及びエマ メクチンB1b安息 香酸塩の混合物	155569-91-8	第二種
109	2-020	オルトクロトレン		95-49-8	第二種
110	2-021	パラクロトレン		106-43-4	第二種
114	2-023	(RS)-2-[2-(3-クロロフェニル)-2, 3-エポキシ プロピル]-2-エチルインダン-1, 3-ジオン	インダノファン	133220-30-1	第二種
116	2-024	(4RS, 5RS)-5-(4-クロロフェニル)-N-シクロヘ キシル-4-メチル-2-オキソ-1, 3-チアゾリジン-3-カル ボキサミド	ヘキシチアゾクス	78587-05-0	第二種
118	2-028	2-(4-クロロフェニル)-2-(1H-1, 2, 4-トリア ゾール-1-イルメチル)ヘキサニトリル	マイクロブタニル	88671-89-0	第二種
119	2-030	(RS)-4-(4-クロロフェニル)-2-フェニル-2-(1 H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イルメチル)ブチロニトリル	フェンブコナゾール	114369-43-6	第二種
131	2-033	3-クロロ-2-メチル-1-プロペン		563-47-3	第二種
137	2-036	シアナミド		420-04-2	第二種
138	2-037	(RS)-2-シアノ-N-[(R)-1-(2, 4-ジクロロ フェニル)エチル]-3, 3-ジメチルブチラミド	ジクロシメット	139920-32-4	第二種
139	2-040	(S)-アルファーシアノ-3-フェノキシベンジル=(1R, 3 S)-2, 2-ジメチル-3-(1, 2, 2, 2-テトラプロモエ チル)シクロプロパンカルボキシラート	トラロメトリン	66841-25-6	第二種
140	2-041	(RS)-アルファーシアノ-3-フェノキシベンジル=2, 2, 3, 3-テトラメチルシクロプロパンカルボキシラート	フェンプロバトリン	39515-41-8	第二種
155	2-045	N-(シクロヘキシルチオ)フタルイミド		17796-82-6	第二種
170	2-049	(RS)-2-(2, 4-ジクロロフェニル)-3-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イル)プロピル=1, 1, 2, 2-テ トラフルオロエチルエーテル	テトラコナゾール	112281-77-3	第二種
189	2-051	N, N-ジシクロヘキシル-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミ ド		4979-32-2	第二種
193	2-052	ジチオりん酸O, O-ジエチル-S-(2-エチルチオエチル)	エチルチオメトン又 はジスルホトン	298-04-4	第二種
204	2-055	ジフェニルエーテル		101-84-8	第二種
205	2-056	1, 3-ジフェニルグアニジン		102-06-7	第二種
216	2-058	N, N-ジメチルアニリン		121-69-7	第二種
234	2-065	臭素		7726-95-6	第二種
235	2-066	臭素酸の水溶性塩			第二種
253	2-067	チオりん酸O-4-プロモ-2-クロロフェニル-O-エチル-S -プロピル	プロフェノホス	41198-08-7	第二種
276	2-069	3, 6, 9-トリアザウンデカン-1, 11-ジアミン	テトラエチレンベン タミン	112-57-2	第二種
278	2-070	トリエチレンテトラミン		112-24-3	第二種
291	2-071	1, 3, 5-トリス(2, 3-エポキシプロピル)-1, 3, 5- トリアジン-2, 4, 6(1H, 3H, 5H)-トリオン		2451-62-9	第二種
294	2-074	2, 4, 6-トリプロモフェノール		118-79-6	第二種
295	2-076	3, 5, 5-トリメチル-1-ヘキサノール		3452-97-9	第二種
301	2-077	トルエンジアミン		25376-45-8	第二種
306	2-078	二アクリル酸ヘキサメチレン		13048-33-4	第二種
315	2-080	オルト-ニトロトルエン		88-72-2	第二種
330	2-083	ビス(1-メチル-1-フェニルエチル)ペルオキシド		80-43-3	第二種
334	2-087	4-ヒドロキシ安息香酸メチル		99-76-3	第二種
338	2-088	2-ビニルピリジン		100-69-6	第二種
352	2-092	フタル酸ジアリル		131-17-9	第二種
353	2-094	フタル酸ジエチル		84-66-2	第二種
359	2-097	ブチル-2, 3-エポキシプロピルエーテル		2426-08-6	第二種
364	2-103	ターシャリーブチル=4-[[(1, 3-ジメチル-5-フェノ キシ-4-ピラゾリル)メチリデン]アミノオキシ]メチル]ベン ゾアート	フェンピロキシメー ト	134098-61-6	第二種
366	2-105	ターシャリーブチル=ヒドロペルオキシド		75-91-2	第二種
368	2-106	4-ターシャリーブチルフェノール		98-54-4	第二種
370	2-107	2-ターシャリーブチル-5-(4-ターシャリーブチルベンジ ルチオ)-4-クロロ-3(2H)-ピリダジノン	ピリダベン	96489-71-3	第二種
371	2-108	N-(4-ターシャリーブチルベンジル)-4-クロロ-3-エチ ル-1-メチルピラゾール-5-カルボキサミド	テブフェンピラド	119168-77-3	第二種

管理番号	政令番号 又は 条例番号	管理化学物質名	別名	CAS番号	種別
372	2-109	N-(ターシャリブチル)-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド		95-31-8	第二種
377	2-110	フラン		110-00-9	第二種
414	2-119	無水マレイン酸		108-31-6	第二種
417	2-120	メタクリル酸2,3-エポキシプロピル		106-91-2	第二種
419	2-121	メタクリル酸ブチル		97-88-1	第二種
429	2-122	メチル=3-クロロ-5-(4,6-ジメトキシ-2-ピリミジニルカルバモイルスルファモイル)-1-メチルピラゾール-4-カルボキシラート	ハロスルフロメチル	100784-20-1	第二種
432	2-123	3-メチル-1,5-ジ(2,4-キシリル)-1,3,5-トリアザペンタ-1,4-ジエン	アミトラズ	33089-61-1	第二種
434	2-127	メチル-N',N'-ジメチル-N-[メチルカルバモイル]オキシ]-1-チオオキササミミデート	オキサミル	23135-22-0	第二種
440	2-129	1-メチル-1-フェニルエチル=ヒドロペオキシド		80-15-9	第二種
452	2-132	2-メルカプトベンゾチアゾール		149-30-4	第二種
476	2-010	1,2-エポキシ-3-(トリロキシ)プロパン		26447-14-3	第二種
479	2-018	(RS)-1-[3-クロロ-4-(1,1,2-トリフルオロ-2-トリフルオロメトキシエトキシ)フェニル]-3-(2,6-ジフルオロベンゾイル)尿素	ノバルロン	116714-46-6	第二種
482	2-035	酢酸ベンジル		140-11-4	第二種
485	2-042	アルファシアノ-4-フルオロ-3-フェノキシベンジル=3-(2,2-ジクロロビニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート	シフルトリン	68359-37-5	第二種
488	2-046	1-(3,5-ジクロロ-2,4-ジフルオロフェニル)-3-(2,6-ジフルオロベンゾイル)尿素	テフルベンズロン	83121-18-0	第二種
489	2-047	1,3-ジクロロ-5,5-ジメチルイミダゾリジン-2,4-ジオン		118-52-5	第二種
493	2-048	N-(2,3-ジクロロ-4-ヒドロキシフェニル)-1-メチルシクロヘキサンカルボキサミド	フェンヘキサミド	126833-17-8	第二種
499	2-050	(RS)-1-[2,5-ジクロロ-4-(1,1,2,3,3,3-ヘキサフルオロプロポキシ)フェニル]-3-(2,6-ジフルオロベンゾイル)尿素	ルフェスロン	103055-07-8	第二種
501	2-053	ジナトリウム=4-アミノ-3-[4'-2,4-ジアミノフェニルアゾ]-1,1'-ビフェニル-4-イルアゾ]-5-ヒドロキシ-6-フェニルアゾ-2,7-ナフタレンジスルホナート	CIダイレクトブラック38	1937-37-7	第二種
553	2-125	6-メチル-1,3-ジチオ [4,5-b]キノキサリン-2-オン		2439-01-2	第二種
755	2-002	アクリル酸2-ヒドロキシプロピル		999-61-1	第二種
756	2-004	2-アミノ-3-クロロ-1,4-ナフトキノン	ACN	2797-51-5	第二種
757	2-005	イソプロピルアンモニウム=(RS)-2-(4-イソプロピル-4-メチル-5-オキソ-2-イミダゾリジン-2-イル)ニコチナート	イマザビル又はイマザビルイソプロピルアミン塩	81510-83-0	第二種
758	2-008	エチルメチルケトンペルオキシド		1338-23-4	第二種
759	2-009	6-エトキシ-1,2-ジヒドロ-2,2,4-トリメチルキノリン	エトキシキン	91-53-2	第二種
760	2-013	塩化ベンゾイル		98-88-4	第二種
761	2-014	オクタン		111-65-9	第二種
762	2-015	オクタン-1-チオール		111-88-6	第二種
763	2-016	(2-クロロエチル)トリメチルアンモニウムクロリド		999-81-5	第二種
764	2-017	クロロシクロヘキサン		542-18-7	第二種
765	2-019	1-[4-[2-クロロ-4-(トリフルオロメチル)フェノキシ]-2-フルオロフェニル]-3-(2,6-ジフルオロベンゾイル)尿素	フルフェノクスロン	101463-69-8	第二種
766	2-022	(E)-N-[6-クロロ-3-ピリジル]メチル]-N-エチル-N'-メチル-2-ニトロエチン-1,1-ジアミン	ニテンピラム	150824-47-8	第二種
767	2-025	N-(4-クロロフェニル)-1-シクロヘキセン-1,2-ジカルボキサミド	クロルフタリム	88402-43-1	第二種
768	2-026	1-(4-クロロフェニル)-3-(2,6-ジフルオロベンゾイル)尿素	ジフルベンズロン	35367-38-5	第二種
769	2-027	4-[3-(4-クロロフェニル)-3-(3,4-ジメトキシフェニル)アクリロイル]モルホリン	ジメトモルフ	110488-70-5	第二種
770	2-029	4-クロロフェニル=2,4,5-トリクロロフェニル=スルホン	テトラジホン	116-29-0	第二種
771	2-031	[2-[3-(4-クロロフェニル)プロピル]-2,4,4-トリメチル-1,3-オキサゾリジン-3-イル](1H-イミダゾール-1-イル)メタノン		134074-64-9	第二種
772	2-032	3-クロロ-1,2-プロパンジオール		96-24-2	第二種
773	2-034	(5-クロロ-2-メトキシ-4-メチルピリジン-3-イル)(2,3,4-トリメトキシ-6-メチルフェニル)メタノン	ピリオフェノン	688046-61-9	第二種
774	2-038	(RS)-アルファシアノ-3-フェノキシベンジル=N-(2-クロロ-アルファ,アルファ,アルファ-トリフルオロ-パラ-トリル)-D-バリナート	フルバリネート	102851-06-9	第二種

管理番号	政令番号 又は 条例番号	管理化学物質名	別名	CAS番号	種別
775	2-039	アルファーシアノ-3-フェノキシベンジル=3-(2,2-ジクロロビニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート	シベルメトリン	52315-07-8	第二種
776	2-043	1-[2-(シクロプロピルカルボニル)アニリノスルホニル]-3-(4,6-ジメトキシピリミジン-2-イル)尿素	シクロスルファミロン	136849-15-5	第二種
777	2-044	4-シクロプロピル-6-メチル-N-フェニルピリミジン-2-アミン	シプロジニル	121552-61-2	第二種
778	2-054	[3-(4,5-ジヒドロイソオキサゾール-3-イル)-4-メチル-2-メチルフェニル] (5-ヒドロキシ-1-メチルピラゾール-4-イル)メタノン		210631-68-8	第二種
779	2-057	2',4'-ジフルオロ-2-(3-トリフルオロメチルフェノキシ)ニコチンアニリド		83164-33-4	第二種
780	2-059	3,7-ジメチルオクタ-1,6-ジエン-3-イル=アセタート	酢酸リナリル	115-95-7	第二種
781	2-060	(E)-3,7-ジメチルオクタ-2,6-ジエン-1-オール	グラニオール	106-24-1	第二種
782	2-061	S,S'-ジメチル=2-ジフルオロメチル-4-イソブチル-6-トリフルオロメチルピリジン-3,5-ジカルボチオアート	ジチオビル	97886-45-8	第二種
783	2-062	N,N-ジメチルテトラデカン-1-アミン		112-75-4	第二種
784	2-063	(RS)-N-[2-(3,5-ジメチルフェノキシ)-1-メチルエチル]-6-(1-フルオロ-1-メチルエチル)-1,3,5-トリアジン-2,4-ジアミン	トリアジフラム	131475-57-5	第二種
785	2-064	2,2-ジメチルブタン酸=3-(2,4-ジクロロフェニル)-2-オキシノ-1-オキサスピロ[4.5]デカ-3-エン-4-イル	スピロジクロフェン	148477-71-8	第二種
786	2-068	デカヒドロナフタレン		91-17-8	第二種
787	2-072	1,3,5-トリス[3-(ジメチルアミノ)プロピル]ヘキサヒドロ-1,3,5-トリアジン		15875-13-5	第二種
788	2-073	2,4,6-トリニトロトルエン		118-96-7	第二種
789	2-075	(1R,2R,4R)-1,7,7-トリメチルビシクロ[2.2.1]ヘプタン-2-イル=アセタート及び(1S,2S,4S)-1,7,7-トリメチルビシクロ[2.2.1]ヘプタン-2-イル=アセタートの混合物	イソボルニル=アセテート	125-12-2	第二種
790	2-079	ニトロエタン		79-24-3	第二種
791	2-081	ノナン		111-84-2	第二種
792	2-082	2,2-ビス(プロモメチル)プロパン-1,3-ジオール	ジプロモネオペンチルグリコール	3296-90-0	第二種
793	2-084	ビス(りん酸)三亜鉛		7779-90-0	第二種
794	2-085	4-ヒドロキシ安息香酸プロピル	パラオキシ安息香酸プロピル	94-13-3	第二種
795	2-086	2-ヒドロキシ安息香酸(Z)-3-ヘキセニル		65405-77-8	第二種
796	2-089	2-フェノキシエチル=イソブチレート		103-60-6	第二種
797	2-090	フェノチアジン		92-84-2	第二種
798	2-091	ブター-2-イン-1,4-ジオール		110-65-6	第二種
799	2-093	フタル酸ジイソブチル		84-69-5	第二種
800	2-095	フタル酸ジトリデシル		119-06-2	第二種
801	2-096	N-ブチル-N-エチル-アルファ,アルファ,アルファ-トリフルオロ-2,6-ジニトロ-パラ-トルイジン	バスロジン又はベンフルラリン	1861-40-1	第二種
802	2-098	3-(5-ターシャリ-ブチル-1,2-オキサゾール-3-イル)-1,1-ジメチル尿素	イソウロン	55861-78-4	第二種
803	2-099	N-ブチルカルバミド酸=3-ヨード-2-プロピニル		55406-53-6	第二種
804	2-100	3-ターシャリ-ブチル-5-クロロ-6-メチルウラシル	ターバシル	5902-51-2	第二種
805	2-101	5-ターシャリ-ブチル-3-[2,4-ジクロロ-5-(プロパ-2-イン-1-イルオキシ)フェニル]-1,3,4-オキサジアゾール-2(3H)-オン	オキサジアアルギル	39807-15-3	第二種
806	2-102	1-(4-ターシャリ-ブチル-2,6-ジメチル-3,5-ジニトロフェニル)エタノン		81-14-1	第二種
807	2-104	1-ターシャリ-ブチル-1-(3,5-ジメチルベンゾイル)-2-(3-メトキシ-2-メチルベンゾイル)ヒドラジン	メトキシフェノジド	161050-58-4	第二種
808	2-111	4'-フルオロ-N-イソプロピル-2-(5-トリフルオロメチル-1,3,4-チアジアゾール-2-イルオキシ)アセトアニリド	フルフェナセット	142459-58-3	第二種
809	2-112	5-プロパン-1-イル-6-(2,5,8-トリオキサドデカン-1-イル)-1,3-ベンジジオキソール	ピペロニルプトキシド	51-03-6	第二種
810	2-113	3-プロモ-1-(3-クロロピリジン-2-イル)-N-[4-シアノ-2-メチル-6-(メチルカルバモイル)フェニル]-1H-ピラゾール-5-カルボキサミド	シアントラニプロール	736994-63-1	第二種
811	2-114	ヘキサフルオロプロペン		116-15-4	第二種
812	2-115	ヘキサ酸エチル	カブロン酸エチル	123-66-0	第二種
813	2-116	2-ベンジリデンヘプタナール		122-40-7	第二種
814	2-117	ベンゼン-1,2,4,5-テトラカルボン酸		89-05-4	第二種
815	2-118	ホルムアミド		75-12-7	第二種

管理番号	政令番号 又は 条例番号	管理化学物質名	別名	CAS番号	種別
816	2-124	2-(4-メチルシクロヘキサ-3-エン-1-イル)プロパン-2-イル=アセタート	酢酸テルピニル	80-26-2	第二種
817	2-126	4-メチル-2,4-ジフェニルペンター-1-エン		6362-80-7	第二種
818	2-128	2-メチル-N-[4-ニトロ-3-(トリフルオロメチル)フェニル]プロパンアミド	フルタミド	13311-84-7	第二種
819	2-130	7-メチル-3-メチレンオクター-1,6-ジエン	ミルセン	123-35-3	第二種
820	2-131	2-メルカプトエタノール		60-24-2	第二種
821	2-133	ラクトニトリル		78-97-7	第二種
822	2-134	硫酸ジエチル		64-67-5	第二種
-	条 2-001	アンモニア		7664-41-7	条第二種
-	条 2-002	一酸化炭素		630-08-0	条第二種
-	条 2-003	一酸化窒素		10102-43-9	条第二種
-	条 2-004	一酸化二窒素		10024-97-2	条第二種
-	条 2-005	塩化アンモニウム		12125-02-9	条第二種
-	条 2-006	塩化水素		7647-01-0	条第二種
-	条 2-007	塩素		7782-50-5	条第二種
-	条 2-008	黄リン		12185-10-3	条第二種
-	条 2-009	五塩化リン		10026-13-8	条第二種
-	条 2-010	五酸化二窒素		10102-03-1	条第二種
-	条 2-011	三塩化リン		7719-12-2	条第二種
-	条 2-012	三酸化硫黄		7446-11-9	条第二種
-	条 2-013	三酸化二窒素		10544-73-7	条第二種
-	条 2-014	四酸化二窒素		10544-72-6	条第二種
-	条 2-015	硝酸		7697-37-2	条第二種
-	条 2-016	二酸化硫黄		7446-09-5	条第二種
-	条 2-017	二酸化窒素		10102-44-0	条第二種
-	条 2-018	フッ化珪素		7783-61-1	条第二種
-	条 2-019	フッ素		7782-41-4	条第二種
-	条 2-020	ホスゲン		75-44-5	条第二種
-	条 2-021	メルカプタン類(化管法第二条第二項に規定する第一種指定化学物質及び同条第三項に規定する第二種指定化学物質を除く。)			条第二種
-	条 2-022	硫化水素		7783-06-4	条第二種
-	条 2-023	硫酸		7664-93-9	条第二種
-	条 2-024	リン化水素		7803-51-2	条第二種
-	条 2-025	リン酸		7664-38-2	条第二種

(注)「種別」欄に記載した「第二種」及び「条第二種」は、化管法における「第二種指定化学物質」及び府条例における「第二種管理化学物質」を示す。

③改正前^{※1}の第一種管理化学物質

管理番号	改正前 ^{※1} の政令番号又は条例番号	管理化学物質名	別名	CAS番号	改正前 ^{※1} の種別	改正後 ^{※1}		名称変更 ^{※2}	備考
						種別	政令番号又は条例番号		
1	1-001	亜鉛の水溶性化合物			第一種	第一種	1-001		
2	1-002	アクリルアミド		79-06-1	第一種	第一種	1-003		
3	1-003	アクリル酸エチル		140-88-5	第一種	第一種	1-004		
4	1-004	アクリル酸及びその水溶性塩			第一種	第一種	1-006		
5	1-005	アクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル		2439-35-2	第一種	第一種	1-007		
6	1-006	アクリル酸2-ヒドロキシエチル		818-61-1	第一種	第二種	2-001		
7	1-007	アクリル酸ノルマルブチル		141-32-2	第一種	第一種	1-009	○	「アクリル酸ブチル」に名称変更
8	1-008	アクリル酸メチル		96-33-3	第一種	第一種	1-010		
9	1-009	アクリロニトリル		107-13-1	第一種	第一種	1-011		
10	1-010	アクロレイン		107-02-8	第一種	第一種	1-012		
11	1-011	アジ化ナトリウム		26628-22-8	第一種	—	—		
12	1-012	アセトアルデヒド		75-07-0	第一種	特定第一種	1-017		
13	1-013	アセトニトリル		75-05-8	第一種	—	—		
14	1-014	アセトンシアノヒドリン		75-86-5	第一種	第一種	1-018		
15	1-015	アセナフテン		83-32-9	第一種	第一種	1-019		
16	1-016	2,2'-アゾビスイソブチロニトリル		78-67-1	第一種	—	—		
17	1-017	o-アニシジン		90-04-0	第一種	—	—		
18	1-018	アニリン		62-53-3	第一種	第一種	1-020		
19	1-019	1-アミノ-9,10-アントラキノン		82-45-1	第一種	第二種	2-003		
20	1-020	2-アミノエタノール		141-43-5	第一種	第一種	1-021		
21	1-021	5-アミノ-4-クロロ-2-フェニルピリダジン-3(2H)-オン	クロリダゾン	1698-60-8	第一種	第一種	1-022		
22	1-022	5-アミノ-1-[2,6-ジクロロ-4-(トリフルオロメチル)フェニル]-3-シアノ-4-[(トリフルオロメチル)スルフィニル]ピラゾール	フィプロニル	120068-37-3	第一種	第一種	1-023		
23	1-023	p-アミノフェノール		123-30-8	第一種	第一種	1-025		
24	1-024	m-アミノフェノール		591-27-5	第一種	—	—		
25	1-025	4-アミノ-6-ターシャリ-ブチル-3-メチルチオ-1,2,4-トリアジン-5(4H)-オン	メトリブジン	21087-64-9	第一種	第一種	1-026		
26	1-026	3-アミノ-1-プロパン		107-11-9	第一種	—	—		
27	1-027	4-アミノ-3-メチル-6-フェニル-1,2,4-トリアジン-5(4H)-オン	メタミトロン	41394-05-2	第一種	第一種	1-027		
28	1-028	アリルアルコール		107-18-6	第一種	第一種	1-028		
29	1-029	1-アリルオキシ-2,3-エポキシプロパン		106-92-3	第一種	第一種	1-029		
30	1-030	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。)			第一種	第一種	1-045		
31	1-031	アンチモン及びその化合物			第一種	第一種	1-048		
32	1-032	アントラセン		120-12-7	第一種	第一種	1-049		
33	1-033	石棉		1332-21-4	特定第一種	特定第一種	1-051		
34	1-034	3-イソシアナトメチル-3,5,5-トリメチルシクロヘキシルイソシアネート		4098-71-9	第一種	第一種	1-053		
35	1-035	イソブチルアルデヒド		78-84-2	第一種	—	—		
36	1-036	イソブレン		78-79-5	第一種	第一種	1-054		
37	1-037	4,4'-イソプロピリデンジフェノール	ビスフェノールA	80-05-7	第一種	第一種	1-055		
38	1-038	2,2'-[イソプロピリデンビス[(2,6-ジプロモ-4,1-フェニレン)オキシ]]ジエタノール		4162-45-2	第一種	—	—		
39	1-039	N-イソプロピルアミノホスホン酸O-エチル-O-(3-メチル-4-メチルチオフェニル)	フェナミホス	22224-92-6	第一種	—	—		
40	1-040	イソプロピル=2-(4-メトキシフェニル-3-イル)ヒドラジノホルマート	ビフェナゼート	149877-41-8	第一種	第一種	1-059		
41	1-041	3'-イソプロポキシ-2-トリフルオロメチルペンゼンニトリド	フルトラニル	66332-96-5	第一種	第一種	1-060		
42	1-042	2-イミダゾリジンチオン		96-45-7	第一種	第二種	2-006		
43	1-043	1,1'-[イミノジ(オクタメチレン)]ジグアニジン	イミノクタジン	13516-27-3	第一種	第二種	2-007		
44	1-044	インジウム及びその化合物			第一種	第一種	1-062		
45	1-045	エタンチオール		75-08-1	第一種	—	—		
46	1-046	エチル=2-[4-(6-クロロ-2-キノキサリニルオキシ)フェノキシ]プロピオナート	キザロホップエチル	76578-14-8	第一種	第一種	1-064		
47	1-047	0-エチル=0-(6-ニトロ-m-トリル)=sec-ブチルホスホリアミドチオアート	プタミホス	36335-67-8	第一種	第一種	1-068		
48	1-048	0-エチル=0-4-ニトロフェニル=フェニルホスホリアート	EPN	2104-64-5	第一種	第一種	1-069		
49	1-049	N-(1-エチルプロピル)-2,6-ジニトロ-3,4-キシリジン	ペンディメタリン	40487-42-1	第一種	第一種	1-070		
50	1-050	S-エチル=ヘキサヒドロ-1H-アゼピン-1-カルボチオアート	モリネート	2212-67-1	第一種	第一種	1-071		
51	1-051	2-エチルヘキササン酸		149-57-5	第一種	—	—		
52	1-052	エチル=(Z)-3-(N-ベンジル-N-{[メチル(1-メチルチオエチリデンアミノ)オキシカルボニル]アミノ]チオ}アミノ)プロピオナート	アラニカルブ	83130-01-2	第一種	第一種	1-072		
53	1-053	エチルベンゼン		100-41-4	第一種	第一種	1-073		
54	1-054	O-エチル=S-1-メチルプロピル=(2-オキシ-3-チアゾリジニル)ホスホノチオアート	ホスチアゼート	98886-44-3	第一種	第一種	1-074		
55	1-055	エチレンイミン		151-56-4	第一種	—	—		
56	1-056	エチレンオキシド		75-21-8	特定第一種	特定第一種	1-075		
57	1-057	エチレングリコールモノエチルエーテル		110-80-5	第一種	第一種	1-076		

管理番号	改正前 ^{※1} の政令番号又は条例番号	管理化学物質名	別名	CAS番号	改正前 ^{※1} の種別	改正後 ^{※1}		名称変更 ^{※2}	備考
						種別	政令番号又は条例番号		
58	1-058	エチレングリコールモノメチルエーテル		109-86-4	第一種	第一種	1-077		
59	1-059	エチレンジアミン		107-15-3	第一種	第一種	1-079		
60	1-060	エチレンジアミン四酢酸		60-00-4	第一種	備考参照	備考参照		管理番号595（改正後政令番号1-080）に範囲拡大
61	1-061	N,N'-エチレンビス（ジチオカルバミン酸）マンガン	マンネブ	12427-38-2	第一種	第一種	1-081		
62	1-062	N,N'-エチレンビス（ジチオカルバミン酸）マンガンとN,N'-エチレンビス（ジチオカルバミン酸）亜鉛の錯化合物	マンコゼブ又はマンゼブ	8018-01-7	第一種	第一種	1-082		
63	1-063	1,1'-エチレン-2,2'-ビビリジニウム=ジプロミド	ジクアトジプロミド又はジクワット	85-00-7	第一種	第一種	1-083		
64	1-064	2-（4-エトキシフェニル）-2-メチルプロピル=3-フェノキシベンジルエーテル	エトフェンブロックス	80844-07-1	第一種	第一種	1-085		
65	1-065	エビクロロヒドリン		106-89-8	第一種	第一種	1-086		
66	1-066	1,2-エポキシブタン		106-88-7	第一種	第一種	1-087		
67	1-067	2,3-エポキシ-1-プロパノール		556-52-5	第一種	第二種	2-011		
68	1-068	1,2-エポキシプロパン	酸化プロピレン	75-56-9	第一種	第一種	1-088		
69	1-069	2,3-エポキシプロピルフェニルエーテル		122-60-1	第一種	—	—		
70	1-070	エマメクチン安息香酸塩	エマメクチンB1 a安息香酸塩及びエマメクチンB1 b安息香酸塩の混合物	155569-91-8	第一種	第二種	2-012		
71	1-071	塩化第二鉄		7705-08-0	第一種	—	—		
72	1-072	塩化パラフィン（炭素数が10から13までのもの及びその混合物に限る。）		85535-84-8	第一種	第一種	1-089		
73	1-073	1-オクタノール		111-87-5	第一種	第一種	1-094		
74	1-074	p-オクチルフェノール		1806-26-4	第一種	第一種	1-043	○	「パラ-アルキルフェノール（アルキル基の炭素数が8のものに限る。）」に名称変更
75	1-075	カドミウム及びその化合物			特定第一種	特定第一種	1-099		
76	1-076	ε-カプロラクタム		105-60-2	第一種	—	—		
77	1-077	カルシウムシアナミド		156-62-7	第一種	—	—		
78	1-078	2,4-キシレノール		105-67-9	第一種	第一種	1-101		
79	1-079	2,6-キシレノール		576-26-1	第一種	第一種	1-102		
80	1-080	キシレン		1330-20-7	第一種	第一種	1-103		
81	1-081	キノリン		91-22-5	第一種	第一種	1-104		
82	1-082	銀及びその水溶性化合物			第一種	第一種	1-105		
83	1-083	クメン		98-82-8	第一種	第一種	1-106		
84	1-084	グリオキサール		107-22-2	第一種	第一種	1-107		
85	1-085	グルタルアルデヒド		111-30-8	第一種	第一種	1-109		
86	1-086	クレゾール		1319-77-3	第一種	第一種	1-110		
87	1-087	クロム及び3価クロム化合物			第一種	第一種	1-111		
88	1-088	六価クロム化合物			特定第一種	特定第一種	1-112		
89	1-089	クロロアニリン		95-51-2 106-47-8 108-42-9	第一種	第一種	1-113		
90	1-090	2-クロロ-4-エチルアミノ-6-イソプロピルアミノ-1,3,5-トリアジン	アトラジン	1912-24-9	第一種	第一種	1-115		
91	1-091	2-（4-クロロ-6-エチルアミノ-1,3,5-トリアジン-2-イル）アミノ-2-メチルプロピオニトリル	シアナジン	21725-46-2	第一種	第一種	1-116		
92	1-092	4-クロロ-3-エチル-1-メチル-N-[4-（パラトリロキシ）ベンジル]ピラゾール-5-カルボキサミド	トルフェンピラド	129558-76-5	第一種	第一種	1-117		
93	1-093	2-クロロ-2'-エチル-N-（2-メトキシ-1-メチルエチル）-6'-メチルアセトアニリド	メトラクロール	51218-45-2	第一種	第一種	1-118		
94	1-094	クロロエチレン	塩化ビニル	75-01-4	特定第一種	特定第一種	1-120		
95	1-095	3-クロロ-N-（3-クロロ-5-トリフルオロメチル-2-ピリジル）-a,a,a-トリフルオロ-2,6-ジニトロ-p-トルイジン	フルアジナム	79622-59-6	第一種	第一種	1-121		
96	1-096	1-（（2-（2-クロロ-4-（4-クロロフェノキシ）フェニル）-4-メチル-1,3-ジオキシラン-2-イル）メチル）-1H-1,2,4-トリアゾール	ジフェノコナゾール	119446-68-3	第一種	第一種	1-122		
97	1-097	1-クロロ-2-（クロロメチル）ベンゼン		611-19-8	第一種	—	—		
98	1-098	クロロ酢酸		79-11-8	第一種	第一種	1-123		
99	1-099	クロロ酢酸エチル		105-39-5	第一種	—	—		
100	1-100	2-クロロ-2',6'-ジエチル-N-（2-プロポキシエチル）アセトアニリド	プレチラクロール	51218-49-6	第一種	第一種	1-124		
101	1-101	2-クロロ-2',6'-ジエチル-N-（メトキシメチル）アセトアニリド	アラクロール	15972-60-8	第一種	第一種	1-125		
102	1-102	1-クロロ-2,4-ジニトロベンゼン		97-00-7	第一種	—	—		
103	1-103	1-クロロ-1,1-ジフルオロエタン	HCFC-142b	75-68-3	第一種	第一種	1-129		
104	1-104	クロロジフルオロメタン	HCFC-22	75-45-6	第一種	第一種	1-130		
105	1-105	2-クロロ-1,1,1,2-テトラフルオロエタン	HCFC-124	2837-89-0	第一種	第一種	1-137		
106	1-106	クロロトリフルオロエタン	HCFC-133	1330-45-6	第一種	第一種	1-138		
107	1-107	クロロトリフルオロメタン	CFC-13	75-72-9	第一種	—	—		
108	1-108	（RS）-2-（4-クロロ-o-トリロキシ）プロピオン酸	メコプロップ	7085-19-0 93-65-2	第一種	第一種	1-139		
109	1-109	o-クロロトルエン		95-49-8	第一種	第二種	2-020		
110	1-110	p-クロロトルエン		106-43-4	第一種	第二種	2-021		
111	1-111	2-クロロ-4-ニトロアニリン		121-87-9	第一種	—	—		
112	1-112	2-クロロニトロベンゼン		88-73-3	第一種	—	—		

管理番号	改正前 ^{*1} の政令番号又は条号番号	管理化学物質名	別名	CAS番号	改正前 ^{*1} の種別	改正後 ^{*1}		名称変更 ^{*2}	備考
						種別	政令番号又は条号番号		
113	1-113	2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-1,3,5-トリアジン	シマジン又はCAT	122-34-9	第一種	第一種	1-140		
114	1-114	(RS)-2-[2-(3-クロロフェニル)-2,3-エポキシプロピル]-2-エチルインダン-1,3-ジオン	インダノファン	133220-30-1	第一種	第二種	2-023		
115	1-115	4-(2-クロロフェニル)-N-シクロヘキシル-N-エチル-4,5-ジヒドロ-5-オキソ-1H-テトラゾール-1-カルボキサミド	フェントラザミド	158237-07-1	第一種	第一種	1-144		
116	1-116	(4RS, 5RS)-5-(4-クロロフェニル)-N-シクロヘキシル-4-メチル-2-オキソ-1,3-チアゾリジン-3-カルボキサミド	ヘキシチアゾクス	78587-05-0	第一種	第二種	2-024		
117	1-117	(RS)-1-p-クロロフェニル-4,4-ジメチル-3-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イルメチル)ペンタン-3-オール	テブコナゾール	107534-96-3	第一種	第一種	1-145		
118	1-118	2-(4-クロロフェニル)-2-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イルメチル)ヘキサニトリル	マイクロブタニル	88671-89-0	第一種	第二種	2-028		
119	1-119	(RS)-4-(4-クロロフェニル)-2-フェニル-2-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イルメチル)ブチロニトリル	フェンブコナゾール	114369-43-6	第一種	第二種	2-030		
120	1-120	o-クロロフェノール		95-57-8	第一種	-	-		
121	1-121	p-クロロフェノール		106-48-9	第一種	第一種	1-146		
122	1-122	2-クロロプロピオン酸		598-78-7	第一種	-	-		
123	1-123	3-クロロプロペン	塩化アリル	107-05-1	第一種	第一種	1-147		
124	1-124	1-(2-クロロベンジル)-3-(1-メチル-1-フェニルエチル)ウレア	クミルロン	99485-76-4	第一種	第一種	1-148	○	「1-(2-クロロベンジル)-3-(1-メチル-1-フェニルエチル)尿素」に名称変更
125	1-125	クロロベンゼン		108-90-7	第一種	第一種	1-149		
126	1-126	クロロベンタフルオロエタン	CFC-115	76-15-3	第一種	第一種	1-150		
127	1-127	クロロホルム		67-66-3	第一種	第一種	1-151		
128	1-128	クロロメタン	塩化メチル	74-87-3	第一種	第一種	1-154		
129	1-129	4-クロロ-3-メチルフェノール		59-50-7	第一種	-	-		
130	1-130	(4-クロロ-2-メチルフェノキシ)酢酸	MCP又はMCPA	94-74-6	第一種	-	-		
131	1-131	3-クロロ-2-メチル-1-プロペン		563-47-3	第一種	第二種	2-033		
132	1-132	コバルト及びその化合物			第一種	第一種	1-156		
133	1-133	酢酸2-エトキシエチル	エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート	111-15-9	第一種	第一種	1-157		
134	1-134	酢酸ビニル		108-05-4	第一種	第一種	1-158		
135	1-135	酢酸2-メトキシエチル	エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート	110-49-6	第一種	第一種	1-160		
136	1-136	サリチルアルデヒド		90-02-8	第一種	-	-		
137	1-137	シアナミド		420-04-2	第一種	第二種	2-036		
138	1-138	(RS)-2-シアノ-N-[(R)-1-(2,4-ジクロロフェニル)エチル]-3,3-ジメチルブチラミド	ジクロシメット	139920-32-4	第一種	第二種	2-037		
139	1-139	(S)-α-アルファシアノ-3-フェノキシベンジル=(1R,3S)-2,2-ジメチル-3-(1,2,2,2-テトラプロモエチル)シクロプロパンカルボキシラート	トラロメトリン	66841-25-6	第一種	第二種	2-040		
140	1-140	(RS)-α-アルファシアノ-3-フェノキシベンジル=2,2,3,3-テトラメチルシクロプロパンカルボキシラート	フェンブプロバトリン	39515-41-8	第一種	第二種	2-041		
141	1-141	トランス-1-(2-シアノ-2-メトキシイミノアセチル)-3-エチルウレア	シモキサニル	57966-95-7	第一種	第一種	1-162	○	「トランス-1-(2-シアノ-2-メトキシイミノアセチル)-3-エチル尿素」に名称変更
142	1-142	2,4-ジアミノアニソール		615-05-4	第一種	-	-		
143	1-143	4,4'-ジアミノジフェニルエーテル		101-80-4	第一種	第一種	1-163		
144	1-144	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。)			第一種	第一種	1-164		
145	1-145	2-(ジエチルアミノ)エタノール		100-37-8	第一種	-	-		
146	1-146	O-2-ジエチルアミノ-6-メチルピリミジン-4-イル=O, O-ジメチル=ホスホロチオアート	ピリミホスメチル	29232-93-7	第一種	第一種	1-167		
147	1-147	N,N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジル	チオベンカルブ又はベンチオカーブ	28249-77-6	第一種	第一種	1-168		
148	1-148	N,N-ジエチル-3-(2,4,6-トリメチルフェニルスルホニル)-1H-1,2,4-トリアゾール-1-カルボキサミド	カフェンストロール	125306-83-4	第一種	第一種	1-169		
149	1-149	四塩化炭素		56-23-5	第一種	第一種	1-171		
150	1-150	1,4-ジオキサソラン		123-91-1	第一種	第一種	1-173		
151	1-151	1,3-ジオキサソラン		646-06-0	第一種	-	-		
152	1-152	1,3-ジカルバモイルチオ-2-(N,N-ジメチルアミノ)エプロパン	カルタップ	15263-53-3	第一種	第一種	1-174		
153	1-153	シクロヘキサ-1-エン-1,2-ジカルボキシイミドメチル=(1RS)-シス-トランス-2,2-ジメチル-3-(2-メチルプロパ-1-エニル)シクロプロパンカルボキシラート	テトラメトリン	7696-12-0	第一種	第一種	1-175		
154	1-154	シクロヘキシルアミン		108-91-8	第一種	第一種	1-178		
155	1-155	N-(シクロヘキシルチオ)フタルイミド		17796-82-6	第一種	第二種	2-045		
156	1-156	ジクロロアニリン		27134-27-6	第一種	第一種	1-180		
157	1-157	1,2-ジクロロエタン		107-06-2	第一種	第一種	1-181		
158	1-158	1,1-ジクロロエチレン	塩化ビニリデン	75-35-4	第一種	第一種	1-182		
159	1-159	cis-1,2-ジクロロエチレン		156-59-2	第一種	備考参照	備考参照		管理番号632(改正後政令番号1-183)に統合

管理番号	改正前 ^{*1} の政令番号又は条例番号	管理化学物質名	別名	CAS番号	改正前 ^{*1} の種別	改正後 ^{*1}		名称変更 ^{*2}	備考
						種別	政令番号又は条例番号		
160	1-160	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン		101-14-4	第一種	特定第一種	1-186		
161	1-161	ジクロロジフルオロメタン	CFC-12	75-71-8	第一種	第一種	1-187		
162	1-162	3,5-ジクロロ-N-(1,1-ジメチル-2-プロピニル)ベンズアミド	プロピザミド	23950-58-5	第一種	第一種	1-188		
163	1-163	ジクロロテトラフルオロエタン	CFC-114		第一種	第一種	1-189		
164	1-164	2,2-ジクロロ-1,1,1-トリフルオロエタン	HCFC-123	306-83-2	第一種	第一種	1-190		
165	1-165	2,4-ジクロロトルエン		95-73-8	第一種	—	—		
166	1-166	1,2-ジクロロ-4-ニトロベンゼン		99-54-7	第一種	—	—		
167	1-167	1,4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン		89-61-2	第一種	—	—		
168	1-168	3-(3,5-ジクロロフェニル)-N-イソプロピル-2,4-ジオキソイミダゾリジン-1-カルボキサミド	イブロジオン	36734-19-7	第一種	第一種	1-194		
169	1-169	3-(3,4-ジクロロフェニル)-1,1-ジメチル尿素	ジウロン又はDCMU	330-54-1	第一種	第一種	1-197		
170	1-170	(R S)-2-(2,4-ジクロロフェニル)-3-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イル)プロピル-1,1,2,2-テトラフルオロエチル=エーテル	テトラコナゾール	112281-77-3	第一種	第二種	2-049		
171	1-171	(2R S, 4R S)-1-[2-(2,4-ジクロロフェニル)-4-プロピル-1,3-ジオキサラン-2-イルメチル]-1H-1,2,4-トリアゾール及び(2R S, 4S R)-1-[2-(2,4-ジクロロフェニル)-4-プロピル-1,3-ジオキサラン-2-イルメチル]-1H-1,2,4-トリアゾールの混合物	プロピコナゾール	60207-90-1	第一種	第一種	1-198		
172	1-172	3-[1-(3,5-ジクロロフェニル)-1-メチルエチル]-3,4-ジヒドロ-6-メチル-5-フェニル-2H-1,3-オキサジン-4-オン	オキサジクロメホン	153197-14-9	第一種	第一種	1-199		
173	1-173	(R S)-3-(3,5-ジクロロフェニル)-5-メチル-5-ピニル-1,3-オキサゾリジン-2,4-ジオン	ピンクロソリン	50471-44-8	第一種	—	—		
174	1-174	3-(3,4-ジクロロフェニル)-1-メトキシ-1-メチル尿素	リニューロン	330-55-2	第一種	第一種	1-200		
175	1-175	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸	2,4-D又は2,4-PA	94-75-7	第一種	第一種	1-201		
176	1-176	1,1-ジクロロ-1-フルオロエタン	HCFC-141b	1717-00-6	第一種	第一種	1-202		
177	1-177	ジクロロフルオロメタン	HCFC-21	75-43-4	第一種	第一種	1-204		
178	1-178	1,2-ジクロロプロパン		78-87-5	第一種	特定第一種	1-206		
179	1-179	1,3-ジクロロプロペン	D-D	542-75-6	第一種	第一種	1-207		
180	1-180	3,3'-ジクロロベンジジン		91-94-1	第一種	—	—		
181	1-181	ジクロロベンゼン		95-50-1 106-46-7	第一種	第一種	1-208		
182	1-182	2-[4-(2,4-ジクロロベンゾイル)-1,3-ジメチル-5-ピラゾリルオキシ]アセトフェノン	ピラゾキシフェン	71561-11-0	第一種	第一種	1-209		
183	1-183	4-(2,4-ジクロロベンゾイル)-1,3-ジメチル-5-ピラゾリル=4-トルエンシルホナート	ピラゾレート	58011-68-0	第一種	第一種	1-210		
184	1-184	2,6-ジクロロベンゾニトリル	ジクロベニル又はDBN	1194-65-6	第一種	第一種	1-211		
185	1-185	ジクロロペンタフルオロプロパン	HCFC-225		第一種	第一種	1-212		
186	1-186	ジクロロメタン	塩化メチレン	75-09-2	第一種	第一種	1-213		
187	1-187	2,3-ジシアノ-1,4-ジチアアントラキノン	ジチアノン	3347-22-6	第一種	第一種	1-215		
188	1-188	N,N-ジシクロヘキシルアミン		101-83-7	第一種	第一種	1-216		
189	1-189	N,N-ジシクロヘキシル-2-ペンゾチアゾールスルフェンアミド		4979-32-2	第一種	第二種	2-051		
190	1-190	ジシクロペンタジエン		77-73-6	第一種	第一種	1-217		
191	1-191	1,3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル	イソプロチオラン	50512-35-1	第一種	第一種	1-218		
192	1-192	ジチオリン酸0-エチル-S,S-ジフェニル	エディフェンホス又はEDDP	17109-49-8	第一種	—	—		
193	1-193	ジチオリン酸0,0-ジエチル-S-(2-エチルチオエチル)	エチルチオメトン又はジスルホトン	298-04-4	第一種	第二種	2-052		
194	1-194	ジチオリン酸0,0-ジエチル-S-[(6-クロロ-2,3-ジヒドロ-2-オキソベンゾオキサゾリル)メチル]	ホサロン	2310-17-0	第一種	—	—		
195	1-195	ジチオリン酸0,2,4-ジクロロフェニル-0-エチル-S-プロピル	プロチオホス	34643-46-4	第一種	第一種	1-219		
196	1-196	ジチオリン酸S-(2,3-ジヒドロ-5-メトキシ-2-オキソ-1,3,4-チアジアゾール-3-イル)メチル-0,0-ジメチル	メチダチオン又はDMTP	950-37-8	第一種	第一種	1-220		
197	1-197	ジチオリン酸0,0-ジメチル-S-1,2-ビス(エトキシカルボニル)エチル	マラソン又はマラチオン	121-75-5	第一種	第一種	1-221		
198	1-198	ジチオリン酸0,0-ジメチル-S-[(N-メチルカルバモイル)メチル]	ジメトエート	60-51-5	第一種	第一種	1-222		
199	1-199	ジナトリウム=2,2'-ビニレンビス[5-(4-ホルリノ-6-アニリノ-1,3,5-トリアジン-2-イルアミノ)ベンゼンシルホナート]	C I フォレスセント 260	16090-02-1	第一種	第一種	1-226		
200	1-200	ジニトロトルエン		25321-14-6	第一種	第一種	1-227		
201	1-201	2,4-ジニトロフェノール		51-28-5	第一種	第一種	1-228		
202	1-202	ジピニルベンゼン		1321-74-0	第一種	—	—		
203	1-203	ジフェニルアミン		122-39-4	第一種	第一種	1-229		
204	1-204	ジフェニルエーテル		101-84-8	第一種	第二種	2-055		
205	1-205	1,3-ジフェニルグアニジン		102-06-7	第一種	第二種	2-056		
206	1-206	N-ジブチルアミノチオ-N-メチルカルバミン酸 2,3-ジヒドロ-2,2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラニル	カルボスルファン	55285-14-8	第一種	第一種	1-231		
207	1-207	2,6-ジターシャリールブチル-4-クレゾール		128-37-0	第一種	第一種	1-232		
208	1-208	2,4-ジターシャリールブチルフェノール		96-76-4	第一種	—	—		
209	1-209	ジプロモクロロメタン		124-48-1	第一種	第一種	1-236		
210	1-210	2,2-ジプロモ-2-シアノアセトアミド		10222-01-2	第一種	第一種	1-237		
211	1-211	ジプロモテトラフルオロエタン	ハロン-2402		第一種	第一種	1-238		
212	1-212	(R S)-O,S-ジメチル=アセチルホスホルアミドチオアールト	アセフェート	30560-19-1	第一種	第一種	1-241		

管理番号	改正前 ^{*1} の 政令番号 又は 条例番号	管理化学物質名	別名	CAS番号	改正前 ^{*1} の 種別	改正後 ^{*1}		名称 変更 ※2	備考
						種別	政令番号 又は 条例番号		
213	1-213	N, N-ジメチルアセトアミド		127-19-5	第一種	第一種	1-242		
214	1-214	2, 4-ジメチルアニリン		95-68-1	第一種	—	—		
215	1-215	2, 6-ジメチルアニリン		87-62-7	第一種	—	—		
216	1-216	N, N-ジメチルアニリン		121-69-7	第一種	第二種	2-058		
217	1-217	5-ジメチルアミノ-1, 2, 3-トリチアン	チオンクラム	31895-21-3	第一種	第一種	1-243		
218	1-218	ジメチルアミン		124-40-3	第一種	第一種	1-245		
219	1-219	ジメチルジスルフィド		624-92-0	第一種	第一種	1-250		
220	1-220	ジメチルジチオカルバミン酸の水溶性塩			第一種	—	—		
221	1-221	2, 2-ジメチル-2, 3-ジヒドロ-1-ベンゾフラン-7-イル=N- [N- (2-エトキシカルボニルエチル) -N-イソプロピルサルフェナイル] -N-メチルカルバマート	ベンフラカルブ	82560-54-1	第一種	第一種	1-251		
222	1-222	N, N-ジメチルチオカルバミン酸S-4-フェノキシブチル	フェノチオカルブ	62850-32-2	第一種	—	—		
223	1-223	N, N-ジメチルドデシルアミン		112-18-5	第一種	第一種	1-252		
224	1-224	N, N-ジメチルドデシルアミン=N-オキシド		1643-20-5	第一種	第一種	1-253		
225	1-225	ジメチル=2, 2, 2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチルホスホナート	トリクロロホン又は DEP	52-68-6	第一種	第一種	1-254		
226	1-226	1, 1-ジメチルヒドラジン		57-14-7	第一種	—	—		
227	1-227	1, 1'-ジメチル-4, 4'-ビピリジニウム=ジクロリド	パラコート又はパラ コートジクロリド	1910-42-5	第一種	第一種	1-255		
228	1-228	3, 3'-ジメチルピフェニル-4, 4'-ジイル=ジイソシアネート		91-97-4	第一種	—	—		
229	1-229	ジメチル=4, 4'- (o-フェニレン) ビス (3-チオアロファナート)	チオアロファナートメチル	23564-05-8	第一種	第一種	1-257		
230	1-230	N- (1, 3-ジメチルブチル) -N'-フェニル-p-フェニレンジアミン		793-24-8	第一種	第一種	1-260		
231	1-231	3, 3'-ジメチルベンジジン	o-トリジン	119-93-7	第一種	—	—		
232	1-232	N, N-ジメチルホルムアミド		68-12-2	第一種	第一種	1-264		
233	1-233	2- [(ジメチルキソホスフィノチオイル) チオ] -2-フェニル酢酸エチル	フェントエート又は PAP	2597-03-7	第一種	第一種	1-270		
234	1-234	臭素		7726-95-6	第一種	第二種	2-065		
235	1-235	臭素酸の水溶性塩			第一種	第二種	2-066		
236	1-236	3, 5-ジヨード-4-オクタノイルオキシベンゾトリル	アイオキシニル	3861-47-0	第一種	第一種	1-271		
237	1-237	水銀及びその化合物			第一種	第一種	1-272		
238	1-238	水素化テルフェニル		61788-32-7	第一種	第一種	1-273		
239	1-239	有機スズ化合物			第一種	備考参照	備考参照		管理番号664 (改正後政令番号1-274) 及び管理番号706 (改正後政令番号1-375) に分離
240	1-240	スチレン		100-42-5	第一種	第一種	1-275		
241	1-241	2-スルホヘキサデカン酸-1-メチルエステルナトリウム塩		4016-24-4	第一種	—	—		
242	1-242	セレン及びその化合物			第一種	第一種	1-277		
243	1-243	ダイオキシン類			特定第一種	特定第一種	1-278		
244	1-244	2-チオキソ-3, 5-ジメチルテトラヒドロ-2H-1, 3, 5-チアジアジン	ダゾメット	533-74-4	第一種	第一種	1-282		
245	1-245	チオ尿素		62-56-6	第一種	第一種	1-284		
246	1-246	チオフェノール		108-98-5	第一種	—	—		
247	1-247	チオリン酸0-1- (4-クロロフェニル) -4-ピラゾリル-0-エチル-S-プロピル	ピラクロホス	77458-01-6	第一種	—	—		
248	1-248	チオリン酸0, 0-ジエチル-0- (2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル)	ダイアジノン	333-41-5	第一種	第一種	1-286		
249	1-249	チオリン酸0, 0-ジエチル-0- (3, 5, 6-トリクロロ-2-ピリジニル)	クロルピリホス	2921-88-2	第一種	第一種	1-287		
250	1-250	チオリン酸0, 0-ジエチル-0- (5-フェニル-3-イソキサゾリル)	イソキサチオン	18854-01-8	第一種	第一種	1-288		
251	1-251	チオリン酸0, 0-ジメチル-0- (3-メチル-4-ニトロフェニル)	フェニトロチオン又は MEP	122-14-5	第一種	第一種	1-289		
252	1-252	チオリン酸0, 0-ジメチル-0- (3-メチル-4-メチルチオフェニル)	フェンチオン又は MPP	55-38-9	第一種	第一種	1-290		
253	1-253	チオリン酸0-4-プロモ-2-クロロフェニル-0-エチル-S-プロピル	プロフェノホス	41198-08-7	第一種	第二種	2-067		
254	1-254	チオリン酸S-ベンジル-0, 0-ジイソプロピル	イプロベンホス又は IBP	26087-47-8	第一種	第一種	1-291		
255	1-255	デカブロモジフェニルエーテル		1163-19-5	第一種	第一種	1-295		
256	1-256	デカン酸		334-48-5	第一種	—	—		
257	1-257	デシルアルコール	デカノール	112-30-1 25339-17-7	第一種	第一種	1-034	○	「アルカノール (炭素数が10のものに限る。)」に名称変更
258	1-258	1, 3, 5, 7-テトラアザトリシクロ [3. 3. 1. 13. 7] デカン	ヘキサメチレンテトラミン	100-97-0	第一種	第一種	1-296		
259	1-259	テトラエチルチウラムジスルフィド	ジスルフィラム	97-77-8	第一種	第一種	1-297		
260	1-260	テトラクロロイソフタロニトリル	クロロタロニル又は TPN	1897-45-6	第一種	第一種	1-298		
261	1-261	4, 5, 6, 7-テトラクロロイソベンゾフラン-1 (3H) -オン	フサライド	27355-22-2	第一種	第一種	1-299		
262	1-262	テトラクロロエチレン		127-18-4	第一種	第一種	1-301		
263	1-263	テトラクロロジフルオロエタン	CFC-112		第一種	—	—		
264	1-264	2, 3, 5, 6-テトラクロロ-p-ペンペンキノン		118-75-2	第一種	—	—		
265	1-265	テトラヒドロメチル無水フタル酸		11070-44-3	第一種	第一種	1-303		
266	1-266	2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-メチルベンジル= (Z) -3- (2-クロロ-3, 3, 3-トリフルオロ-1-プロペニル) -2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシレート	テフルトリン	79538-32-2	第一種	第一種	1-306		

管理番号	改正前 ^{*1} の 政令番号 又は 条例番号	管理化学物質名	別名	CAS番号	改正前 ^{*1} の 種別	改正後 ^{*1}		名称 変更 ^{*2}	備考
						種別	政令番号 又は 条例番号		
267	1-267	3,7,9,13-テトラメチル-5,11-ジオキサ-2,8,14-トリチア-4,7,9,12-テトラアザペンタデカ-3,12-ジエン-6,10-ジオン	チオジカルブ	59669-26-0	第一種	第一種	1-308		
268	1-268	テトラメチルチウラムジスルフィド	チウラム又はチラム	137-26-8	第一種	第一種	1-309		
269	1-269	3,7,11,15-テトラメチルヘキサデカ-1-エン-3-オール	イソフィトール	505-32-8	第一種	—	—		
270	1-270	テレフタル酸		100-21-0	第一種	第一種	1-312		
271	1-271	テレフタル酸ジメチル		120-61-6	第一種	第一種	1-313		
272	1-272	銅水溶性塩（錯塩を除く。）			第一種	第一種	1-314		
273	1-273	1-ドデカノール	ノルマル-ドデシルアルコール	112-53-8	第一種	第一種	1-315		
274	1-274	ターシャリドデカンチオール		25103-58-6	第一種	—	—		
275	1-275	ドデシル硫酸ナトリウム		151-21-3	第一種	第一種	1-318		
276	1-276	3,6,9-トリアザウンデカン-1,11-ジアミン	テトラエチレンベンタミン	112-57-2	第一種	第二種	2-069		
277	1-277	トリエチルアミン		121-44-8	第一種	第一種	1-321		
278	1-278	トリエチレントラミン		112-24-3	第一種	第二種	2-070		
279	1-279	1,1,1-トリクロロエタン		71-55-6	第一種	第一種	1-323		
280	1-280	1,1,2-トリクロロエタン		79-00-5	第一種	第一種	1-324		
281	1-281	トリクロロエチレン		79-01-6	第一種	特定第一種	1-325		
282	1-282	トリクロロ酢酸		76-03-9	第一種	—	—		
283	1-283	2,4,6-トリクロロ-1,3,5-トリアジン		108-77-0	第一種	—	—		
284	1-284	トリクロロトリフルオロエタン	CFC-113		第一種	第一種	1-284		
285	1-285	トリクロロニトロメタン	クロロピクリン	76-06-2	第一種	第一種	1-327		
286	1-286	(3,5,6-トリクロロ-2-ビリジル) オキシ酢酸	トリクロピル	55335-06-3	第一種	第一種	1-328		
287	1-287	2,4,6-トリクロロフェノール		88-06-2	第一種	第一種	1-329		
288	1-288	トリクロロフルオロメタン	CFC-11	75-69-4	第一種	第一種	1-330		
289	1-289	1,2,3-トリクロロプロパン		96-18-4	第一種	第一種	1-331		
290	1-290	トリクロロベンゼン		12002-48-1	第一種	第一種	1-332		
291	1-291	1,3,5-トリス (2,3-エポキシプロピル) -1,3,5-トリアジン-2,4,6 (1H,3H,5H) -トリオン		2451-62-9	第一種	第二種	2-071		
292	1-292	トリブチルアミン		102-82-9	第一種	第一種	1-335		
293	1-293	a,a,a-トリフルオロ-2,6-ジニトロ-N,N-ジプロピル-p-トルイジン	トリフルラリン	1582-09-8	第一種	第一種	1-336		
294	1-294	2,4,6-トリプロモフェノール		118-79-6	第一種	第二種	2-074		
295	1-295	3,5,5-トリメチル-1-ヘキサノール		3452-97-9	第一種	第二種	2-076		
296	1-296	1,2,4-トリメチルベンゼン		95-63-6	第一種	備考参照	備考参照		管理番号691 (改正後政令番号1-342) に統合
297	1-297	1,3,5-トリメチルベンゼン		108-67-8	第一種	備考参照	備考参照		管理番号691 (改正後政令番号1-342) に統合
298	1-298	トリレンジイソシアネート		26471-62-5	第一種	第一種	1-345		
299	1-299	トルイジン		95-53-4 106-49-0	第一種	特定第一種	1-346		
300	1-300	トルエン		108-88-3	第一種	第一種	1-347		
301	1-301	トルエンジアミン		25376-45-8	第一種	第二種	2-077		
302	1-302	ナフタレン		91-20-3	第一種	第一種	1-352		
303	1-303	1,5-ナフタレンジイソシアネート		3173-72-6	第一種	—	—		
304	1-304	鉛		7439-92-1	第一種	備考参照	備考参照		管理番号697 (改正後政令番号1-353) に統合
305	1-305	鉛化合物			特定第一種	備考参照	備考参照		管理番号697 (改正後政令番号1-353) に統合
306	1-306	二アクリル酸ヘキサメチレン		13048-33-4	第一種	第二種	2-078		
307	1-307	二塩化酸化ジルコニウム		7699-43-6	第一種	—	—		
308	1-308	ニッケル		7440-02-0	第一種	第一種	1-354		
309	1-309	ニッケル化合物			特定第一種	特定第一種	1-355		
310	1-310	ニトリロ三酢酸		139-13-9	第一種	備考参照	備考参照		管理番号698 (改正後政令番号1-356) に範囲拡大
311	1-311	o-ニトロアニソール		91-23-6	第一種	—	—		
312	1-312	o-ニトロアニリン		88-74-4	第一種	第一種	1-357		
313	1-313	ニトログリセリン		55-63-0	第一種	—	—		
314	1-314	p-ニトロクロロベンゼン		100-00-5	第一種	第一種	1-358		
315	1-315	o-ニトロトルエン		88-72-2	第一種	第二種	2-080		
316	1-316	ニトロベンゼン		98-95-3	第一種	第一種	1-359		
317	1-317	ニトロメタン		75-52-5	第一種	第一種	1-360		
318	1-318	二硫化炭素		75-15-0	第一種	第一種	1-361		
319	1-319	1-ノナノール	ノルマル-ノニルアルコール	143-08-8	第一種	第一種	1-362		
320	1-320	ノニルフェノール		25154-52-3	第一種	第一種	1-042	○	「アルキルフェノール（アルキル基の炭素数が9のものに限る。）」に名称変更
321	1-321	バナジウム化合物			第一種	第一種	1-363		
322	1-322	5'-[N,N-ビス(2-アセチルオキシエチル)アミノ]-2'-(2-ブロモ-4,6-ジニトロフェニルアゾ)-4'-メトキシセトアニリド		3618-72-2	第一種	—	—		
323	1-323	2,4-ビス(エチルアミノ)-6-メチルチオ-1,3,5-トリアジン	シメトリン	1014-70-6	第一種	第一種	1-367		
324	1-324	1,3-ビス[(2,3-エポキシプロピル)オキシ]ベンゼン		101-90-6	第一種	—	—		
325	1-325	ビス(8-キノリノラト)銅	オキシ銅又は有機銅	10380-28-6	第一種	第一種	1-369		

管理番号	改正前 ^{*1} の 政令番号 又は 条例番号	管理化学物質名	別名	CAS番号	改正前 ^{*1} の 種別	改正後 ^{*1}		名称 変更 ^{*2}	備考
						種別	政令番号 又は 条例番号		
326	1-326	3,6-ビス(2-クロロフェニル)-1,2,4,5-テトラジン	クロフェンチジン	74115-24-5	第一種	—	—		
327	1-327	1,2-ビス(2-クロロフェニル)ヒドラジン		782-74-1	第一種	—	—		
328	1-328	ビス(N,N-ジメチルジチオカルバミン酸)亜鉛	ジラム	137-30-4	第一種	第一種	1-370		
329	1-329	ビス(N,N-ジメチルジチオカルバミン酸)N,N'-エチレンビス(チオカルバモイルチオ亜鉛)	ポリカーバメート	64440-88-6	第一種	第一種	1-371		
330	1-330	ビス(1-メチル-1-フェニルエチル)ニベルオキシド		80-43-3	第一種	第二種	2-083		
331	1-331	S,S-ビス(1-メチルプロピル)ニベルオキシド	カズサホス	95465-99-9	第一種	第一種	1-377		
332	1-332	砒素及びその無機化合物			特定第一種	特定第一種	1-378		
333	1-333	ヒドラジン		302-01-2	第一種	第一種	1-379		
334	1-334	4-ヒドロキシ安息香酸メチル		99-76-3	第一種	第二種	2-087		
335	1-335	N-(4-ヒドロキシフェニル)アセトアミド		103-90-2	第一種	—	—		
336	1-336	ヒドロキノン		123-31-9	第一種	第一種	1-381		
337	1-337	4-ピニル-1-シクロヘキセン		100-40-3	第一種	第一種	1-382		
338	1-338	2-ピニルピリジン		100-69-6	第一種	第二種	2-088		
339	1-339	N-ピニル-2-ピロリドン		88-12-0	第一種	—	—		
340	1-340	ピフェニル		92-52-4	第一種	第一種	1-383		
341	1-341	ビベラジン		110-85-0	第一種	第一種	1-384		
342	1-342	ピリジン		110-86-1	第一種	第一種	1-386		
343	1-343	ピロカタコール	カテコール	120-80-9	第一種	第一種	1-387		
344	1-344	フェニルオキシラン		96-09-3	第一種	—	—		
345	1-345	フェニルヒドラジン		100-63-0	第一種	—	—		
346	1-346	2-フェニルフェノール		90-43-7	第一種	第一種	1-388		
347	1-347	N-フェニルマレイミド		941-69-5	第一種	第一種	1-389		
348	1-348	フェニレンジアミン		95-54-5 106-50-3 108-45-2 25265-76-3	第一種	第一種	1-390		
349	1-349	フェノール		108-95-2	第一種	第一種	1-391		
350	1-350	3-フェノキシベンジル=3-(2,2-ジクロロピニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート	ペルメトリン	52645-53-1	第一種	第一種	1-392		
351	1-351	1,3-ブタジエン		106-99-0	特定第一種	特定第一種	1-393		
352	1-352	フタル酸ジアリル		131-17-9	第一種	第二種	2-092		
353	1-353	フタル酸ジエチル		84-66-2	第一種	第二種	2-094		
354	1-354	フタル酸ジ-n-ブチル		84-74-2	第一種	第一種	1-395	○	「フタル酸ジブチル」に名称変更
355	1-355	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)		117-81-7	第一種	第一種	1-396		
356	1-356	フタル酸n-ブチル=ベンジル		85-68-7	第一種	第一種	1-397	○	「フタル酸ブチル=ベンジル」に名称変更
357	1-357	2-tert-ブチルイミノ-3-イソプロピル-5-フェニルテトラヒドロ-4H-1,3,5-チアジアジン-4-オン	ブプロフェジン	69327-76-0	第一種	第一種	1-399		
358	1-358	N-tert-ブチル-N'-(4-エチルベンゾイル)-3,5-ジメチルベンゾヒドラジド	テブフェノジド	112410-23-8	第一種	第一種	1-401		
359	1-359	ノルマル-ブチル-2,3-エポキシプロピルエーテル		2426-08-6	第一種	第二種	2-097	○	「ブチル-2,3-エポキシプロピルエーテル」に名称変更
360	1-360	N-[1-(N-n-ブチルカルバモイル)-1H-2-ベンゾイミダゾール]カルバミン酸メチル	ベノミル	17804-35-2	第一種	第一種	1-402	○	「N-[1-(N-ブチルカルバモイル)-1H-2-ベンゾイミダゾール]カルバミン酸メチル」に名称変更
361	1-361	ブチル=(R)-2-[4-(4-シアノ-2-フルオロフェノキシ)フェノキシ]プロピオナート	シハロホップブチル	122008-85-9	第一種	第一種	1-403		
362	1-362	1-ターシャリーブチル-3-(2,6-ジイソプロピル-4-フェノキシフェニル)チオ尿素	ジアフェンチウロン	80060-09-9	第一種	第一種	1-404		
363	1-363	5-ターシャリーブチル-3-(2,4-ジクロロ-5-イソプロピルフェニル)-1,3,4-オキサジアゾール-2(3H)-オン	オキサジアゾン	19666-30-9	第一種	第一種	1-407		
364	1-364	tert-ブチル=4-([1-(1,3-ジメチル-5-フェノキシ-4-ピラゾール)メチリデン]アミノオキシ)メチル)ベンゾアート	フェンピロキシメート	134098-61-6	第一種	第二種	2-103		
365	1-365	ブチルヒドロキシアニソール	BHA	25013-16-5	第一種	—	—		
366	1-366	ターシャリーブチルニベルオキシド		75-91-2	第一種	第二種	2-105		
367	1-367	o-セカンダリーブチルフェノール		89-72-5	第一種	—	—		
368	1-368	4-ターシャリーブチルフェノール		98-54-4	第一種	第二種	2-106		
369	1-369	2-(4-tert-ブチルフェノキシ)シクロヘキシル-2-プロピニル=スルフィット	プロバルギット又はBPPS	2312-35-8	第一種	第一種	1-413		
370	1-370	2-tert-ブチル-5-(4-tert-ブチルベンジルチオ)-4-クロロ-3(2H)-ピリダジン	ピリダベン	96489-71-3	第一種	第二種	2-107		
371	1-371	N-(4-tert-ブチルベンジル)-4-クロロ-3-エチル-1-メチルピラゾール-5-カルボキサミド	テブフェンピラド	119168-77-3	第一種	第二種	2-108		
372	1-372	N-(tert-ブチル)-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド		95-31-8	第一種	第二種	2-109		
373	1-373	2-ターシャリーブチル-5-メチルフェノール		88-60-8	第一種	—	—		
374	1-374	ふっ化水素及びその水溶性塩			第一種	第一種	1-414		
375	1-375	2-ブテナール		4170-30-3	第一種	第一種	1-415		
376	1-376	N-ブトキシメチル-2-クロロ-2',6'-ジエチルアセトアニリド	ブタクロール	23184-66-9	第一種	第一種	1-417		
377	1-377	フラン		110-00-9	第一種	第二種	2-110		
378	1-378	N,N'-プロピレンビス(ジチオカルバミン酸)と亜鉛の重合物	プロピネブ	12071-83-9	第一種	第一種	1-419		

管理番号	改正前 ^{*1} の政令番号又は条例番号	管理化学物質名	別名	CAS番号	改正前 ^{*1} の種別	改正後 ^{*1}		名称変更 ^{*2}	備考
						種別	政令番号又は条例番号		
379	1-379	2-プロピン-1-オール		107-19-7	第一種	—	—		
380	1-380	プロモクロロジフルオロメタン	ハロン-1211	353-59-3	第一種	第一種	1-420		
381	1-381	プロモジクロロメタン		75-27-4	第一種	第一種	1-423		
382	1-382	プロモトリフルオロメタン	ハロン-1301	75-63-8	第一種	第一種	1-424		
383	1-383	5-プロモ-3-セカンダリーブチル-6-メチル-1,2,3,4-テトラヒドロピリミジン-2,4-ジオン	プロマシル	314-40-9	第一種	第一種	1-425		
384	1-384	1-プロモプロパン		106-94-5	第一種	第一種	1-427		
385	1-385	2-プロモプロパン		75-26-3	特定第一種	特定第一種	1-428		
386	1-386	プロモメタン	臭化メチル	74-83-9	第一種	第一種	1-429		
387	1-387	ヘキサキス(2-メチル-2-フェニルプロピル)ジスタノキサン	酸化フェンブタズ	13356-08-6	第一種	—	—		
388	1-388	6,7,8,9,10,10-ヘキサクロロ-1,5,5a,6,9,9a-ヘキサヒドロ-6,9-メタノ-2,4,3-ベンゾジオキサチエピン=3-オキシド	エンドスルファン又はベンゾエピン	115-29-7	第一種	第一種	1-430		
389	1-389	ヘキサデシルトリメチルアンモニウム=クロリド		112-02-7	第一種	第一種	1-431		
390	1-390	ヘキサメチレンジアミン		124-09-4	第一種	第一種	1-434		
391	1-391	ヘキサメチレン=ジイソシアネート		822-06-0	第一種	第一種	1-435		
392	1-392	ノルマル-ヘキサン		110-54-3	第一種	第一種	1-436	○	「ヘキサン」に名称変更
393	1-393	ベタナフトール		135-19-3	第一種	第一種	1-440		
394	1-394	ベリリウム及びその化合物			特定第一種	特定第一種	1-444		
395	1-395	ペルオキシ二硫酸の水溶性塩			第一種	第一種	1-445		
396	1-396	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)	P F O S	1763-23-1	第一種	第一種	1-447		
397	1-397	ベンジリジン=トリクロリド		98-07-7	特定第一種	特定第一種	1-448		
398	1-398	ベンジル=クロリド	塩化ベンジル	100-44-7	第一種	第一種	1-450		
399	1-399	ベンズアルデヒド		100-52-7	第一種	第一種	1-451		
400	1-400	ベンゼン		71-43-2	特定第一種	特定第一種	1-452		
401	1-401	1,2,4-ベンゼントリカルボン酸1,2-無水物		552-30-7	第一種	第一種	1-453		
402	1-402	2-(2-ベンゾチアゾリルオキシ)-N-メチルアセトアニリド	メフェナセツト	73250-68-7	第一種	第一種	1-455		
403	1-403	ベンゾフェノン		119-61-9	第一種	第一種	1-456		
404	1-404	ペンタクロロフェノール		87-86-5	第一種	特定第一種	1-457		
405	1-405	ほう素化合物			第一種	第一種	1-458		
406	1-406	ポリ塩化ビフェニル	PCB	1336-36-3	第一種	特定第一種	1-459		
407	1-407	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)			第一種	第一種	1-460		
408	1-408	ポリ(オキシエチレン)=オクチルフェニルエーテル		9036-19-5	第一種	第一種	1-461	○	「ポリ(オキシエチレン)=アルキルフェニルエーテル(アルキル基の炭素数が8のものに限る。)」に名称変更
409	1-409	ポリ(オキシエチレン)=ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム		9004-82-4	第一種	第一種	1-463		
410	1-410	ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル		9016-45-9	第一種	第一種	1-462	○	「ポリ(オキシエチレン)=アルキルフェニルエーテル(アルキル基の炭素数が9のものに限る。)」に名称変更
411	1-411	ホルムアルデヒド		50-00-0	特定第一種	特定第一種	1-464		
412	1-412	マンガン及びその化合物			第一種	第一種	1-465		
413	1-413	無水フタル酸		85-44-9	第一種	第一種	1-467		
414	1-414	無水マレイン酸		108-31-6	第一種	第二種	2-119		
415	1-415	メタクリル酸		79-41-4	第一種	第一種	1-468		
416	1-416	メタクリル酸2-エチルヘキシル		688-84-6	第一種	—	—		
417	1-417	メタクリル酸2,3-エポキシプロピル		106-91-2	第一種	第二種	2-120		
418	1-418	メタクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル		2867-47-2	第一種	—	—		
419	1-419	メタクリル酸n-ブチル		97-88-1	第一種	第二種	2-121	○	「メタクリル酸ブチル」に名称変更
420	1-420	メタクリル酸メチル		80-62-6	第一種	第一種	1-469		
421	1-421	4-メチリデンオキセタン-2-オン		674-82-8	第一種	—	—		
422	1-422	(Z)-2'-メチルアセトフェノン=4,6-ジメチル-2-ピリミジニルヒドランソ	フェリムゾン	89269-64-7	第一種	第一種	1-470		
423	1-423	メチルアミン		74-89-5	第一種	—	—		
424	1-424	メチル=イソチオシアネート		556-61-6	第一種	第一種	1-471		
425	1-425	N-メチルカルバミン酸2-イソプロピルフェニル	イソプロカルブ又はMIPC	2631-40-5	第一種	—	—		
426	1-426	N-メチルカルバミン酸2,3-ジヒドロ-2,2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラニル	カルボフラン	1563-66-2	第一種	第一種	1-475		
427	1-427	N-メチルカルバミン酸1-ナフチル	カルバリル又はNAC	63-25-2	第一種	第一種	1-476		
428	1-428	N-メチルカルバミン酸2-sec-ブチルフェニル	フェノブカルブ又はBPMC	3766-81-2	第一種	第一種	1-477		
429	1-429	メチル=3-クロロ-5-(4,6-ジメトキシ-2-ピリミジニルカルバモイルスルファモイル)-1-メチルピラゾール-4-カルボキシラート	ハロスルフロメチル	100784-20-1	第一種	第二種	2-122		
430	1-430	メチル=(S)-7-クロロ-2,3,4a,5-テトラヒドロ-2-[メトキシカルボニル(4-トリフルオロメトキシフェニル)カルバモイル]インデン[1,2-e][1,3,4]オキサジアジン-4a-カルボキシラート	インドキサカルブ	173584-44-6	第一種	—	—		
431	1-431	メチル=(E)-2-[2-[6-(2-シアノフェノキシ)ピリミジン-4-イルオキシ]フェニル]-3-メトキシアクリラート	アゾキシストロピン	131860-33-8	第一種	第一種	1-478		

管理番号	改正前 ^{※1} の政令番号又は条例番号	管理化学物質名	別名	CAS番号	改正前 ^{※1} の種別	改正後 ^{※1}		名称変更 ^{※2}	備考
						種別	政令番号又は条例番号		
432	1-432	3-メチル-1,5-ジ (2,4-キシリル) -1,3,5-トリアザベンタ-1,4-ジエン	アミトラズ	33089-61-1	第一種	第二種	2-123		
433	1-433	N-メチルジチオカルバミン酸	カーバム	144-54-7	第一種	第一種	1-479		
434	1-434	メチル-N', N' -ジメチル-N- [(メチルカルバモイル) オキシ] -1-チオオキササムイミダート	オキサミル	23135-22-0	第一種	第二種	2-127		
435	1-435	メチル=2- (4,6-ジメトキシ-2-ピリミジニルオキシ) -6- [1- (メトキシイミノ) エチル] ベンゾアート	ピリミノバックメチル	136191-64-5	第一種	—	—		
436	1-436	a-メチルスチレン		98-83-9	第一種	第一種	1-482		
437	1-437	3-メチルチオプロパナール		3268-49-3	第一種	—	—		
438	1-438	メチルナフタレン		1321-94-4	第一種	第一種	1-486		
439	1-439	3-メチルピリジン		108-99-6	第一種	第一種	1-488		
440	1-440	1-メチル-1-フェニルエチル=ヒドロペルオキシド		80-15-9	第一種	第二種	2-129		
441	1-441	2- (1-メチルプロピル) -4,6-ジニトロフェノール		88-85-7	第一種	—	—		
442	1-442	2-メチル-N- [3- (1-メチルエトキシ) フェニル] ベンズアミド	メプロニル	55814-41-0	第一種	第一種	1-493		
443	1-443	S-メチル-N- (メチルカルバモイルオキシ) チオアセトイミダート	メソミル	16752-77-5	第一種	第一種	1-494		
444	1-444	メチル= (E) -メトキシイミノ- (2- { [((E) -1- [3- (トリフルオロメチル) フェニル] エチリデン) アミノ] オキシ] メチル} フェニル) アセタート	トリフロキシストロピル	141517-21-7	第一種	第一種	1-495		
445	1-445	メチル= (E) -メトキシイミノ [2- (o-トリルオキシメチル) フェニル] アセタート	クレソキシムメチル	143390-89-0	第一種	第一種	1-496		
446	1-446	4,4' -メチレンジアニリン		101-77-9	第一種	第一種	1-497		
447	1-447	メチレンビス (4,1-シクロヘキシレン) =ジイソシアネート		5124-30-1	第一種	—	—		
448	1-448	メチレンビス (4,1-フェニレン) =ジイソシアネート		101-68-8	第一種	第一種	1-498		
449	1-449	3-メトキシカルボニルアミノフェニル=3' -メチルカルバニラート	フェンメディファム	13684-63-4	第一種	第一種	1-502		
450	1-450	N- (6-メトキシ-2-ピリジル) -N-メチルチオカルバミン酸0-3-tert-ブチルフェニル	ピリブチカルブ	88678-67-5	第一種	第一種	1-503		
451	1-451	2-メトキシ-5-メチルアニリン		120-71-8	第一種	—	—		
452	1-452	2-メルカプトベンゾチアゾール		149-30-4	第一種	第二種	2-132		
453	1-453	モリブデン及びその化合物			第一種	第一種	1-505		
454	1-454	2- (モルホリノジチオ) ベンゾチアゾール		95-32-9	第一種	—	—		
455	1-455	モルホリン		110-91-8	第一種	—	—		
456	1-456	りん化アルミニウム		20859-73-8	第一種	第一種	1-508		
457	1-457	りん酸ジメチル=2,2-ジクロロビニル	ジクロロボス又はDDVP	62-73-7	第一種	第一種	1-510		
458	1-458	りん酸トリス (2-エチルヘキシル)		78-42-2	第一種	第一種	1-511		
459	1-459	りん酸トリス (2-クロロエチル)		115-96-8	第一種	第一種	1-512		
460	1-460	りん酸トリトリル		1330-78-5	第一種	第一種	1-513		
461	1-461	りん酸トリフェニル		115-86-6	第一種	第一種	1-514		
462	1-462	りん酸トリ-n-ブチル		126-73-8	第一種	第一種	1-515	○	「りん酸トリブチル」に名称変更
—	条1-001	エチレングリコールモノブチルエーテル		111-76-2	条第一種	第一種	1-077		
—	条1-002	蟻酸		64-18-6	条第一種	—	—		
—	条1-003	2-クロロ-1,3-ブタジエン	クロロブレン	126-99-8	条第一種	—	—		
—	条1-004	クロロメチルメチルエーテル		107-30-2	条第一種	—	—		
—	条1-005	酢酸ブチル		123-86-4	条第一種	—	—		
—	条1-006	三塩化リン		7719-12-2	条第一種	第二種	条2-011		
—	条1-007	シクロヘキサノン		108-94-1	条第一種	—	—		
—	条1-008	シクロヘキサン		110-82-7	条第一種	第一種	1-176		
—	条1-009	3,3', -ジメトキシ-4,4' -ジアミノビフェニル	ジアニシジン	119-90-4	条第一種	—	—		
—	条1-010	チオセミカルバジド		79-19-6	条第一種	—	—		
—	条1-011	2,4,6-トリアミノ-1,3,5-トリアジン	メラミン	108-78-1	条第一種	第一種	1-319		
—	条1-012	3,5,5-トリメチル-2-シクロヘキサノン-1-オン	イソホロン	78-59-1	条第一種	—	—		
—	条1-013	1-ナフチルアミン		134-32-7	条第一種	—	—		
—	条1-014	2,2',2"-ニトロトリエタノール	トリエタノールアミン	102-71-6	条第一種	—	—		
—	条1-015	1-ブタノール		71-36-3	条第一種	—	—		
—	条1-016	2-ブタノン	メチルエチルケトン	78-93-3	条第一種	—	—		
—	条1-017	2-フランメタノール	フルフリルアルコール	98-00-0	条第一種	—	—		
—	条1-018	メタノール	メチルアルコール	67-56-1	条第一種	—	—		
—	条1-019	1-メチル-4-ニトロベンゼン	p-ニトロトルエン	99-99-0	条第一種	—	—		
—	条1-020	4-メチル-2-ペンタノン	メチルイソブチルケトン	108-10-1	条第一種	第一種	1-472		
—	条1-021	硫酸ジエチル		64-67-5	条第一種	第二種	2-134		
—	条1-022	硫酸ジメチル		77-78-1	条第一種	第一種	1-507		
—	条1-023	リン酸ジブチル		107-66-4	条第一種	—	—		
—	条1-024	揮発性有機化合物 (VOC)			条第一種	条第一種	条1-001		

※1 大阪府管理化学物質適正管理制度の対象となる化学物質が2023年4月1日に改正 (2024年度の排出量等の届出から適用)

※2 改正前後で物質名に変更がある場合、【名称変更】欄に○を記載

注) 「種別」欄に記載した「特定第一種」、「第一種」、「第二種」及び「条第一種」は化管法における「特定第一種指定化学物質」、「第一種指定化学物質」、「第二種指定化学物質」及び府条例における「第一種管理化学物質」を示す。

(6) VOC (揮発性有機化合物) に該当する物質の例

①沸点が 150℃以下の物質

化管法 第一種指定化学物質に該当する物質

管理番号	区分	物質名称	沸点	環境省のVOC100	CAS番号(参考)
3	法第一種	アクリル酸エチル	99.4	—	140-88-5
4	法第一種	アクリル酸及びその水溶性塩	141.6	84	—
7	法第一種	アクリル酸ブチル	145	—	141-32-2
8	法第一種	アクリル酸メチル	80.5	97	96-33-3
9	法第一種	アクリロニトリル	77.3	68	107-13-1
10	法第一種	アクロレイン	52.5	—	107-02-8
12	法特定	アセトアルデヒド	21	86	75-07-0
28	法第一種	アリルアルコール	96-97	—	107-18-6
36	法第一種	イソブレン	34.1	85	78-79-5
53	法第一種	エチルベンゼン	136.2	64	100-41-4
56	法特定	エチレンオキシド	10.7	89	75-21-8
57	法第一種	エチレングリコールモノエチルエーテル	135	27	110-80-5
58	法第一種	エチレングリコールモノメチルエーテル	125	70	109-86-4
59	法第一種	エチレンジアミン	116-117	—	107-15-3
65	法第一種	エピクロヒドリン	116.5	100	106-89-8
66	法第一種	1, 2-エポキシブタン	63.4	—	106-88-7
68	法第一種	1, 2-エポキシプロパン(別名酸化プロピレン)	34.2	76	75-56-9
80	法第一種	キシレン	137-140	2	1330-20-7
84	法第一種	グリオキサール	50.4	—	107-22-2
94	法特定	クロロエチレン(別名塩化ビニル)	-13.37	62	75-01-4
106	法第一種	クロロトリフルオロエタン(別名HCFC-133)	6.9(※1)	—	—
123	法第一種	3-クロロプロペン(別名塩化アリル)	44-45	83	107-05-1
125	法第一種	クロロベンゼン	131.7	91	108-90-7
126	法第一種	クロロペンタフルオロエタン(別名CFC-115)	-37.7	—	76-15-3
127	法第一種	クロロホルム	61.2	77	67-66-3
128	法第一種	クロロメタン(別名塩化メチル)	-23.7	38	74-87-3
134	法第一種	酢酸ビニル	72.7	55	108-05-4
135	法第一種	酢酸2-メトキシエチル(別名エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート)	144-145	88	110-49-6
149	法第一種	四塩化炭素	76.5	—	56-23-5
150	法第一種	1, 4-ジオキサソ	101.1	81	123-91-1
154	法第一種	シクロヘキシルアミン	134.5	98	108-91-8
157	法第一種	1, 2-ジクロロエタン	83.7	61	107-06-2
158	法第一種	1, 1-ジクロロエチレン(別名塩化ビニリデン)	31.7	74	75-35-4
161	法第一種	ジクロロジフルオロメタン(別名CFC-12)	-29.8	—	75-71-8
163	法第一種	ジクロロテトラフルオロエタン(別名CFC-114)	4.1	—	—
164	法第一種	2, 2-ジクロロ-1, 1, 1-トリフルオロエタン(別名HCFC-123)	28.7	—	306-83-2
177	法第一種	ジクロロフルオロメタン(別名HCFC-21)	8.9	—	75-43-4
178	法特定	1, 2-ジクロロプロパン	96.4	87	78-87-5
179	法第一種	1, 3-ジクロロプロペン(別名D-D)	108	—	542-75-6
186	法第一種	ジクロロメタン(別名塩化メチレン)	39.8	7	75-09-2
195	法第一種	ジチオりん酸O-2, 4-ジクロロフェニル-O-エチル-S-プロピル(別名プロチオホス)	126.5	—	34643-46-4
201	法第一種	2, 4-ジニトロフェノール	昇華	—	51-28-5
206	法第一種	N-ジブチルアミノチオ-N-メチルカルバミン酸2, 3-ジヒドロ-2, 2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラン(別名カルボスルファン)	126	—	55285-14-8
209	法第一種	ジプロモクロロメタン	120	—	124-48-1
211	法第一種	ジプロモテトラフルオロエタン(別名ハロン-2402)	47.4(※2)	—	—
218	法第一種	ジメチルアミン	6.8	—	124-40-3
219	法第一種	ジメチルジスルフィド	109.8	—	624-92-0
240	法第一種	スチレン	145	47	100-42-5
262	法第一種	テトラクロロエチレン	121	23	127-18-4
277	法第一種	トリエチルアミン	89	93	121-44-8
279	法第一種	1, 1, 1-トリクロロエタン	74.0	67	71-55-6
280	法第一種	1, 1, 2-トリクロロエタン	113.8	—	79-00-5
281	法特定	トリクロロエチレン	87	11	79-01-6
284	法第一種	トリクロロトリフルオロエタン(別名CFC-113)	48(※3)	—	—
285	法第一種	トリクロロニトロメタン(別名クロロピクリン)	112	—	76-06-2
288	法第一種	トリクロロフルオロメタン(別名CFC-11)	23.7	—	75-69-4
300	法第一種	トルエン	111	1	108-88-3
317	法第一種	ニトロメタン	101.1	—	75-52-5
318	法第一種	二硫化炭素	46	—	75-15-0

管理番号	区分	物質名称	沸点	環境省のVOC100	CAS番号(参考)
333	法第一種	ヒドラジン	113.5	—	302-01-2
337	法第一種	4-ピピニル-1-シクロヘキセン	128.9	—	100-40-3
341	法第一種	ピペラジン	145-146	—	110-85-0
342	法第一種	ピリジン	115-116	—	110-86-1
351	法特定	1, 3-ブタジエン	-4.5	73	106-99-0
375	法第一種	2-ブテナール	104	—	4170-30-3
380	法第一種	プロモクロジフルオロメタン(別名ハロン-1211)	-3.7	—	353-59-3
381	法第一種	プロモジクロメタン	90	—	75-27-4
382	法第一種	プロモトリフルオロメタン(別名ハロン-1301)	-57.8	—	75-63-8
384	法第一種	1-プロモプロパン	71.1	71	106-94-5
385	法特定	2-プロモプロパン	58.5-60.5	—	75-26-3
386	法第一種	プロモメタン(別名臭化メチル)	3.55	78	74-83-9
392	法第一種	ノルマル-ヘキサン	68.7	17	110-54-3
400	法特定	ベンゼン	80.1	50	71-43-2
411	法特定	ホルムアルデヒド	-19.5	99	50-00-0
420	法第一種	メタクリル酸メチル	100	72	80-62-6
424	法第一種	メチル=イソチオシアネート	119	—	556-61-6
439	法第一種	3-メチルピリジン	143-144	—	108-99-6
507	法第一種	1, 2-ジプロモエタン(別名EDB又は二臭化エチレン)	131	—	106-93-4
522	法第一種	1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン	146.5	—	79-34-5
528	法第一種	トリプロモメタン(別名プロモホルム)	149.5	—	75-25-2
562	法第一種	りん酸ジブチル=フェニル	131-132	—	2528-36-1
568	法第一種	アセチルアセトン	140	—	123-54-6
571	法第一種	3-アリルオキシ-1, 2-ベンゾイソチアゾール-1, 1-ジオキシド	0	—	27605-76-1
590	法第一種	エチリデンノルボルネン	148	—	16219-75-3
591	法第一種	エチルシクロヘキサン	131.7	34	1678-91-7
603	法第一種	過酢酸	107	—	79-21-0
609	法第一種	5-クロロ-2-(2, 4-ジクロロフェノキシ)フェノール	120	—	3380-34-5
629	法第一種	シクロヘキサン	81	24	110-82-7
631	法第一種	シクロヘキセン	82.9	—	110-83-8
632	法第一種	1, 2-ジクロロエチレン	54.4	—	156-59-2 156-60-5 540-59-0
661	法第一種	1, 2-ジメチルエタン	82-83	—	110-71-4
674	法第一種	テトラヒドロフラン	66	69	109-99-9
675	法第一種	テトラフルオロエチレン	-75.9	63	116-14-3
687	法第一種	トリメチルアミン	3	—	75-50-3
699	法第一種	パラホルムアルデヒド	-20	—	30525-89-4
729	法第一種	1-ヘキセン	63	—	592-41-6
731	法第一種	ヘプタン	98.4	42	142-82-5
736	法第一種	無水酢酸	139	—	108-24-7
737	法第一種	メチルイソブチルケトン(別名4-メチル-2-ペンタン)	117-118	15	108-10-1
747	法第一種	2-メチルプロパン-2-チオール	64	—	75-66-1

※1 複数の異性体が存在する。沸点・融点は cas 番号 75-88-7 の物性値を示す。

※2 複数の異性体が存在する。沸点・融点は cas 番号 124-73-2 の物性値を示す。

※3 複数の異性体が存在する。沸点・融点は cas 番号 76-13-1 の物性値を示す。

化管法 第一種指定化学物質以外の物質

管理番号	区分	物質名称	沸点	環境省のVOC100	CAS番号(参考)
131	法第二種	3-クロロ-2-メチル-1-プロペン	71.5	—	563-47-3
377	法第二種	フラン	31.5	—	110-00-9
13	その他	アセトニトリル	81.6	82	75-05-8
	その他	アセトン	56.5	14	67-64-1
26	その他	3-アミノ-1-プロペン	53.3	—	107-11-9
	その他	イソブタノール	108	21	78-83-1
	その他	イソブタン	-11.7	10	75-28-5
35	その他	イソブチルアルデヒド	64.5	—	78-84-2
	その他	イソプロピルアルコール(別名2-プロパノール)	82.5	12	67-63-0
	その他	イソプロピルセロソルブ	145	60	109-59-1
	その他	エタノール	78.5	53	64-17-5
45	その他	エタンチオール	35.1	—	75-08-1
	その他	エチル=メチル=カルボナート	107.5	—	623-53-0
55	その他	エチレンイミン	56-57	—	151-56-4
	その他	ギ酸メチル	31.5	92	107-31-3

管理番号	区分	物質名称	沸点	環境省のVOC100	CAS番号(参考)
	その他	ギ酸	100.8	-	64-18-6
478	その他	クロロアセトアルデヒド	85-86	-	107-20-0
	その他	クロロエタン	12.3	66	75-00-3
99	その他	クロロ酢酸エチル	144.3	-	105-39-5
107	その他	クロロトリフルオロメタン(別名CFC-13)	-81.4	-	75-72-9
	その他	2-クロロ-1, 3-ブタジエン(別名クロロブレン)	59.4	-	126-99-8
	その他	クロロメチルメチルエーテル	59.2	-	107-30-2
	その他	酢酸	118	-	64-19-7
	その他	酢酸エチル	77	4	141-78-6
	その他	酢酸ブチル	125-126	13	123-86-4
	その他	酢酸プロピル	101.6	25	109-60-4
	その他	酢酸メチル	56.9	-	79-20-9
	その他	1, 3-ジオキサン	105	-	505-22-6
151	その他	1, 3-ジオキソラン	78	-	646-06-0
226	その他	1, 1-ジメチルヒドラジン	63.9	-	57-14-7
	その他	シクロペンタン	130.6	40	120-92-3
	その他	2, 2-ジメチルブタン	49.7	58	75-83-2
	その他	2, 3-ジメチルブタン	58	57	79-29-8
	その他	2, 4-ジメチルペンタン	81	75	108-08-7
	その他	炭酸ジエチル	125.9	-	105-58-8
	その他	炭酸ジメチル	90.3	-	616-38-6
519	その他	2-(チオシアンアトメチルチオ)-1, 3-ベンゾチアゾール(別名TCMTB)	120	-	21564-17-0
263	その他	テトラクロロジフルオロエタン(別名CFC-112)	92.8(※4)	-	-
532	その他	N-ニトロソジフェニルアミン	101	-	86-30-6
	その他	1-ブタノール	117-118	18	71-36-3
	その他	2-ブタン(別名メチルエチルケトン)	79.6	8	78-93-3
	その他	n-ブタン	-0.5	9	106-97-8
	その他	cis-2-ブテン	2.5	20	107-01-7
	その他	trans-2-ブテン	2.5	26	624-64-6
	その他	フルオロベンゼン	85	-	462-06-6
	その他	プロパン-1-イル=アセタート	101	-	109-60-4
	その他	プロパン-1-イル=アセタート	93	-	156783-95-8
	その他	プロピオン酸エチル	99.1	-	105-37-3
	その他	プロピオン酸プロピル	124	-	106-36-5
	その他	プロピオン酸メチル	79.8	-	554-12-1
	その他	プロピレングリコールモノメチルエーテル	119	22	107-98-2
	その他	プロピレングリコールモノメチルエーテルアセタート	147	30	108-65-6
379	その他	2-プロピン-1-オール	114-115	-	107-19-7
543	その他	3-プロモ-1-プロペン(別名臭化アリル)	71.3	-	106-95-6
	その他	1-ヘブテン	94	80	592-76-7
	その他	n-ペンタン	36.1	19	109-66-0
	その他	cis-2-ペンテン	36.88	46	627-20-3
	その他	trans-2-ペンテン	35.85	45	646-04-8
416	その他	メタクリル酸2-エチルヘキシル	113	-	688-84-6
421	その他	4-メチリデンオキセタン-2-オン	126.1	-	674-82-8
	その他	メチルn-ブチルケトン	127	37	591-78-6
423	その他	メチルアミン	-6.3	-	74-89-5
	その他	メチルアルコール(別名メタノール)	64.7	6	67-56-1
	その他	メチルシクロヘキサン	100.9	59	108-87-2
	その他	メチルシクロペンタン	71.8-72.2	54	96-37-7
555	その他	メチルヒドラジン	87.5	-	60-34-4
	その他	2-メチル-1-ブテン	31.05-38	41	563-46-2
	その他	2-メチル-2-ブテン	30.1-38.6	33	513-35-9
	その他	3-メチルヘキサン	100	56	589-34-4
	その他	3-メチルヘブタン	119	94	589-81-1
	その他	2-メチルペンタン	60.2	31	107-83-5
455	その他	モルホリン	128	-	110-91-8
	その他	リン酸ジブチル	136	-	107-66-4

※4 複数の異性体が存在する。沸点・融点は cas 番号 76-11-9 の物性値を示す。

[注]・「区分」欄に記載した「法特定」、「法第一種」及び「法第二種」は、それぞれ化管法における「特定第一種指定化学物質」、「第一種指定化学物質」及び「第二種指定化学物質」を示す。

・「区分」欄に記載した「その他」は、化管法の指定物質以外の物質であることを示す。

・「沸点」は、「PRTR 排出量等算出マニュアル(第5版) 第Ⅲ部資料編(経済産業省・環境省: 令和5年3月)」及び「化学物質総合情報提供システム(CHRIP) <https://www.safe.nite.go.jp/japan/db.html> (独立行政法人製品評価技術基盤機構)」等より引用した。

②沸点が 150℃を超える物質

化管法 第一種指定化学物質に該当する物質

管理番号	区分	物質名称	沸点	環境省のVOC100	CAS番号(参考)
14	法第一種	アセトンシアノヒドリン	171	—	75-86-5
18	法第一種	アニリン	184-186	—	62-53-3
20	法第一種	2-アミノエタノール	170.8	—	141-43-5
29	法第一種	1-アリルオキシ-2, 3-エポキシプロパン	153.9	—	106-92-3
73	法第一種	1-オクタノール	194-195	—	111-87-5
78	法第一種	2, 4-キシレンール	211	—	105-67-9
79	法第一種	2, 6-キシレンール	203	—	576-26-1
81	法第一種	キノリン	237.1	—	91-22-5
83	法第一種	クメン	152.4	65	98-82-8
86	法第一種	クレゾール	191-203	—	1319-77-3
89	法第一種	クロロアニリン	208.84	—	95-51-2 106-47-8 108-42-9
98	法第一種	クロロ酢酸	189	—	79-11-8
121	法第一種	パラ-クロロフェノール	220	—	106-48-9
133	法第一種	酢酸2-エトキシエチル(別名エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート)	156	49	111-15-9
168	法第一種	3-(3, 5-ジクロロフェニル)-N-イソプロピル-2, 4-ジオキシミダゾリジン-1-カルボキサミド(別名イブロジオン)	233	—	36734-19-7
181	法第一種	ジクロロベンゼン	180.1	90	95-50-1 106-46-7
188	法第一種	N, N-ジシクロヘキシルアミン	255.8	—	101-83-7
190	法第一種	ジシクロペンタジエン	170	—	77-73-6
213	法第一種	N, N-ジメチルアセトアミド	165	—	127-19-5
232	法第一種	N, N-ジメチルホルムアミド	153	44	68-12-2
257	法第一種	デシラルコール(別名デカノール)	231.1	—	112-30-1 25339-17-7
273	法第一種	1-ドデカノール(別名ノルマルドデシラルコール)	259	—	112-53-8
287	法第一種	2, 4, 6-トリクロロフェノール	246	—	88-06-2
289	法第一種	1, 2, 3-トリクロロプロパン	157	—	96-18-4
292	法第一種	トリブチルアミン	216.5	—	102-82-9
298	法第一種	トリレンジイソシアネート	251	—	26471-62-5
299	法特定	トルイジン	200.2	—	95-53-4 106-49-0
302	法第一種	ナフタレン	217.9	96	91-20-3
314	法第一種	パラ-ニトロクロロベンゼン	242	—	100-00-5
316	法第一種	ニトロベンゼン	210.8	—	98-95-3
319	法第一種	1-ノナノール(別名ノルマルノニルアルコール)	213.3	—	143-08-8
343	法第一種	ピロカテコール(別名カテコール)	245.5	—	120-80-9
349	法第一種	フェノール	182	95	108-95-2
369	法第一種	2-(4-ターシャリーブチルフェノキシ)シクロヘキシル=2-プロピニル=スルフィット(別名プロバルギット又はBPPS)	210	—	2312-35-8
390	法第一種	ヘキサメチレンジアミン	205	—	124-09-4
397	法特定	ベンジリジン=トリクロリド	219-223	—	98-07-7
398	法第一種	ベンジル=クロリド(別名塩化ベンジル)	179	—	100-44-7
399	法第一種	ベンズアルデヒド	178-179	—	100-52-7
415	法第一種	メタクリル酸	163	—	79-41-4
436	法第一種	アルファ-メチルスチレン	163-164	—	98-83-9
438	法第一種	メチルナフタレン	225-255	—	1321-94-4
477	法第一種	4, 4'-オキシビスベンゼンスルホニルヒドラジド	140-160	—	80-51-3
498	法第一種	1, 3-ジクロロ-2-プロパノール	176	—	96-23-1
564	法第一種	アクリル酸2-エチルヘキシル	213.5	—	103-11-7
580	法第一種	アルファ-アルキル-オメガ-ヒドロキシポリ(オキシエチレン)(アルキル基の炭素数が9から11までのもの及びその混合物であって、数平均分子量が1,000未満のものに限る。)	206.47	—	—
585	法第一種	アルファ-(イソシアナトベンジル)-オメガ-(イソシアナトフェニル)ポリ[(イソシアナトフェニレン)メチレン]	200	—	9016-87-9
586	法第一種	イソプロピル=3-クロロカルバニラート	246	—	101-21-3
588	法第一種	4-イソプロピル-3-メチルフェノール	233.8	—	3228-02-2
594	法第一種	エチレングリコールモノブチルエーテル	181.14	16	111-76-2
601	法第一種	オクタメチルシクロテトラシロキサソ	175	—	556-67-2
623	法第一種	酢酸ヘキシル	171.5	—	142-92-7
624	法第一種	サリチル酸メチル	222	—	119-36-8
627	法第一種	ジエチレングリコールモノブチルエーテル	230	—	112-34-5
650	法第一種	(2E)-3, 7-ジメチルオクタ-2, 6-ジエニル=アセテート	238.3	—	105-87-3
652	法第一種	3, 7-ジメチルオクタ-3-オール	196.5	—	78-69-3

管理番号	区分	物質名称	沸点	環境省のVOC100	CAS番号(参考)
659	法第一種	2, 2-ジメチル-3-メチリデンピシクロ[2. 2. 1]ヘプタン	156-160	—	79-92-5
673	法第一種	デカナール	208.5	—	112-31-2
691	法第一種	トリメチルベンゼン	176	3	95-63-6 108-67-8 526-73-8 25551-13-7
693	法第一種	トリメキシ- [3-(オキシラン-2-イルメキシ)プロピル]シラン	253.27	—	2530-83-8
710	法第一種	フタル酸ジオクチル	220	—	117-84-0
712	法第一種	ターシャリーブチル=2-エチルペルオキシヘキサノアート	237.67	—	3006-82-4
713	法第一種	2-ターシャリーブチルシクロヘキシル=アセタート	232.55	—	88-41-5
714	法第一種	4-ターシャリーブチルシクロヘキシル=アセタート	228-230	—	32210-23-4
719	法第一種	2-ターシャリーブチルフェノール	223	—	88-18-6
720	法第一種	2-ターシャリーブトキシエタノール	159.95	—	7580-85-0
721	法第一種	フルフラール	162	—	98-01-1
746	法第一種	N-メチル-2-ピロリドン	202	48	872-50-4
749	法第一種	3-メトキシアニン	251	—	536-90-3
751	法第一種	2-(2-メトキシエトキシ)エタノール	193	—	111-77-3
752	法第一種	1-メキシ-2-(2-メキシエトキシ)エタン	162	—	111-96-6

化管法 第一種指定化学物質以外の物質

管理番号	区分	物質名称	沸点	環境省のVOC100	CAS番号(参考)
6	法第二種	アクリル酸2-ヒドロキシエチル	191	—	818-61-1
67	法第二種	2, 3-エポキシ-1-プロパノール	160	—	556-52-5
109	法第二種	オルト-クロロトルエン	158.97	—	95-49-8
110	法第二種	パラ-クロロトルエン	162.4	—	106-43-4
118	法第二種	2-(4-クロロフェニル)-2-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イルメチル)ヘキサニトリル(別名ミシロブタニル)	202-208	—	88671-89-0
170	法第二種	(RS)-2-(2, 4-ジクロロフェニル)-3-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イル)プロピル=1, 1, 2, 2-テトラフルオロエチル=エーテル(別名テトラコナゾール)	240	—	112281-77-3
189	法第二種	N, N-ジシクロヘキシル-2-ベンゾチアゾールスルフェニアミド	200	—	4979-32-2
204	法第二種	ジフェニルエーテル	258	—	101-84-8
205	法第二種	1, 3-ジフェニルグアニジン	170	—	102-06-7
216	法第二種	N, N-ジメチルアニン	193.45	—	121-69-7
295	法第二種	3, 5, 5-トリメチル-1-ヘキサノール	194	—	3452-97-9
315	法第二種	オルト-ニトロトルエン	222	—	88-72-2
338	法第二種	2-ビニルピリジン	159-160	—	100-69-6
359	法第二種	ノルマル-ブチル-2, 3-エポキシプロピルエーテル	165	—	2426/8/6
368	法第二種	4-ターシャリーブチルフェノール	237	—	98-54-4
414	法第二種	無水マレイン酸	202	—	108-31-6
417	法第二種	メタクリル酸2, 3-エポキシプロピル	189	—	106-91-2
419	法第二種	メタクリル酸ノルマル-ブチル	160-163	—	97-88-1
440	法第二種	1-メチル-1-フェニルエチル=ヒドロペルオキシド	153	—	80-15-9
479	法第二種	(RS)-1-[3-クロロ-4-(1, 1, 2-トリフルオロ-2-トリフルオロメチルオキシエトキシ)フェニル]-3-(2, 6-ジフルオロベンゾイル)ウレア(別名ノバルロン)	218	—	116714-46-6
482	法第二種	酢酸ベンジル	213	—	140-11-4
791	法第二種	ノナン	150.8	29	111-84-2
463	その他	アセトアミド	222	—	60-35-5
484	その他	(S)-アルファ-シアノ-3-フェノキシベンジル=(S)-2-(4-クロロフェニル)-3-メチルブチラート(別名エスフェンバレート)	151-167	—	66230-04-4
470	その他	ウレタン	182-184	—	51-79-6
	その他	ウンデカン	195.9	28	1120-21-4
471	その他	N-エチルアニン	204.5	—	103-69-5
51	その他	2-エチルヘキサノール	228	—	149-57-5
	その他	エチレングリコール	197.6	32	107-21-1
69	その他	2, 3-エポキシプロピル=フェニルエーテル	245	—	122-60-1
	その他	2-オクタノール	178.5	—	123-96-6
17	その他	オルト-アニシジン	225	—	90-04-0
120	その他	オルト-クロロフェノール	174.9	—	95-57-8
367	その他	オルト-セカンダリーブチルフェノール	228	—	89-72-5
97	その他	1-クロロ-2-(クロロメチル)ベンゼン	217	—	611-19-8
481	その他	1-クロロナフタレン	259.3	—	90-13-1
111	その他	2-クロロ-4-ニトロアニン	200	—	121-87-9
112	その他	2-クロロニトロベンゼン	245.5	—	88-73-3
122	その他	2-クロロプロピオン酸	185	—	598-78-7
129	その他	4-クロロ-3-メチルフェノール	235	—	59-50-7

管理番号	区分	物質名称	沸点	環境省のVOC100	CAS番号(参考)
483	その他	サフロール	232-234	—	94-59-7
136	その他	サリチルアルデヒド	197	—	90-02-8
142	その他	2, 4-ジアミノアニソール	221	—	615-05-4
145	その他	2-(ジエチルアミノ)エタノール	163	—	100-37-8
	その他	シクロヘキサノン	156	52	108-94-1
487	その他	シクロ酢酸	193-194	—	79-43-6
166	その他	1, 2-ジクロロ-4-ニトロベンゼン	255.5	—	99-54-7
491	その他	2, 4-ジクロロ-1-ニトロベンゼン	258.5	—	611-06-3
165	その他	2, 4-ジクロロトルエン	201	—	95-73-8
496	その他	2, 4-ジクロロフェノール	209-211	—	120-83-2
500	その他	3, 3'-ジクロロベンジジン二塩酸塩	230	—	612-83-9
202	その他	ジビニルベンゼン	200	—	1321-74-0
509	その他	2, 3-ジプロモ-1-プロパノール	219	—	96-13-9
510	その他	1, 3-ジプロモプロパン	167	—	109-64-8
508	その他	1, 4-ジプロモブタン	197	—	110-52-1
	その他	ジペンテン(別名リモネン)	175	79	7705-14-8
512	その他	2, 3-ジメチルアニリン	221.5	—	87-59-2
214	その他	2, 4-ジメチルアニリン	214	—	95-68-1
215	その他	2, 6-ジメチルアニリン	216	—	87-62-7
514	その他	ジメチルカルバモイルニクロリド	167	—	79-44-7
274	その他	ターシャリドデカンチオール	227-248	—	25103-58-6
246	その他	チオフェノール	168.3	—	108-98-5
	その他	デカン	174	5	124-18-5
524	その他	テトラプロモメタン	189.5	—	558-13-4
	その他	テトラリン	207.3	35	119-64-2
282	その他	トリクロ酢酸	196.5	—	76-03-9
283	その他	2, 4, 6-トリクロロ-1, 3, 5-トリアジン	192	—	108-77-0
	その他	3, 5, 5-トリメチル-2-シクロヘキサノン-1-オン(別名イソホロン)	215.3	51	78-59-1
464	その他	パラ-アニシジン	243	—	104-94-9
539	その他	パラ-フェネチジン	253-255	—	156-43-4
549	その他	パラ-ベンゾキノン	180	—	106-51-4
	その他	ビスシクロヘキシル(1,1'-ビスシクロヘキサン)	227	43	92-51-3
339	その他	N-ビニル-2-ピロリドン	218	—	88-12-0
344	その他	フェニルオキシラン	194.1	—	96-09-3
345	その他	フェニルヒドラジン	243.5	—	100-63-0
	その他	2-フランメタノール(別名フルフリルアルコール)	170	—	98-00-0
544	その他	ヘキサクロロエタン	186.8	—	67-72-1
545	その他	ヘキサクロロシクロペンタジエン	239	—	77-47-4
	その他	ベンジルアルコール	204.7	39	100-51-6
418	その他	メタクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル	186-188	—	2867-47-2
533	その他	メタ-ニトロトルエン	232	—	99-08-1
552	その他	N-メチルアニリン	194-196	—	100-61-8
	その他	メチルアミルケトン(2-ヘプタン)	151.5	36	110-43-0
	その他	1-メチル-4-ニトロベンゼン(別名P-ニトロトルエン)	238	—	99-99-0
451	その他	2-メトキシ-5-メチルアニリン	235	—	120-71-8

[注]・「区分」欄に記載した「法特定」、「法第一種」及び「法第二種」は、それぞれ化管法における「特定第一種指定化学物質」、「第一種指定化学物質」及び「第二種指定化学物質」を示す。

・「区分」欄に記載した「その他」は、化管法の指定物質以外の物質であることを示す。

・「沸点」は、「PRTR 排出量等算出マニュアル（第5版）第Ⅲ部資料編（経済産業省・環境省：令和5年3月）」及び「化学物質総合情報提供システム（CHRIP）<https://www.safe.nite.go.jp/japan/db.html>（独立行政法人製品評価技術基盤機構）」等より引用した。

・沸点が150度を超える物質については、世界保健機関（WHO）におけるVOCの基準である沸点260度までの物質を掲載。